産研シリーズ 50

ERM 規制化における保険会計のあり方について
～新たなソルベンシー規制の流れを受けて～

早稲田大学産業経営研究所

ERM 規制化における保険会計のあり方について
～新たなソルベンシー規制の流れを受けて～

早稲田大学産業経営研究所
産研シリーズ 50

目　次

はじめに …… 1
第１章　現行保険会計の再整理 …… 7
１．はじめに…… 7
２．現行保険会計の現状…… 8
３．生命保険会計の現状…… 9
４．現行保険会計をめぐる動向……12
５．おわりに……16
質疑応答要旨……18
第２章　経済価値ベースのソルベンシー規制の意義と概要……23
１．経済価値ベースのソルベンシー規制導入の背景および経緯……23
２．経済価値ベースのソルベンシー規制の特徴および旧来のソルベンシー規制との相違点…25
３．その他の経済価値ベースのソルベンシー規制導入の意義……31
４．経済価値ベースのソルベンシー規制の概要……32
５．経済価値ベースのソルベンシー規制導入による影響……57
６．経済価値ベースのソルベンシー規制の課題……59
質疑応答要旨……63
第３章　規制と会計の差異とそれが及ぼすと考え得る影響……69
１．はじめに……69
２．現行の保険会計の枠組みとESRとの差異 ……70
３．IFRS第17号の特徴とESRとの差異 ……75
４．IFRS第17号／第９号の影響分析 ……81
５．規制と会計の差異が及ぼすと考え得る影響……87
６．おわりに……89
質疑応答要旨……91
第４章　リスク管理高度化に資する会計とは ……99
１．生命保険会計の基礎……99
２．保険会社における統合的リスク管理の概要と評価の比較可能性、各社の取り組み…… 103
３．経済価値測定に対する会計上の見積りの監査…… 108
４．リスク管理高度化に資する会計…… 110
質疑応答要旨…… 116

第５章　生命保険会計のあり方 …… 123
１．保険会計の伝統的保守性と状況の変化…… 123
２．財務報告の目的…… 124
３.一般的な収益認識基準 …… 124
４．海外の生命保険会計基準（USGAAP LDTIを中心に）…… 125
５．財務会計の保険負債の要件考察…… 130
６．今後の課題…… 131
質疑応答要旨…… 135
おわりに …… 147
執筆者紹介（執筆順） …… 151

はじめに

早稲田大学商学学術院教授　大塚　忠義

本書は、「ERM 規制化における保険会計のあり方について ～新たなソルベンシー規制の流れを受けて～」をテーマとする研究会による研究結果を報告するものである。

2025年度に導入が予定されている経済価値ベース（時価ベース）のソルベンシー規制（Economic Solvency margin Ratio、ESR）は、従来のソルベンシー規制（Solvency Margin Ratio、SMR）とは大きく異なっている。なかでも、SMR は、生命保険会社の負債の大半を占める責任準備金を取得原価で評価しているので、獲得した保険契約の責任準備金（保険負債）の評価は原則として動かない。これに対し、ESR は資産も負債も経済価値ベースで評価するので、金融市場や発生率等の変動による影響がただちに反映される。現行の保険会計は従来のソルベンシー規制の算出基礎となっているもので、経済価値ベースのESR とは整合的ではない。そこで、日本の保険会計として、問題点や課題についての調査研究を行い、それらを公表することで、保険学の発展へ寄与することが本研究会の目的である。

本研究会は早稲田大学産業経営研究所が主催し、日本保険・年金リスク学会が共催した。同学教授大塚忠義を座長として早稲田大学で会計学、アクチュアリー学、保険学を専攻し学業/研究を修めた研究者および実務家が研究に参加した。なお、研究参加者については、巻末の執筆者紹介に記載する。また、本研究会は公益財団法人簡易保険加入者協会から、令和６年度の保険分野の調査研究の委託を受けたものであり、ここに謝意を表する。PwC Japan 有限責任監査法人には事務局として研究会の運営をサポートしていただいた。

本研究会は2024年５月から2025年１月にわたって早稲田大学で研究会を実施した。研究会においては担当研究者の発表と座長による総括コメント、それを踏まえた参加者のディスカッションが実施された。研究会の実施概要は以下のとおりである。

第１回研究会

- 日時：2024年５月17日（金）17時～18時40分
- 場所：早稲田大学11号館701号室
- 参加人数：対面40人、オンライン60人程度
- テーマ：現行会計の再整理
- サブテーマ：イントロダクション、生命保険と超長期性、生命保険会計の特徴と位置づけ

第２回研究会

- 日時：2024年７月12日（金）17時30分～19時10分
- 場所：早稲田大学11号館819号室
- 参加人数：対面19人、オンライン70人程度
- テーマ：　経済価値ベースの規制の考え方と意義
- サブテーマ：経済価値ベースでとらえることの意義、経済価値ベースの規制の概要

第３回研究会

- 日時：2024年９月27日（金）18時～19時40分
- 場所：早稲田大学11号館903号室
- 参加人数：対面15人、オンライン57人程度
- テーマ：規制と会計の差異とそれが及ぼすと考え得る影響
- サブテーマ：経済価値ベースとの比較でみた現行会計の課題、各種戦略（商品戦略・運用戦略）への影響

第４回研究会

- 日時：2024年11月29日（金）17時30分～19時10分
- 場所：早稲田大学11号館709号室
- 参加人数：対面９人、オンライン48人程度
- テーマ：「リスク管理高度化」に資する会計とは
- サブテーマ：リスク評価・パフォーマンス評価に関する各社取り組み、評価の比較可能性

第５回研究会

- 日時：2025年１月17日（金）17時30分～19時10分
- 場所：早稲田大学11号館903号室
- 参加人数：対面10人、オンライン58人程度
- テーマ：第１回～第４回を踏まえた提言
- サブテーマ：これまでの議論のまとめ、経済価値ベースの規制を見据えた保険会計のあり方

本報告書の冒頭に、このような長期間にわたる研究会を実施するきっかけとなった問題点の所在について記載する。

現行保険会計の大きな特徴は監督会計を基調としている点と保守主義の採用である。保険業法第１条において「保険業法では、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民

生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的としている。」と規定している。すなわち、現行保険会計では保険会社が確実に契約履行できるように保守的な考え方に基づいて会計処理を行うことにより「保険会社の支払能力の確保」を求めている。このように、保険業法で規定する「保守主義」は、一般会計基準が希求する経済的な実態の反映より優先していることから、現行保険会計は保険会社の財務および損益の状況を正確に把握しにくいものになっている。そこで、経済的な実態をより正確に把握するための取り組みが課題として取り上げられている。

同時に保険業法では「保険会社の支払能力の確保」のため、生命保険会社に高い財務健全性を求めている。健全性規制の一環として適用されている従来のソルベンシー規制は、1996年に導入された。しかしながら、導入直後から中堅生命保険会社の経営破綻が相次ぎ、ソルベンシー・マージン比率は健全性指標としての機能を十分に果たすことができなかったとの見解が多い。その最大の理由として、ソルベンシー・マージン比率の分子である支払余力に関して、現行の会計基準に基づいて算定することは適切とは言い難いことがあげられる。そこで、金融庁は、長年にわたる有識者会議などの議論を経て、経済価値ベースでのソルベンシー規制の導入に力を注いできた。経済価値ベースの評価とは、資産負債の一体的な時価評価を通じ、保険会社の財務状況を的確に把握することを目的としたものである。また、この規制を導入する意義として、①契約者保護、②保険会社のリスク管理の高度化、③消費者・市場関係者等への情報提供が掲げられている。

今般、長年の議論の結果として金融庁は「経済価値ベース（時価ベース）のソルベンシー規制（Economic Solvency margin Ratio、ESR）」の2025年度導入を決定した。これは従来のソルベンシー規制（Solvency Margin Ratio、SMR）とは大きく異なっている。両者の最も顕著な差異であるESRの特長は、従来のソルベンシー規制ではソルベンシー・マージン比率を計算する際に現行保険会計に基づいたロックイン方式の責任準備金を前提としていることに対し、経済価値ベースのソルベンシー規制はロックフリー方式となっていることである。このため、従来のソルベンシー規制の課題である資産と負債の差額である純資産額が金利の変化を適切に評価できない点が改善され、透明性や適時性の飛躍的な向上が期待されている。

このように、保険会社に対する健全性規制が従来のソルベンシー規制から経済価値ベースのソルベンシー規制へと大きく変化していく過程の中で、従来のソルベンシー規制の算出基礎となっている現行保険会計は経済価値ベースのソルベンシー規制とは整合性が低いことが指摘されており、今後における現行保険会計の在り方が一つの論点となっている。

現行の保険会計とESRの目的はともに「支払能力の確保による契約者保護」にあるが、それを達成するためのアプローチが大きく異なる。現行会計は、確実な債務履行に備えて責任準備金を十分かつ早期に積み立てることで保険契約者の保護を図っている。このため、特に責任準備金の積立不足に焦点を当てた保守的な処理が採用されていることは前述した。また、責任準備金の時価評価には、金利変動などの一過性要因の影響により経営安定性を阻害するという認識に加えて、業績測定上の問題もあって責任準備金は原価評価されてきた。

一方、ESRはフォワードルッキングなアプローチを採用し、保険会社の中・長期的な健全性に影響を及ぼすであろう将来起こりうる事態（リスク）を的確に把握することを求めている。すなわち、ESRは「現在の市場環境を反映させた実態・リスク開示」や「経営難の早期警告」に関する情報をタイムリーに提供する形で、契約者保護を図っている。このため、ESRではより透明性・適時性のある時価評価が採用されている。ただし、ESRは保険会社の業績測定を意図したものではない点には注意が必要である。

さて、議論の対象は、同一の目的をもっているにもかかわらずアプローチが異なる現行会計とESRの今後についてである。分析および考察の対象を並列すると、現行の監督会計とESRのベースとなる財務会計（一般目的会計）の比較になる。両者の将来の姿に関し単純にいって３つの選択肢が存在する。

ⅰ　両者は並列して使用され続ける

ⅱ　現行の監督会計は廃止される

ⅲ　現行の監督会計は存続するが財務会計（一般目的会計）に準じるものに変更される

現時点で、どのような未来が想定されるか、その答えに到達することは困難である。しかしながら、論点を積み上げて課題を調査分析する活動は有意義で、長期にわたる研究会の主題としてふさわしいものと考える次第である。

本報告書の概要は次のとおりである。

第１章では、八戸学院大学准教授の崔桓碩氏が、現行保険会計の再整理を行っている。日本の保険会計の建付けは主に保険業法に定められたものであり、規制会計の側面が強いため、一般的な企業会計とは異なる点がある。日本における今後の保険会計の在り方を考えるうえで、現状の整理は重要である。

第２章は、早稲田大学商学学術院講師の谷口豊氏による、ソルベンシー規制の意義と歴史、および導入予定の経済価値ソルベンシー規制の概要である。経済価値ソルベンシー規制については、実際に適用される係数なども含めた情報が一覧で示されており、非常に価値が高いものといえる。なお、第２章は研究会においては2023年３月期フィールドテストの情報に基づいて実施されたが、当報告書においては2024年３月期フィールドテストの情報にアップデートされている点にご留意願いたい。

第３章では、成城大学准教授の羽根佳祐氏が、規制と会計の差異について検討している。会計については日本基準のみならず、IFRSの適用に伴う影響分析なども含めた幅広いデータに基づいた検討がなされている。

第４章は、早稲田大学大学院会計研究科OBによる会計とリスク管理との関係の検討である。保険会社に浸透しつつあるリスク管理手法であるERMの観点から、リスク管理においてどのような会計が望ましいのかが述べられている。また、第三者による監査において検討されるべき視

点についても検討されている。

第５章は、早稲田大学大学院会計研究科OBの逆井幹則氏が、第４章までの議論を踏まえて、生命保険会計のあり方という題で議論を整理したものである。これまでの議論に加えて、USGAAPの新保険会計基準（LDTI）における取り扱いも踏まえ、今後検討すべき事項がまとまっている。

なお、各章の末尾に研究会での議論の概要を記載している。

第１章　現行保険会計の再整理

八戸学院大学　崔　桓碩

１．はじめに

1.1.　研究背景と目的

金融庁が長年に亘って議論してきた「経済価値ベース（時価ベース）のソルベンシー規制（Economic Solvency margin Ratio、ESR）」が2025年度に導入される予定である。これは従来のソルベンシー規制（Solvency Margin Ratio、SMR）とは大きく異なっている。

たとえば、従来のソルベンシー規制は、保険業法で定められている現行保険会計に基づき、負債の大半を占める責任準備金を取得原価で評価しているので、一度獲得した保険契約の責任準備金（保険負債）の評価は原則として固定されている。これに対し､経済価値ベースのソルベンシー規制は資産も負債も経済価値ベース、すなわち時価ベースで評価するので、金融市場や発生率等の変動による影響がただちに反映されることになる。

その結果として、金利が下がる場合、従来のソルベンシー規制では資産だけが増え、経営が改善したかのように見える反面、経済価値ベースのソルベンシー規制では負債の価値が資産以上に膨らんでしまい、健全性が悪化する傾向が見える。

図１－１　SMRとESRにおける負債評価方式の違い

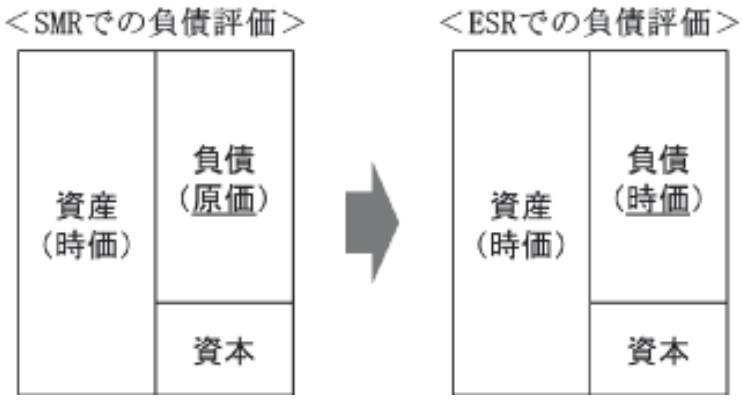

その他にも、従来のソルベンシー規制ではソルベンシー・マージン比率を計算する際に、現行保険会計に基づいたロックイン方式の責任準備金が前提となっているため、資産と負債の差額である純資産額が金利の変化を適切に評価できない点も指摘されている。その反面、経済価値ベースのソルベンシー規制はロックフリー方式となっているため透明性や適時性が高いと評価されている。

以上のように、保険会社に対する健全性規制が従来のソルベンシー規制から経済価値ベースのソルベンシー規制へと大きく変化していく過程の中で、従来のソルベンシー規制等の算出基礎となっている現行保険会計は経済価値ベースのソルベンシー規制とは整合性が低いことが指摘されており、今後における現行保険会計の在り方が一つの焦点となっている。

そこで本章では、主に生命保険分野における現行保険会計の現状について再整理し、今後の課題について考察したい。

2．現行保険会計の現状

2.1. 現行保険会計の法的基準

保険契約をめぐる会計基準の特徴として、まず他国における事例をみると、たとえば、IFRS（国際財務報告基準）では、第17号に保険契約に関する会計基準が設定されており、米国では、全米保険監督官連合（NAIC）が制定する保険監督官向けの法定会計（SAP）および会計基準設定機関である米国財務会計基準審議会（FASB）が制定する投資家向けである一般に認められた会計基準（GAAP）がある。

このように他国においては、保険契約について独自の会計基準を設けているが、日本では、金融商品に該当すれば「金融商品会計に関する実務指針」に基づいて会計処理を行い、金融商品に関する会計基準の対象外となる場合は保険業法および保険業法施行規則に基づいて会計処理を行っている[1]。

そこで、保険契約については、「保険業法第５章経理（第109条から第122条）」と「保険業法施行規則第５章経理（第59条から第82条）」のところにおいて、詳細な会計基準が定められている[2]。したがって、IFRSやGAAPの他国の事例のように、日本の保険会計においても保険契約の会計基準について制度化の必要性が課題として取り上げられている。

1　金融商品に関する会計基準の対象外になる保険契約として、「金融商品会計に関する実務指針」の第13項と第224項には以下のような内容が定められている。

①「金融商品会計に関する実務指針」第 13 項：「保険者が特定の事故の発生によって生ずる損害額等（損害保険又は生命保険）を通常保険金支払の形で填補することを約する一方、保険契約者が保険料の支払義務を負う保険契約は、金融商品会計基準の対象外である。」

②「金融商品会計に関する実務指針」第 224 項：「満期返戻金のない契約（掛け捨てのもの）は、金融商品ではない。これに対し満期返戻金のある契約は、保険事由が発生しない限り満期に返戻金が支払われる。しかし、後者は純粋な保険部分と積立金部分が組み合わされているから、両者の区分計算が必要となるが、保険契約と密接な関係にあり区分計算は極めて困難であるため、金融商品会計基準の対象外とした。」

2　たとえば、以下のような内容が定められている。

①「保険業法第５章経理（第 109 条から第 122 条）」：「事業年度の区分（第 109 条）から、業務報告書の作成（第 110 条）、事業費等の償却（第 113 条）、契約者配当（第 114 条）、価格変動準備金（第 115 条）、責任準備金（第 116 条）、支払備金（第 117 条）など」

②「保険業法施行規則第５章経理（第 59 条から第 82 条）」：「業務報告書の詳細な内容（第 59 条）から、契約者配当の計算方法（第 62 条）、価格変動準備金の計算（第 66 条）、生命保険会社の責任準備金（第 69 条）など」

2.2.　現行保険会計の特徴

2.2.1.　保守主義の採用

現行保険会計において最も大きな特徴は、保険業法第１条にも記載されているが、保守主義の採用である。保険業法第１条において「保険業法では、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的としている。」と書いてあり、保険契約者等の保護を図るために、保険会計は保守的な考え方に基づいて会計処理を行わないといけないこととなっている。

その典型的な例として、IFRSやGAAPでは当該費用が契約期間に亘って按分されている一方で、日本の生命保険契約においては、保険契約の獲得に係る費用を発生時に費用処理しなければならないことになっている。

2.2.2.　責任準備金の計算における取得原価主義

次の特徴として、責任準備金の計算における取得原価主義がある。責任準備金の積立てに関して、契約初期において厚い積立てが達成できる平準純保険料方式が原則的に用いられており、毎期再評価を行わないロックイン方式を採用しているため、積立て不足が発生しない限り、責任準備金の計算に契約時の計算基礎率を継続して使用することになっている。この理由としては、責任準備金をその時点の金利の変動に基づき再評価すると、負債の長期性から多額の評価差額を計上しなければならない場合があるためである。

このような現行保険会計における「保守主義」および「取得原価主義」に対し、経済的な実態が正確に把握しにくい点から、ブラック・ボックスとしても指摘されている。そこで、経済的な実態をより正確に把握するための取り組みの必要性が課題として取り上げられている。

３．生命保険会計の現状

3.1.　生命保険会社における財務諸表の特徴

3.1.1.　貸借対照表の特徴

生命保険会社の貸借対照表の特徴として、表１－１のように、生命保険会社の「資産」は、一般の企業のように流動・固定の区分ではなく、銀行と同様、どのように運用しているのかがわかるように資産運用の形態（現金および預貯金、金銭の信託、有価証券、貸付金など）により区分されている。そして、生命保険会社の「負債」は、一般の企業のように流動･固定の区分をせず、また、その大部分が将来の保険金などの支払いを確実に行うための責任準備金などの保険契約準備金が占めている[3]。

3　一般社団法人生命保険協会（2022）「生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻」, p.12

表１－１　生命保険会社の貸借対照表

<table>
<tr><th>資産の部</th><th colspan="2">負債の部</th></tr>
<tr><td rowspan="7">・現金及び預貯金
・コールローン
・金銭の信託
・有価証券（国債、社債、株式など）
・貸付金
・有形固定資産　など</td><td colspan="2">・保険契約準備金（責任準備金など）
・価格変動準備金　など</td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td></tr>
<tr><td colspan="2">純資産の部</td></tr>
<tr><td>（相互会社）</td><td>（株式会社）</td></tr>
<tr><td>・基金
・基金償却積立金
・剰余金　など</td><td>・資本金
・資本剰余金
・利益剰余金　など</td></tr>
<tr><td colspan="2">小　　計</td></tr>
<tr><td>合　　計</td><td colspan="2">合　　計</td></tr>
</table>

（出典）一般社団法人 生命保険協会（2022）「生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻」, p.12

3.1.2.　損益計算書の特徴

生命保険会社の損益計算書の特徴として、生命保険商品は10年、20年あるいは終身といった長期の契約期間にわたって、保険料収入や保険金・給付金・年金の支出が発生しているため、ある１年間に販売した生命保険商品に関する収支（契約が終了するまでの間の収支）は、事業年度ごとの決算で表すことはできない。したがって、生命保険会社の事業年度ごとの損益計算書は、そのリスク管理の結果、１年間で予測（予定率）と実績の差がどの程度生じたかを表しているものだといえる[4]。

また、生命保険会社の損益計算書は、表１－２のように、一般企業のように営業損益と営業外損益といった区分はなく、保険に係わる損益と資産運用に関する損益およびそれ以外の経費といった区分がなされている。

表１－２　生命保険会社の損益計算書

<table>
<tr><th colspan="3">科　　目</th></tr>
<tr><td rowspan="3">経常損益</td><td>（経常収益）</td><td>・保険料等収入
・資産運用収益　など</td></tr>
<tr><td>（経常費用）</td><td>・保険金等支払金
・責任準備金等繰入額
・資産運用費用
・事業費　など</td></tr>
<tr><td colspan="2">経　常　利　益</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特別損益</td><td colspan="2">特　別　利　益</td></tr>
<tr><td colspan="2">特　別　損　失</td></tr>
<tr><td colspan="3">当期純剰余（当期純利益）など</td></tr>
</table>

（出典）一般社団法人生命保険協会（2022）「生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻」, p.18

4　一般社団法人生命保険協会（2022）「生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻」, p.18

そして、生命保険会社の「経常収益」の主なものは、①保険料収入、②利息・配当金や有価証券の売却益などの資産運用によって得られる収益である。これに対して「経常費用」の主なものは、①保険金・年金・給付金・返戻金などの支払、②責任準備金繰入額、③支払利息や有価証券の売却損、貸倒引当金繰入額などの資産運用にかかった費用、④会社運営のための費用である事業費である。「経常利益」とは、「経常収益」と「経常費用」の差額で、１年間の事業活動の収支結果を表す[5]。

図１－２　通常の事業活動による経常損益の計算

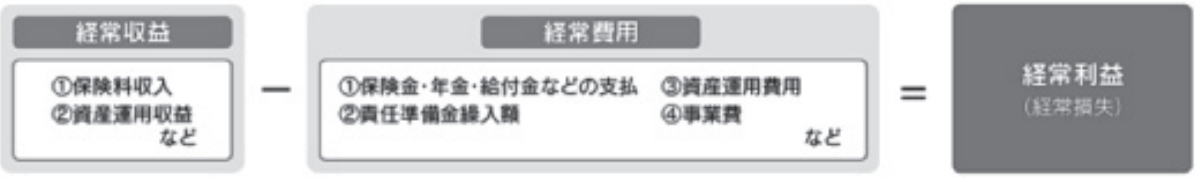

（出典）一般社団法人生命保険協会（2022）「生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻」, p.19

3.2.　生命保険会社の会計に関する論点

3.2.1.　生命保険会社の収益と費用のミスマッチ

以上のような生命保険会社における財務諸表の特徴に基づいて、生命保険会社の会計に関する論点をまとめると、まず収益と費用のミスマッチがある。たとえば、収益のところにおいて、日本の会計基準では､その期に生命保険会社が受け取った保険料等収入をすべて経常収益に計上し、将来への積立分が責任準備金繰入額として費用計上される。

そして、費用のところにおいては、生命保険事業では新契約の獲得時に営業職員への報酬、代理店手数料の支払い、広告宣伝費などの多くの費用がかかっており、これらの費用は会計の発生主義にしたがい、当期の費用として計上される。

その結果として､新契約の規模が大きいほど､責任準備金繰入額と事業費の負担が大きくなり、その期の損益を圧迫する要因となる。すなわち、新契約の獲得により企業価値は高まるが、現行会計上では赤字の契約のように見えるため、収益と費用のミスマッチが生じている。また、生命保険会社の利益の源泉を把握することが難しいとの問題点も指摘されている。

3.2.2.　生命保険会社の資産・負債構造の特殊性

その他の論点として、生命保険会社の資産・負債構造の特殊性がある。前述の通り、生命保険会社の負債の大半は、長期の保険契約に基づく将来の債務の履行のために積み立てられた責任準備金が占めており、契約時に固定された予定利率に基づき計算される。

このような負債の長期性に対応して、資産面においては、債券保有のような長期の運用の割合

5　一般社団法人生命保険協会（2022）「生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻」, p.19

が高く、基本的には資産・負債のデュレーション・マッチングが図られ、金利変動リスクが回避されていると考えられる。

しかし、資産・負債のデュレーション・マッチングが図られている場合においても、資産のみが時価評価され、負債は原価で評価されているため、財務諸表上、資本の額が変動するとの指摘がある。たとえば、図１－３のように、金利が上昇すると、資産のみ減少し、その結果資本も減少する反面、金利が下落すると、資産のみ増加し、資本も増加する場合が存在する。

図１－３　現行保険会計における金利の影響

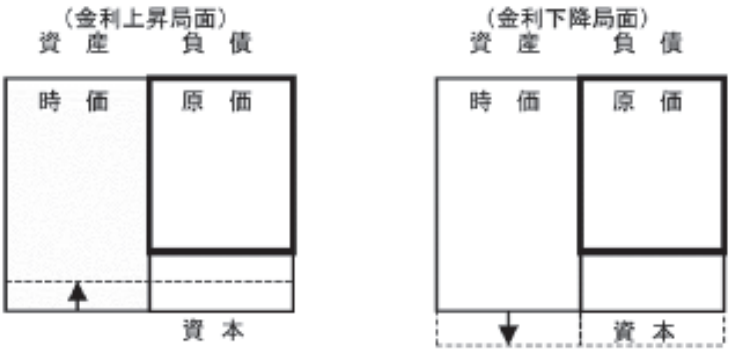

（出典）金融庁（2000）「保険会社会計に関する論点」

４．現行保険会計をめぐる動向

4.1.　現行保険会計とIFRS第17号

IFRS第17号は、あらゆる保険契約に対して統一した会計基準を適用することが目的である。たとえば、資産および負債についても経済価値ベースでの評価を行い、資産と負債の差額である自己資本の変動により保険会社の収益とリスクを認識するアプローチとなっている。このIFRS第17号については、長年に亘る議論を経て、日本でも2023年１月１日から任意適用となっている。

IFRS第17号の移行時（またはIFRSの導入時）には、原則として、保有契約に対して、新契約時に遡って保険負債が計算される。また、IFRS第17号の適用後も、資本規制と剰余金の配当は現行会計に準ずる。

図１－４　IFRS第17号のタイムライン

（出典）RGA（2020）「IFRS第17号修正事項の概要　保険契約に関する留意点」

現行の保険会計基準と異なるIFRS第17号の特徴として言えるところは保険負債の区分である。IFRS第17号では既存の保険負債を「将来CF現価」「リスク調整」「CSM（Contractual Service Margin）」の３つに区分し[6]、このうち、CSMが保険期間の経過とともに償却され、利益となる点が大きな特徴である。

また、新契約費の扱いについても既存の会計基準では支出時に費用として計上しているが、IFRS第17号では保険負債の中で繰り延べて将来に配分されることも特徴としていえる。

表１－３　日本基準とIFRS第17号との比較

項目	日本基準（責任準備金）	IFRS第17号（保険負債）
コンセプト	・将来における債務の履行に備え、保険会社の健全性の維持、保険契約者の保護の観点から評価	・従来CFの現在価値の測定と保険サービスの提供に基づく収益の認識
計算方法	・計算式と計算基礎率によるフォーミュラ計算（ロックイン方式）	・現在の前提によって計算し、前提変更（割引率以外）の影響はCSMで調整して将来に配分
安全割増	・計算基礎率のなかに適切なマージンを持たせる ・通常の予測を超える損失に備えて危険準備金を保持	・将来CFの不確実性への備えとしてリスク調整を計上 ・最善前提およびリスク調整を超える保険料のなかのマージンはCSMに計上
新契約費の扱い	・支出時の費用として計上	・保険負債のなかで繰り延べて将来に配分

（出典）ライフネット生命保険株式会社（2022）『IFRS17号「保険契約」勉強会（第1回）』, p.18

4.2.　経済価値ベースのソルベンシー規制の導入

4.2.1.　経済価値ベースのソルベンシー規制の背景

現在、健全性規制の一環として適用されている従来のソルベンシー規制は、生命保険会社の財務健全性を確保する目的として1996年に導入された。しかし、導入直後から中堅生命保険会社の経営破綻が相次ぎ、ソルベンシー・マージン比率[7]は健全性指標としての機能を十分に果たすことができなかったとの見解が多い。その理由の一つとして、ソルベンシー・マージン比率の計算に関して、分子の支払余力算定の計算において、現行の会計基準に基づくのは適切ではないとの意見があった。

たとえば、大塚（2024）は現行会計に基づいたロックイン方式の責任準備金が前提となると、資産と負債の差額である純資産額が金利の変化を適切に評価できない問題があることを指摘した。さらに、分母のリスク相当額の算定額に関しては、その基準となるファクター方式について、監督当局が告示で定めているが、これは保険会社が保有するリスクの程度を全社同一であると前提したものであるため、会社間の比較可能性は高いというメリットがあるが、会社固有のリスク

6　「将来CF現価」：将来の支出（保険金等）の現価から将来の収入（保険料）の現価を控除した金額、
「リスク調整」：将来CF不確実性への備え、
「CSM」：「将来利益を表す負債」で保険期間の経過とともに償却され、利益となる。

7　ソルベンシー・マージン比率（％）＝｛ソルベンシー・マージン総額／（リスクの合計額×1/2）｝×100

状況を適切に反映することができない問題も指摘している。

そこで、監督官庁である金融庁は、長年に亘って、有職者会議などの議論を経て、経済価値ベースでのソルベンシー規制の導入に力を注いできた。経済価値ベースの評価とは、資産と負債の一体的な時価評価を通じ、保険会社の財務状況を的確に把握することを目的としたものである。また、この規制を導入する意義として、①契約者保護、②保険会社のリスク管理の高度化、③消費者・市場関係者等への情報提供が掲げられている。

これらの目的と意義を達成するために、経済価値ベースのソルベンシー規制の三つの柱が立てられ、第一の柱は定量規制（最低基準）、第二の柱は自己（内部）管理と監督上の検証、第三の柱は情報開示と市場規律に構成される。

これにより今後、保険会社においては、定量的なソルベンシー評価のみに留まらず、定性面も含めた全体としてのERM及びその中核的プロセスであるORSA枠組みが有効に機能していることが求められる。また、監督当局においては、これらに関する一定の目線を定め、実態把握に基づいた改善・高度化を促していく仕組みが必要となる。

図１－５　経済価値ベースのソルベンシー規制の三つの柱

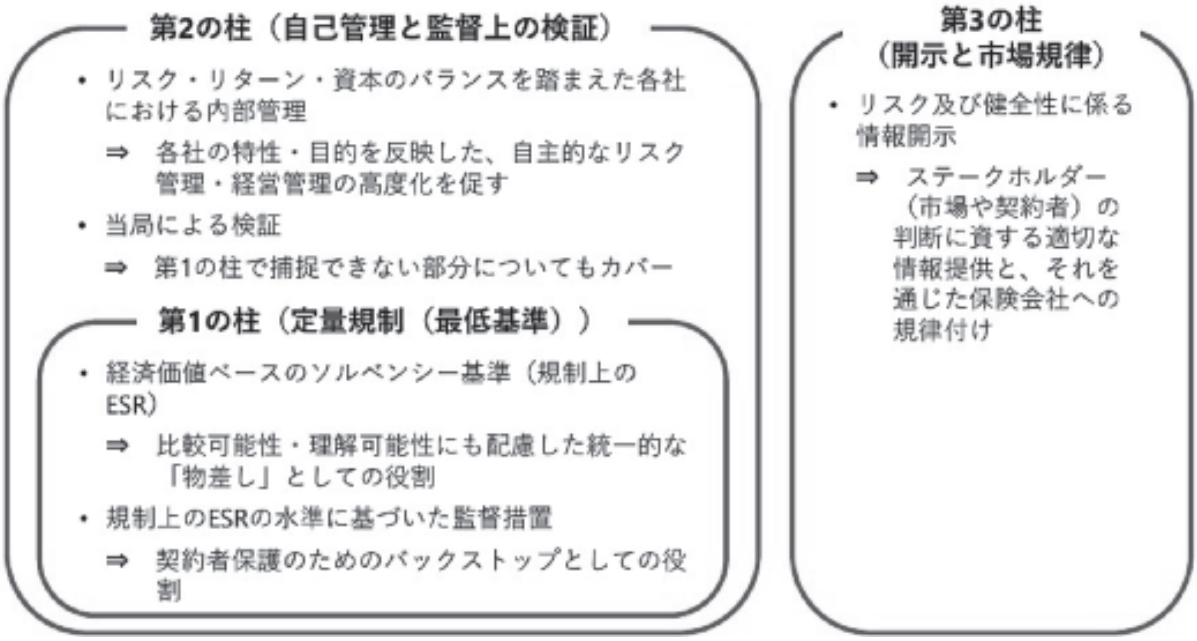

（出典）金融庁（2019年10月21日）『経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議』, p.6

金融庁が2023年６月に発表した資料では、新ソルベンシー規制を2025年度から導入し、2026年3月期からESRの計算・報告を開始する予定である。それに先立って、IAISにおけるICSでは、IAIGs（国際的に活動する保険グループ）に対する資本要件を2025年から適用する予定である。

そこで、従来のソルベンシー規制と新ソルベンシー規制を比較すると、規制の趣旨は「契約者保護のための健全性確保」ということで同じであるが、大きな違いは、分子の支払余力は経済価

値ベースの財務諸表をもとに算定し、分母のリスク相当額は会社固有のリスクを算定することとなっている点である。

したがって、計算基礎は評価日時点の最良推計に基づくロックフリー方式で計算され、前提の変動を踏まえた分析を実施することで、いわゆるフォワードルッキングに保険会社の健全性が評価できると言われている。

表１－４　従来のソルベンシー規制と（SMR）と新ソルベンシー規制（ESR）の比較

観点	従来のソルベンシー規制	経済価値ベースのソルベンシー規制
趣旨	・契約者保護のための健全性確保	・契約者保護のための健全性確保 ・リスク管理高度化の促進
規制内容	・資本十分生の確保	・有効なリスク管理態勢のもとでの資本十分生の確保
特徴	・リスク区分やリスク計測手法（フォーミュラ・係数）については会社一律に設定	・リスク区分やリスク計測手法については自社の特性を反映 ・有効なリスク管理態勢（保険会社自らがリスクを適切に評価する仕組み）の構築が必要

（出典）あらた監査法人（2013）『保険会社の「経済価値ベース」経営』中央経済社、p.51を一部修正

4.2.2.　経済価値ベースのソルベンシー規制の論点

ところが、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入をめぐる論点として、①健全性に与える影響と②IFRS第17号との整合性の問題がある。

まず、経済価値ベースのソルベンシー規制における健全性への影響について、植村（2021）は、従来のソルベンシー規制では、金利が下がると時価評価された資産価格だけが上がり、残りの資産・負債は動かないため、現行会計をベースとしたソルベンシー・マージン比率は改善（上昇）する傾向があるが、資産も負債も時価評価する場合、金利低下で資産の価値が上がるだけでなく、多くの生命保険会社では資産よりも負債のほうが長いため、負債の価値は資産以上に膨らんでしまい、健全性は悪化する傾向がある点を問題視している。そこで、新ソルベンシー規制において三つの柱ともなっているが、リスク管理の高度化が生命保険会社の課題であるといえる。

また、金融審議会第二部会（2000）では、時価評価に関する保険会計の問題について、本来保険会社の負債の金利リスクを減少させるために長期の債券を取得していることを考えれば、時価評価による会計処理が保険会社のリスク管理活動を適切に表すことができない可能性もあると指摘している。また、時価評価による会計処理を前提とする場合、保険会社は、金利変動による資本の大きな変動の可能性を回避するため、デュレーションの長期化の方向とはずれる資産運用行動をとる恐れがあり、健全性確保の観点から問題が生じかねないとの見解を示している。

次に、IFRS第17号との整合性の問題について、金融庁（2021）の資料では、基本的にIFRS第17号と経済価値ベースのソルベンシー規制は経済価値ベースで財務状態を評価する点で基本的な概念は共通するものの、IFRS第17号は財務諸表利用者の観点から期間損益計算・業績評価に主

眼を置く一方、ESRは契約者保護の観点から保険会社の支払能力の評価に主眼を置いているため、具体的な保険負債等の計算では両者に差異が生じる可能性があるという見解もある。

5．おわりに

以上の内容をまとめると、保険業法に基づく現行保険会計をめぐる課題は、IFRS第17号や経済価値ベースのソルベンシー規制がそれぞれ長年に亘った議論を経て、本格的な実施が近づいている中で、どのような対応をするのかになる。

現状の問題として、現行保険会計は、監督目的の一つであるソルベンシー評価目的（SMR目的）の会計基準として用いられているとともに、一般目的の会計においても用いられているが、これからの変化として、経済価値ベースのソルベンシー規制のもとでは、監督目的の一つであるソルベンシー評価目的（ESR目的）の基準として、現行保険会計とは異なる基準（＝経済価値ベースの基準）が用いられることになる。

そこで、監督目的の会計として、現行保険会計の体制を維持するのか、それとも経済価値ベースの基準に移行するのか、それともそれ以外の選択をするのかという課題が残されている。また、一般目的の会計においても、監督目的の会計と同様な選択の岐路に立っている。

今後の大きな方向性としては保険会計についてもIFRSやGAAPのように制度化の必要性があるのかがポイントである。

【参考文献】

⑴　あらた監査法人（2013）『保険会社の「経済価値ベース」経営』中央経済社.

⑵　一般社団法人生命保険協会（2022）「生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻」.

⑶　植村信保（2021）『利用者と提供者の視点で学ぶ保険の教科書』中央経済社.

⑷　大塚忠義（2024）「共済の財務健全性の確保のための経済価値に基づく視点と共済経営の変化」『共済理論研究（2022年度）』、pp.69-88、日本共済協会.

⑸　水島一也（2006）『現代保険経済（第８版）』千倉書房.

⑹　金融審議会第二部会（2000）『保険会社のリスク管理について（保険会社会計を巡る論点整理）』.
https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kinyusin/tosin/kin20000705-1.pdf

⑺　金融庁（2019年10月21日）『経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議』.
https://www.fsa.go.jp/singi/keizaikachi/siryou/20191021/01.pdf

⑻　金融庁（2000）「保険会社会計に関する論点」.
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/gijiroku/dai2/f-20001013-1a.pdf

⑼　金融庁（2021）『経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する検討状況について』.
https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solvency/20210630/01.pdf

⑽　金融庁（2023）『経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する 基準の最終化に向けた検討状況について（概要）』.
https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solvency/05_2.pdf

⑾　日本生命保険相互会社（2024年5月22日）『2023年度決算説明資料』.
https://www.nissay.co.jp/kaisha/annai/gyoseki/pdf/kessan202405/gaiyo.pdf

⑿　ライフネット生命保険株式会社（2022）『IFRS17号「保険契約」勉強会（第１回）』.
https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/library/material/main/01/teaserItems1/00/link/seminar%20material%20for%20IFRS_220706_final.pdf
⒀　ライフネット生命保険株式会社（2024年５月14日）『2023年度決算説明資料』.
https://ir.lifenet-seimei.co.jp/ja/library/earnings/main/0/teaserItems2/0/linkList/0/link/presentation_4Qfy2023_final_ja.pdf
⒁　RGA（2020）「IFRS第17号修正事項の概要　保険契約に関する留意点」.
https://www.actuaries.jp/lib/meeting/pdf/reikai2020-02-siryo2.pdf

質疑応答要旨

（質問者）

発表からソルベンシー･マージン計算の分子にあたる責任準備金が大きく変化すると理解した。責任準備金は負債側の評価であり、現行の評価方法はロックイン・純保険料方式であると理解している。

経済価値ベースの導入による新しい準備金の計算方法は、従来のロックイン方式と比べてどの点が大きく異なるのか？　現行の計算方式でも割引率を考慮している認識であるが、契約の前提条件の変更とは何を指しているのか？　精密な計算手法に変更するという理解でいいか？

（発表者）

現行における生命保険の責任準備金の計算手法については、予定利率（＝割引率）が実際の金利と関係なく適用されることが1つの特徴であると言われている。例えば、過去販売された予定利率6%と設定されている保険だと現行では逆ザヤになっている。経済価値ベースに移行すると、割引率が実態の金利に変更される理解である。

また現状では、取得時点での評価を、保険契約期間を通して適用している。これを毎期見直すことになるので、より精密なリスク管理が実施されると思う。

（質問者）

経済価値ベースでの評価は、状況が変動した時に会社の実態を反映するために有用であると認識している。そのため、リスク管理にも使用されると思う。

リスク管理以外に使用する方向性も本会の主題かと思う。経済価値ベースを使用するのはリスク管理以外にどのような分野があるのか？

収益管理に使用するのは想像がつくが、他分野も教えて欲しい。

（発表者）

負債を適正に評価するのが一番の目的と思っており、さらなるリスク環境の中でリスク管理を行う必要があると思う。リスクを正確に評価することで、保険会社の利益の源泉を評価して保険会社の企業価値を正しく評価できると思う。最近話題のEV､ERMという議論につながると思う。

保険契約の履行を行うという昔からの役割を超えて、企業価値を高めるという行動につながるかと思う。

（質問者）

ESRに移行すると、責任準備金に評価差額を計上しなければならないのか？　多額の評価差額も含めて実態を把握するという思想でよいのか？

（発表者）

調査の限り、ESRに移行すると、責任準備金の時価評価を行えば積立の不足がその時点で把握できると理解している。

（事務局）

多額の評価差額がバランスシートの中で表示されるので、実態を表すという観点からは好ましい。一方、活動成果の損益として扱うのが適切かは、また別問題であり、IFRS第17号ではOCIとして表示して純利益と分けている。

目的に応じた処理が必要なのではないかと思う。

（質問者）

現在の潮流は、現行会計（原価・保守主義）の観点から実態の反映に変わっていく流れの中にあると認識している。本来的にはどうあるべきかと考えるか。

（発表者）

現行会計では保険会社の実態を適切に反映できていない面があるため、健全性規制という観点からはより実態の反映ができる経済価値ベースの方が好ましいかもしれない。近年において、EV、企業価値評価、グローバル化による海外M&A等を通じて、保険会社の正しい利益認識に対する要請は高いと考えられる。

一方で、経済価値ベースの導入により、リスク管理の高度化および資本規制の強化などといった潮流は保険会社への負担が大きい面もある。これらの要素は保険市場における新規参入を妨げる要因にもなりかねなく、新規参入をめざした金融規制の自由化という流れに逆行する恐れがある。健全性の強化と自由競争の促進の両立を目指すべきであり、その観点からセーフティネットの整備・充実が必要かもしれない。

また、健全性の水準が会社経営および商品戦略に影響を与えるため、たとえば、金利リスクが高い長期性の保険商品の割合が減少し、短期の保険商品が多くなる可能性がある。このような現象はすでにヨーロッパの保険会社で見られている。

したがって、健全性評価に関する基準が変わる中で、保険会社が商品開発に際し、健全性と消費者指向のどちらを優先するか、留意すべきである。グローバル化という時代の流れは避けられない。一方で、保険は、社会保障制度の補完的な機能を担っている部分もあるため、保守的な考え方も大切だと考えられる。個人的には保守的な考え方を堅持しながら、グローバル化の流れに適切に対応できる体制を構築することが望ましいのではないかと考える。

（座長コメント）

消費者への影響を考えた際に、ヨーロッパで既に見えている。経営上、販売しやすい商品が売られやすくなっている。これは、消費者が要望しているという意味ではなく、経営上の判断として、健全性と利益を満たす商品が売られやすい状況である。ロックイン評価を前提として開発された伝統的な商品は売りにくくなる。

また投資家目線の点では、日本の大手生命保険会社はほとんどが相互会社であるため、投資家目線が無かった。投資家の合理的な判断を促す会計が入ってくると考えられる。

（事務局）

過去においては、そもそも最新の情報を取り込んだ計算が困難であったためロックインとせざるを得ず、そのため保守的に計算していた面がある。それがIT化（高速な計算・モデル化）の発展により、経済価値ベースでの計算が可能になったという背景もあると考える。

会計の目線では、B/S上では保守的な考え方であっても、通算での損益は変わらない。例えば、保守的に負債を積むことで最初の利益が小さくなっても、いずれ負債が取り崩されるので、後で利益が大きく生じる。例えば現行会計では、特に解約した際に解約益が生じる状態となっている。このような歪みは不合理な経営行動を引き起こしかねない。現状を正しく捉えることにより、これらを防げるかもしれない。一方で、事務負担が大きいことから全ての保険会社が出来るとも考えにくい。

SMRでは現行会計のB/Sを利用している。一方で健全性評価用の数値を別に作成するESRでは評価の基準自体が異なることになる。現行の健全性規制では、利益を遅く認識する保守性を確保することで契約者保護を担っていた。ESRにおいて、健全性規制の評価基準が経済価値ベースになったことが一番大きな転換点である。

健全性規制以外の会計（一般目的（GAAP）・監督目的（SAP））についても、一番重要な契約者保護の評価軸が変わったことにより、枷が外れたとも考えられる。今後、一般目的・監督目的の会計についても、留意する必要があると考えている。

（座長コメント）

保険会計の保守性という目的は一般目的の会計と相性が悪い。一般目的の会計は期間損益の考え方をとっている。契約者保護の観点から利益を後ろ倒しに認識することを保守性と呼んでいる。つまり、利益を業績に応じて期間按分することは、保険会計の保守性の観点から、良くないと考えられている。一方、一般目的では適正な期間損益を認識しつつ、その範囲内で保守性を保つことが要請されている。つまり、保守性という言葉が多義的（保険会計と一般目的の保守性が同義ではない）に用いられている。

1997～1999年でバブル崩壊後に保険会社が何社もつぶれた時に、非常に大きな原因としてロッ

クインの積立方式がある。予定利率が5.5%と設定されている中で、会計基準上は損失に見えないが、何百億円という財務諸表に載らない損失を抱えていた。あの時からロックインは良くないという議論があり、数十年経て経済価値ベースでの評価というテーマが出てきた。

銀行も該当するが、契約者の保護を図るための保守性が主眼になっている。ただその作りに大きな矛盾がある。現行会計は金利に対して硬直的なのに、様々なところが保守的に作られている。これから一般会計原則は、保守的でなくニュートラルなものになっていく。保守性は必要なのだが、ベースとしてはニュートラルなものを見て、そこからどうしていくか、という議論があると思う。

第２章　経済価値ベースのソルベンシー規制の意義と概要

早稲田大学商学学術院　谷口　豊

１．経済価値ベースのソルベンシー規制導入の背景および経緯

経済価値ベースのソルベンシー規制の意義を整理する前に、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入の背景を理解することは肝要である。経済価値ベースのソルベンシー規制を導入するに至った背景には、旧規制の問題点とそれを改良すべく新規制に期待される役割や意義が内包されているからである。

保険は人々が生活する上で抱えるリスクに対して経済的保障を提供しており、人々が安心した生活をおくることを可能とする役割を担っている。ゆえに保険会社に対しては契約者に確実に保険金を届けることが期待されている。保険会社が将来にわたり確実に保険金等の支払を履行するためには、保険会社の支払能力の適切な評価は重要なテーマとなる。各国・地域ではこれまで独自にソルベンシー規制を策定し、保険会社の支払能力の評価を行ってきた。EUでは1973年に加盟国の保険事業の拡大、保険市場の自由化のためには統一的な環境整備が必要であったことから域内に共通のソルベンシー規制（ソルベンシーⅠ）が導入された。米国では1980年代後半から1990年代初頭にかけて発生した保険会社の相次ぐ破綻をうけて1993年にRBC制度が導入された。日本では1996年に規制緩和・保険料率の自由化を目的とした保険業法改正が行われ、標準責任準備金制度の導入と併せて、米国のRBC制度を参考にソルベンシー・マージン基準の制度が導入された。

しかし、これらの規制にはそれぞれ課題があった。EUのソルベンシーⅠは、例えばリスク量の算定は、責任準備金の４％＋危険保険金の0.3％となっており、マージン（支払余力）の算定は、各国基準に従った資産負債評価をベースとして一部調整（含み益をマージンに上乗せなど）簡素化されたものであり、会社が抱えるリスクやマージンを表現するには十分ではなかった。米国のRBC制度、日本のソルベンシー・マージン基準ともにリスク量の算定は、リスク種類ごとに設定された係数を各リスクのエクスポージャーに乗じて算定している。特に金利リスクは本来であれば、金利変動による資産負債差額（サープラス）の変動を測るべきであるが、現行のリスク係数を用いる方法だと十分にリスクを反映できていないといった課題がある。マージンについても、責任準備金を超えて保有するリスクに対応できる資産であるため、責任準備金の評価が重要となるが、日本の責任準備金評価は契約時の予定利率・予定死亡率等を用いるロックイン方式であるため、適切なマージンとなっていない課題があった。

これらの課題に対し、EUにおいては「ソルベンシーⅡプロジェクト」が2000年に立ち上がり、

2009年に「ソルベンシーⅡ指令」が採択され、2016年にソルベンシーⅡの規制が導入された。ソルベンシーⅡは銀行業のバーゼル規制に倣い、第一の柱「定量的要件」、第二の柱「定性的要件」、第三の柱「報告と開示」の三つの柱のアプローチが採用された。このうち第一の柱である定量的要件では貸借対照表全体の経済的評価したうえでリスクおよびマージンを算定する「トータル・バランスシート・アプローチ」が採用され、ソルベンシーⅠからソルベンシーⅡへの移行は、簿価ベースによるルール・ベースの規制から、経済価値ベースによるプリンシプル・ベースの規制へと移行されることになった。

米国ではSMI（ソルベンシー現代化イニシアティブ）を2008年に立ち上げ、ソルベンシー規制の見直しの検討が始まり、検討の結果、2013年に「公正価値評価の下では、市場の一時の変動により、保険会社の財務状況が大きく変動し、本来健全な保険会社を当局の管理下に置いてしまう懸念がある」（ホワイトペーパー）と欧州のソルベンシーⅡの導入に対し慎重な結論を出し、まだ確立されていない新しい理論の導入を検討するよりも、実績がある現在の枠組みであるRBC制度やSAPにおける責任準備金規制（SAPの責任準備金はRBCのマージン計算で使用される）を改善する方向とした。そして、米国では並行してSAP（法定会計原則）に基づく保守的な評価方式によるSVL（標準責任準備金）の積立について、従来の各社一律かつ単一の計算式では対応できない複雑な商品の販売が増えてきたことを受け、2004年から責任準備金規制の改革プロジェクトであるSVL2の検討が開始し、2009年にPBR（原則主義アプローチの責任準備金評価）が採択、2017年に監督会計に導入された。また、保険会社の健全性維持を目的としたRBC規制やSAPの責任準備金とは別に、投資家へ適切な期間損益の情報を提供することを目的としたUSGAAPの責任準備金においては、2022年に長期保険契約（個人向けの生命保険や年金等）に対しLDTIが導入され、IFRSとのコンバージェンスが行われている。

日本においても1996年に導入したソルベンシー・マージン規制の基準を満たしていた保険会社が2000年前後に複数破綻したことから2006年に金融庁に「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム」が設置され、2007年に報告書が公表、その中で短期的な見直しと、中期的には経済価値ベースでのソルベンシー評価への移行が提言された。この報告書を受けて2010年より複数回のフィールドテストを実施しており、2025年に経済価値ベースのソルベンシー規制の導入が決定した。

国際的に経済価値ベースのソルベンシー規制や保険負債の評価の導入の必要性の機運が高まったのは2007年のサブプライムローン問題の発生によるところも大きいであろう。サブプライムローンを原資産とした証券化商品は2007年に住宅価格の下落とともにデフォルト率が上昇し価格が暴落、金融機関に巨額な損失が発生した。そして、2008年リーマンブラザーズが破綻、AIGに対する公的資金投入よる救済という事態が起こった。金融リスク管理の欠陥は厳しく批判され二度と金融危機を起こさないよう2008年の金融安定化フォーラムの報告書による自己資本管理とリスク管理の強化の主要施策の提示がなされた。その後、G20首脳会合の下、2009年に金融安定理

事会（FSB）が創設、FSBの主導により金融規制改革が進められ、銀行分野については2010年にバーゼル銀行監督委員会（BCBS）により「バーゼルⅢ」が策定され、保険分野については2013年に保険監督者国際機構（IAIS）により「国際保険資本規制基準（ICS）」の開発の宣言が行われ、経済価値ベースのソルベンシー規制導入の後押しとなった。

図２－１　各国のソルベンシー規制の経緯

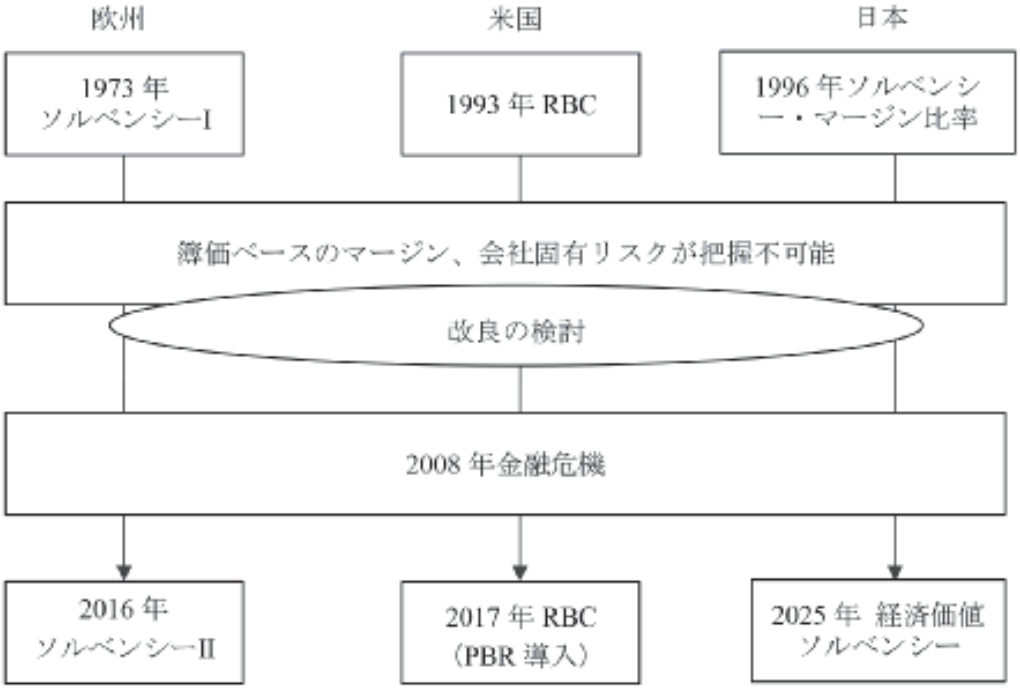

（出典：筆者作成）

２．経済価値ベースのソルベンシー規制の特徴および旧来のソルベンシー規制との相違点

日本のソルベンシー規制に焦点を当てると、旧来のソルベンシー・マージン基準はリスク、ソルベンシー・マージンともに簡便的な算出方法を採用しており、個社のリスク特性が反映されない課題があった。そのため、仮に適切に内部モデルにより適切にリスク管理を行っていてもその効果が規制のソルベンシー･マージン比率には表れない問題､また各国ごとに異なるソルベンシー規制によりグローバルに事業展開を行う企業に関してはリスクを統一的なフレームワークで把握できない問題などが生じていた。このような旧来のソルベンシー規制の問題を解決するべく考えられたのが経済価値ベースのソルベンシー規制であった。そのため、旧来のソルベンシー・マージン基準（以下、SMR（solvency margin ratio））の計算内容と経済価値ベースのソルベンシー・マージン基準（以下、ESR（economic solvency margin ratio））の計算内容を比較することで、経済価値ベースのソルベンシー規制の意義がより鮮明になるものと考える。以下、具体的に両者の比較を行うが、両社の差を端的に説明するとすれば、SMRはある一時点の契約状況に会社の

特性によらず統一のリスク・ファクターを乗じた静的かつ簡便的な指標であり、一方でESRは動的かつ個社の特徴を反映した指標であり、ソルベンシーは資産負債ともに時価で計算し、リスクはストレスを与えたときの資産負債差額（サープラス）の変動で計算することで、足元の経済環境や将来の個社のリスク特性が反映された指標であるということである。

＜金利変動による相違＞

金利変動によりソルベンシー・マージン比率が適切に表現されるか否かは、長期期間の予定利率を保証する生命保険事業においてその有効性を判断する上で最も期待されるものである。金利が低下した場合、一般にSMRは、その他有価証券は時価評価であるために簿価との評価差額は増加するものの、保険負債はロックインで変化しないためマージンは増加しSMRは上昇する。一方でESRでは、一般に保険契約の長期性から負債のデュレーションは資産のデュレーションより長く、よって金利低下による負債の増加は資産の増加よりも大きく、マージンは減少しESRは減少する。すなわち、金利が低下した場合のSMRとESRの動きは逆方向になる。金利低下した場合は長期間にわたり保証している予定利率の運用利回りが実現できなくなるリスクが高まり、ソルベンシー・マージン比率は悪化するという感覚を持つが、これとESRの動きは整合しているものとなっている。

＜リスクの相違（リスク対象範囲）＞

SMRのリスク算定はリスク係数を用いた簡便的な方法により算出していると述べたが、そもそもリスクとして認識すべき重要な対象が考慮されていない問題がある。主に解約・失効リスクと経費リスクである。

まず解約・失効リスクについて考察する。解約返戻金は保険会社が積み立てていた責任準備金を原資に支払われるため、一般的には、責任準備金に対応する資産が流動性を保持し想定された価格で売却できるのであれば解約自体にリスクはない。むしろ法定会計上は保険料計算基礎率で算定した解約返戻金より責任準備金計算基礎率で算定した責任準備金の方が保守的な水準のため大きく、解約時には責任準備金と解約返戻金の差が解約益として計上される（ただし、予定解約率を用いる商品については解約減少で予定していた解約による収入が得られず解約損になる点、すなわち一般商品と損益の方向が反対であることに留意が必要である）。しかし、解約することで収益が発生するということであれば、経営者は解約が増えることに対して感度が鈍くなり対応を放置してしまう懸念がある。これは簿価ベースの資産負債がもたらす弊害である。経済価値ベースでは、解約することによって、想定していた将来の利益が失われ将来のサープラスは減少しリスクとして計上される。具体的には、下の（式１）の保険負債のCFの算式で、新契約においては通常は保険料の安全割増により保険料収入の現在価値の方が（保険金支払＋事業費支出）の現在価値より大きくなり合計するとマイナスになる。しかし解約が増えると、（保険金支払＋事業

費支出）も減少するがそれ以上に保険料収入も減少し合計した（保険金支払＋事業費支出－保険料収入）のマイナス値は小さくなる。加えて、解約返戻金支払も増えるということになる。経済価値ベースでは解約が増えると保険負債は増加しサープラスが減少するという直観と合ったものになり、経営者もより解約行動に対し緊張感を持ち対応策を講じる必要性に迫られることになると思われる。

保険負債のCF＝（保険金支払＋事業費支出－保険料収入）＋解約返戻金支払　　（式１）

なお、解約返戻金支払いの際に売却する資産の流動性リスクについては、SMRでもESRでも考慮されていないが、経済価値ベースのソルベンシー規制における第二の柱「保険会社の自己管理と監督上の検証」で第一の柱では捉えきれないリスクの把握・分析として管理されていくべきことになると考えられる。

次に経費リスクについて考察する。営業社員や保険代理店に支払う手数料や、本社社員の給与、システム開発・保全費用などの事業費については、基本は契約者から収受する保険料のうち付加保険料部分で賄うことになる。もし賄えないとしたら経費削減を行うか、付加保険料を上昇させるなどの経営行動をとることになるであろう。その意味でリスクはないと考えられる。しかし保険という超長期間の契約において、特に保全・維持に関する費用は、契約時に定めた付加保険料では賄いきれない事態も起こり得る。例えばシステム保全のベンダーの人員不足により人件費が高騰すれば保全費用の単価は上昇するであろうし、インフレが起こればほとんどすべての保全・維持費に影響し経過が進むごとに経営の事業費のひっ迫が想定される。従来は内部管理として事業費管理を行ってきてはいたが、経済価値ベースのソルベンシーのリスクの一つとして認識し公表することで、より経営者の事業費管理に関する積極的な姿勢が求められることになるであろう。

SMRで考慮されずにESRで考慮されるようになるリスクについて、主に解約・失効リスクと経費リスクについて述べたが、その他のESRとSMRのリスク算定の比較は表２－１に記載している。表２－１からもわかるとおり、そもそもESRとSMRとでは想定しているリスクの頻度が異なる。SMRでは信頼水準95.0％すなわち20年に１回の生じるリスクを算定しており、ESRでは信頼水準99.5％、すなわち200年に１回生じるリスクを算定しており、ESRの方がより低頻度のリスクに備えた健全性指標となっている。

表２－１の「金利リスク」について、SMRの負債側の予定利率リスクは将来１年の逆ざやリスク[8]（保険会社の一般的な資産ポートフォリオによる収益率が予定利率を下回り、逆ざやとなる金額の期待値を予定利率リスク相当額として計測）を計算したものであるが、ESRの金利リスクは種々の金利ストレスシナリオを用いて資産と負債を同時に動かし、ALMのミスマッチリ

8　金融庁監督局保険課「ソルベンシー・マージン比率の算出におけるリスク係数算出方法の概要（予定利率リスク及び価格変動等リスク）」https://www.fsa.go.jp/singi/solvency/siryou/20070209/06-4.pdf

スクを算定したものとなっている。この点からもSMRでは十分に金利リスクを評価できていなかったことがわかる。

表２－１　ESRとSMRのリスク算定の比較

		ESR	SMR
信頼水準		99.5%	95.0%
生命保険リスク			
	死亡リスク	死亡率の計算前提×112.5%	危険保険金額×0.6/1,000
	長寿リスク	死亡率の計算前提×80%	個人年金責任準備金残高×10/1,000
	罹患・障害リスク	発生率の計算前提×112%または120%	給付金額×リスク係数で係数は 災害死亡リスク0.06/1,000 災害入院リスク3/1,000 疾病入院リスク7.5/1,000 その他のリスク係数は算出方法書で定めたもの
	解約・失効リスク	上昇/下降（25%）か大量解約（個人30%法人50%）のいずれか大きい方	該当なし
	経費リスク	単価×106%＋インフレ年１％上昇	該当なし
巨大災害リスク			
	パンデミック	翌年度の死亡率に1/1,000を加算	該当なし
	テロ攻撃	５トンの爆弾による地理的な集積リスクとして死亡率1.5～15%、障害発生率10～20%	該当なし
市場リスク			
	金利リスク	平均回帰に水準上昇ストレスと水準下降ストレスを統合したものを加算（ストレスシナリオは20,000シナリオの99.5パーセンタイル値）	資産側： 貸借対照表計上額 ×邦貨建債券２％/外貨建債券1% 負債側： 予定利率リスクとして予定利率の階層に応じたリスク係数0.01～1.0
	スプレッドリスク	ストレスはスプレッド水準の75%（スプレッド上昇は上下限設定）	該当なし
	為替リスク	円安/円高の大きい方、対米ドルの場合は30%、エクスポージャーは資産負債差額など	貸借対照表計上額×10%
	株式リスク	先進国上場株式が即時35%下落、 新興上場株式が即時48%下落、 非上場株式が即時49%下落	貸借対照表計上額 ×国内株式20%/外国株式10%
	不動産リスク	即時25%下落	貸借対照表計上額×10%
	資産集中リスク	関係を有するカウンターパーティ・グループごとに×0.71656	該当なし
信用リスク		エクスポージャー区分別、格付区分別、残存期間別の信用リスク係数	貸借対照表計上額×各ランクに応じたリスク係数０％～30%
オペレーショナルリスク		グロス収入保険料に基づく所要資本とグロス現在推計に基づく所要資本のうち大きい方＋グロス収入保険料増加額に基づく所要資本	経営管理リスクとして 各リスク量の合計×２％（または３％）

（出典：筆者作成）

＜リスクの相違（リスク量の規模）＞

ESRとSMRのリスクの相違については表２－１のとおりであり、リスク算定の相違により経済価値ベースの意義をみてきた。ここで、ESRおよびSMRの各リスクの全体のリスクに占める割合について確認し各リスクの重要性について確認しておく。「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する検討状況について」（金融庁、2021年６月）の2020 年フィールドテストの結果概要によると、ESRのリスクの内訳は図２－２のとおり生命保険リスクが全体の３割、残りは市場リスクや信用リスク等の資産運用に係るリスクとなっている。一方でSMRのリスクの内訳は図２－３のとおり資産運用リスクが大半を占め、保険リスクの割合は大きくない。ESRでは一定程度に保険リスクが大きく評価されているというのが特徴であり、生命保険会社の実態を表しているものだと言える。

では次に生命保険リスクの内訳を見てみると、図２－４のとおりESRでは解約・失効リスクや経費リスクの割合が大きいことがわかる。すなわち従来のSMRでは対象としてこなかったリスクが実は大きかったということが露呈した形になっており、その点においてもESRに移行するメリットが十分理解できる。また図２－４からESRの市場リスクにおいて、金利リスクや株式リスクの他に、為替リスクの割合が大きく、これについても従来のSMRでは対象とされていなかったリスクとなっている。

図２－２　ESRのリスク（所要資本）の内訳
（国内全生命保険会社42社の単体ベースの合計、2020年３月末基準）

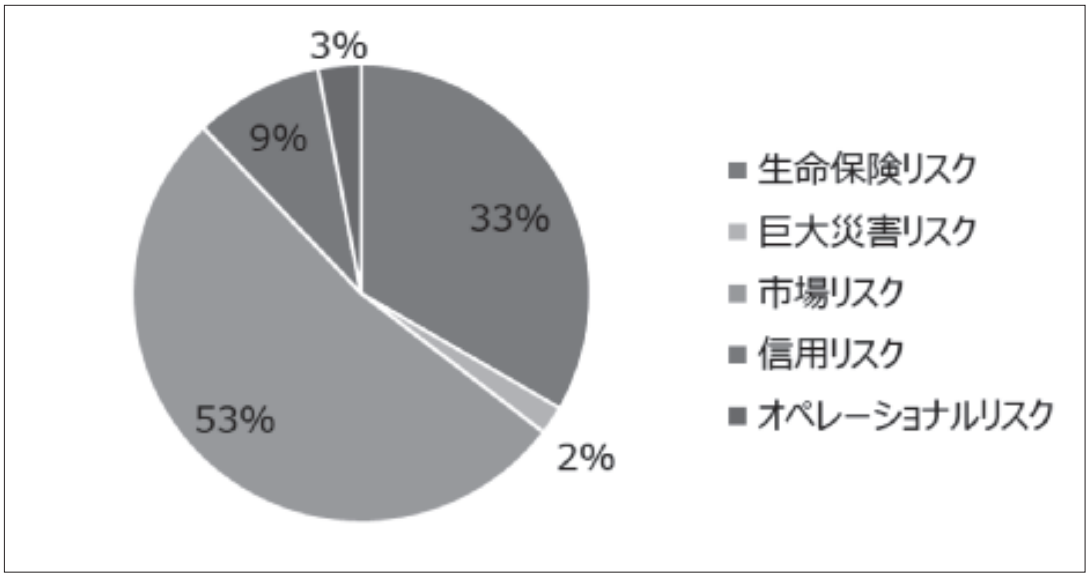

出典：金融庁（2021年6月）「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する検討状況について」より筆者作成

図２－３　大手生命保険会社のリスクの内訳

日本生命（2020年３月末）

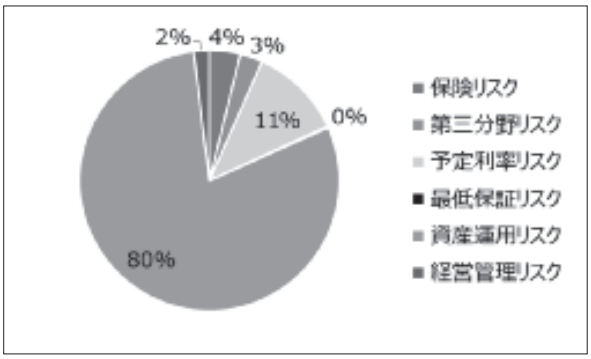

第一生命（2020年３月末）

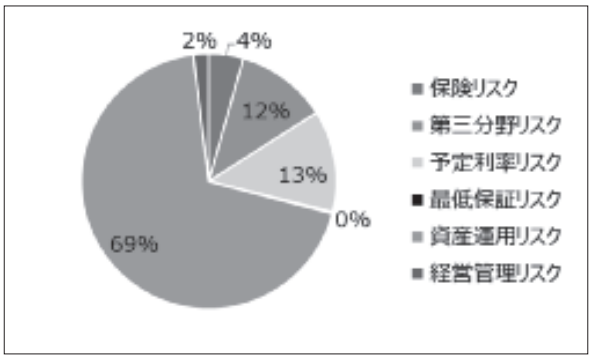

（出典：各社ディスクロージャー資料より筆者作成）

図２－４　大手生命保険会社のリスクの内訳

＜生命保険リスク＞

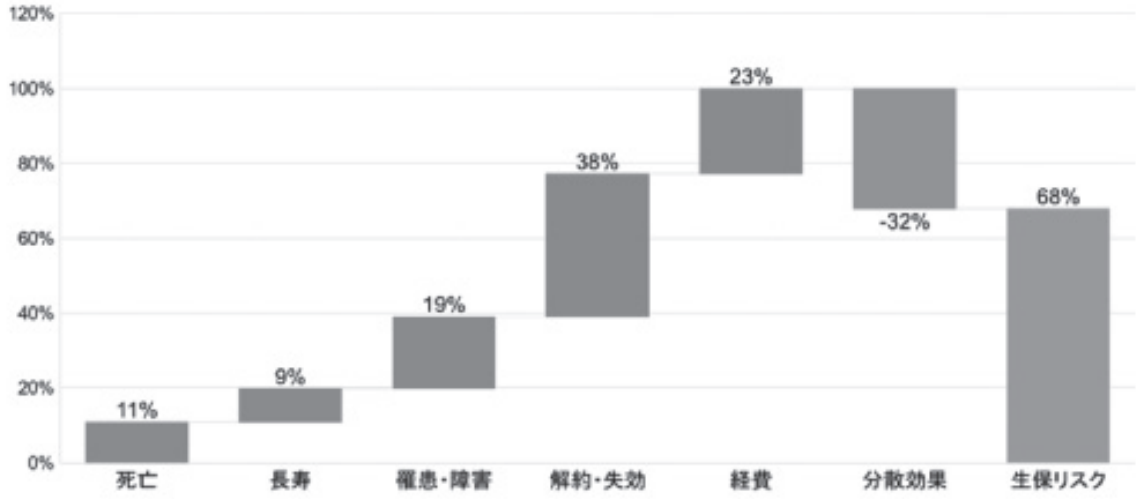

＜市場リスク＞

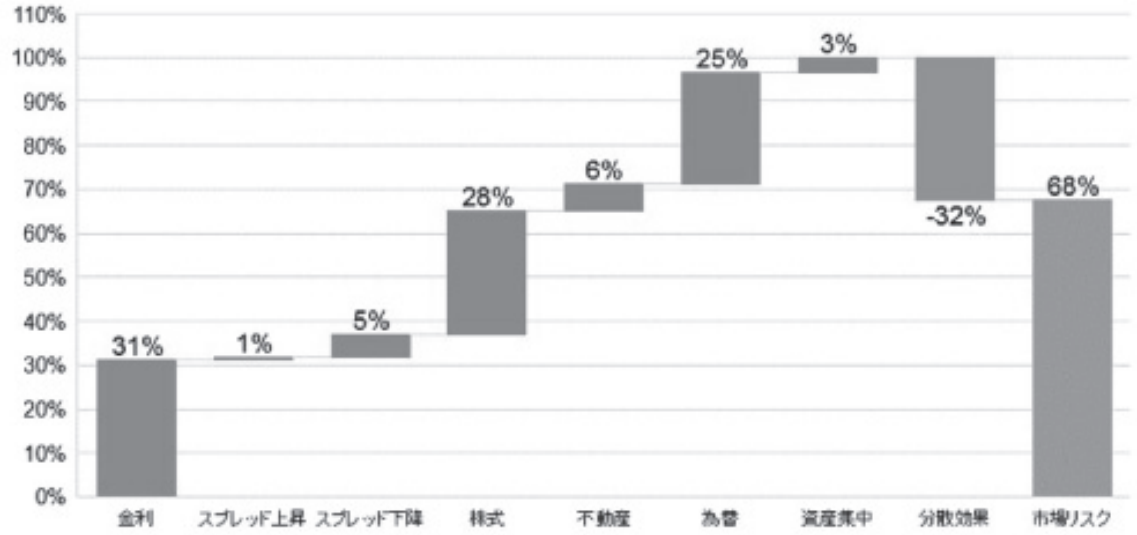

（出典：金融庁（2021年6月）「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する検討状況について」）

＜マージンの相違＞

資産負債差額のサープラスはマージン（支払余力）となるが、このサープラスに関して法定会計ではミスリードとなる事象がある。解約と新契約である。解約は先述したとおり、解約が増加すると法定会計上は解約益によりマージンが増えることになり、感覚と合わない。新契約については増加すると法定会計上は新契約費負担の増加により赤字となり、マージンが減少することになり、感覚と合わない。経済価値ベースでは一般的に、新契約時には新契約価値の増加によりマージンは増加することになる。

まとめると、現行ソルベンシー規制では、責任準備金をロックイン方式で評価し、そのうえでSMRのマージンを算定しているため、資産が時価評価により変動しても、負債である責任準備金は固定されたままとなっている。これに対して、経済価値ベースのソルベンシー規制では、資産と負債をそれぞれ経済価値で評価したうえで、資産負債差額である純資産の変動をリスク量として認識するトータル・バランスシート・アプローチとなっているため、様々なリスク要因の変動に対し、貸借対照表上の各項目の相互依存関係を反映したうえで、会社の貸借対照表全体への影響、必要資本の変化を直接把握することができる。リスクの計測に関しても、現行ソルベンシー規制では簡便なリスク・ファクター方式だが、経済価値ベースのソルベンシー評価においては各社によって異なるリスクの特性を反映した形で評価することができる。各社の経営政策、商品戦略、投資戦略、ALMの実効性を含むリスク管理の状況等についても適切に反映される。これらのことから、経済価値ベースのソルベンシー評価では、現行のSMRでは評価しきれなかった、隠れた損失や剰余をも認識することとなり、各社の実態を反映したより高い精度の評価が可能となる。また、将来のキャッシュフローの変動をもととしたアプローチであるため、動的なソルベンシー評価の利点をも取り込むことができ、静的評価と動的評価の組み合わせにより補完しあうといった現行ソルベンシー規制の枠組みを超えて、一元的なソルベンシー評価が可能である。

３．その他の経済価値ベースのソルベンシー規制導入の意義

2023年６月に金融庁から公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況について（概要）」において、経済価値ベースのソルベンシー規制（新規制）を導入する意義が述べられている。主に以下の三つの観点から整理されている。

① 契約者保護：保険会社の中長期的な健全性をフォワードルッキングに反映できる規制を導入することにより、リスクが発現した場合にも保険債務を履行できるだけの支払能力の確保を求め契約者の保護を図る。

② 保険会社のリスク管理の高度化：既に経済価値ベースの考え方を取り入れている会社については、内部管理上の指標と規制上の指標の整合性の向上、未だ経済価値ベースの考え方を取

り入れていない会社については、経済価値ベースに基づくリスク管理の導入の促進が期待される。

③　消費者・市場関係者等への情報提供：経済価値ベースの統一的な基準に基づく情報開示を行うことで、一定の比較可能性を持った形で財務の健全性に関する情報提供が充実し、保険会社と外部のステークホルダーとの対話を通じて、保険会社の経営へのガバナンス・規律付けが向上することが期待される。

旧来のソルベンシー規制においても契約者保護、リスク管理、情報提供の意義は変わるものではないが、旧来のソルベンシー規制と比較して「フォワードルッキング」「高度化」「（グローバルで）統一的」が強調されたものとなっている。上の三つの観点以外にも、資本・収益・リスクという観点からは、資本効率の向上や、保険商品・資産運用の収益性改善、リスクアペタイトの策定など保険経営の攻めに対する役割も期待されているところであろう。

４．経済価値ベースのソルベンシー規制の概要

経済価値ベースのソルベンシー規制について端的に説明するとすれば、ソルベンシーは資産も負債も全部時価で計算し、リスクはストレスを与えたときの資産負債差額（サープラス）の変動で計算することで、足元の経済環境や個社特性が反映された健全性指標の導入ということになる。この手法は2013年に保険監督者国際機構（IAIS）により「国際保険資本規制基準（ICS）」の開発の宣言が発信された後にゼロから考え出されたものではなく、先行していた欧州のソルベンシーⅡのトータル・バランスシート・アプローチを参考にしつつ提案されたものであろう。さらに、規制の枠組みについては、先行していた銀行分野の2010年のバーゼル銀行監督委員会（BCBS）による「バーゼルⅢ」を参考にしたものと考えられる。すなわち、ICSのソルベンシー規制の枠組みは３つの柱から構成されることが想定されている。第一の柱（定量的資本要件）、第二の柱（自己管理と監督当局による検証）、第三の柱（市場規律と開示））である。

第一の柱は定量的要件であり、リスクが求める必要自己資本に対し、経済価値ベースで評価した資産負債に基づく自己資本が維持できるかの確認である。これまで述べてきたESRが該当する。第二の柱は定性的要件であり、保険会社がERM（統合的リスク管理）やORSA（リスクとソルベンシーの自己評価）などを用いて自身でリスク・リターン・資本を管理することを求めている。エマージングリスク等の定量化が困難あるいは不明瞭なものや、流動性リスク等の資本との対比ではない形で把握していくことが必要なものなどの管理が範囲とされる。同時に第一の柱で補足できない部分に対する保険会社の管理状況について、監督当局の検証プロセスも含まれる。なお、規制導入直前の現時点においてもなお議論中の状況である。第三の柱は報告･開示である。ステークホルダーや一般公衆への情報開示を通じて保険会社に、市場規律を求めるものである。

開示により業界でのベストプラクティスが共有され、業界全体の健全性向上への貢献も期待されている。

4.1　経済価値ベースの保険負債評価の概要

債券や株式などの資産であれば一般的に現在取引されている価格があり、現時点の価格（時価）として評価可能である。一方で、保険負債は一般的に取引されていないため、時価というものがない。そのため、保険負債を時価のような現時点の価格を評価するにあたり、債券や株式などの理論的な価格付けの方法を参考に保険負債評価にも適用することが考えられる。具体的には図２－５のとおりである。債券であれば将来発生するクーポンと満期時元本の割引現在価値が理論的な債券の価格であり、株式であれば将来発生する配当の割引現在価値が理論的な株式の価格である。これに対応する形で、保険負債であれば将来発生する保険キャッシュフロー（保険金支払、事業費支出、解約返戻金支払、保険料収入など）の割引現在価値ということになる。具体的には、現時点の会社の実態を表現するということで、保険事故発生率等の非経済前提は実績やトレンドを反映した最良推計に基づき、経済前提は市場整合的に設定し将来の保険キャッシュフローを作成し、評価日時点に割り戻すことで算出する。このような保険負債の疑似的な時価評価を一般的な資産の時価評価と区別するため、経済価値と呼んでいる。

この他、経済価値ベースの保険負債は、保険契約の全ての権利と義務を反映した将来キャッシュフローの見積もりとする必要がある。契約者配当や動的解約、変額年金の最低保証コストといった損益の非対称性があるものは、確率論的シナリオ等を用いて適切にモデル化を行い、期待現在価値にそれら非対称性を反映させる。例えば、金利上昇時には固定金利の金融商品を解約し利回りが高い金融商品に乗り換える金利裁定（ディスインターミディエーション）が起きることが想定され解約増加が見込まれる一方で、金利低下時には解約減少は見込まれないため、損益は期待値周辺で非対称になる。このような分布の偏りが想定されるキャッシュフローは期待値で評価しただけでは負債として不足することになるため保険負債として加算することが必要となる。

さらに、市場参加者が保険負債を引き受けることの対価として要求するマージン（リスク調整）を算出し、最良推計負債（キャッシュフローの期待現在価値）に加算する必要がある。マージンは経済価値ベースのソルベンシー規制では、MOCE（Margin Over Current Estimate）と呼ばれている。保険負債にマージンが必要な理由については、図２－７の株式の例を考えると理解しやすい。株式の場合は、株式を発行している企業は株主が株式をとおして資金を提供してくれた見返りとして会社が得た収益の一部を株主配当として還元する。言い換えれば、株主は会社が破綻すれば出資した資金は回収できないリスクを負っているかわりに高い利回りの配当を要求する。この株主が期待する利回りは、会社が負担する株主に対する資金調達のコストということで資本コスト率と呼んでいる。これと同様に保険負債も考えることができる。保険負債は保険事故発生率をとってもわかるとおり将来発生する確実なキャッシュフローではなく不確実性をとも

なっている。保険負債としては将来の不確実性に備えたマージンを加算する必要がある。例えば保険事故発生率の不確実性に対しリスク量を算定するが、そのリスクに対応する資金（所要資本）は会社に出資している株主が負担することになる。リスクが顕在化した場合、株主は出資した資金が費消されてしまうため、株主は当然リスクに見合った配当利回り（資本コスト率）を求める。図２－６で言えば、毎期発生し得るリスク（所要資本）に対して資本コスト率を乗じたもの、これは会社が期待されている収益（株主が負担する資本コスト）であり、この現在価値を保険負債として加算する必要がある。なお、この資本コストは、保険料の一部の安全割増として上乗せすることで契約者から収受し、リスクが発現しなかった場合は収益となり株主に還元するというのが保険会社のリスクと収益の構造になっている（図２－７）。

経済価値ベースのソルベンシー規制における保険負債では考慮されないが、IFRSにおいては契約時点の最良推計負債が負値となる場合、この負値の金額と０との差額は、一種のマージン（契約上のサービス・マージン）として負債計上することで、初期利益を繰延負債計上する取り扱いとなる点に留意が必要である。

現行SMRで用いる標準責任準備金が平準純保険料式であり付加保険料や事業費支出を考慮しないのに対し、経済価値ベースの保険負債評価では付加保険料や事業費支出を含む、契約の履行に直接関連する全てのキャッシュフローを見積もることから、営業保険料式に相当するものと言える。標準責任準備金がロックイン方式で契約期間を通じて同じ基礎率を使い続けるのに対し、経済価値ベースの保険負債評価では決算時点の最良推計や市場経済前提を用いることから、前提の変動により評価額が毎期大きく変動する特徴もある。

図２－５　債券・株式の理論価格と保険負債の評価

＜債券の理論価格＞

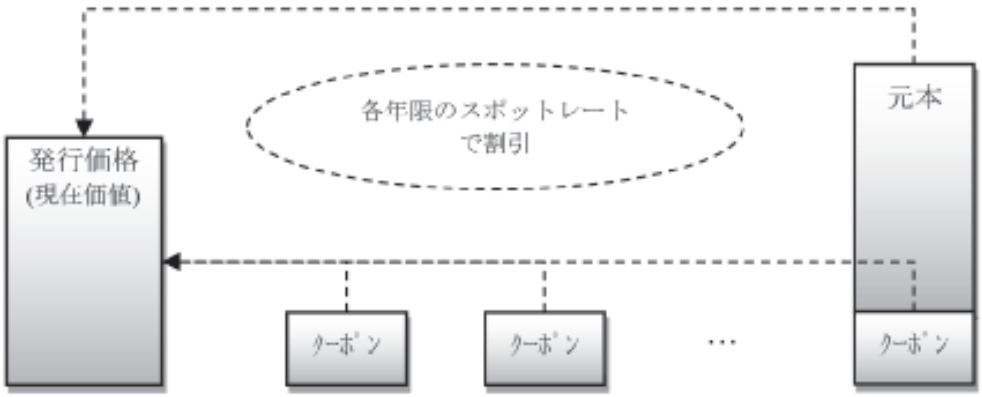

＜株式の理論価格＞

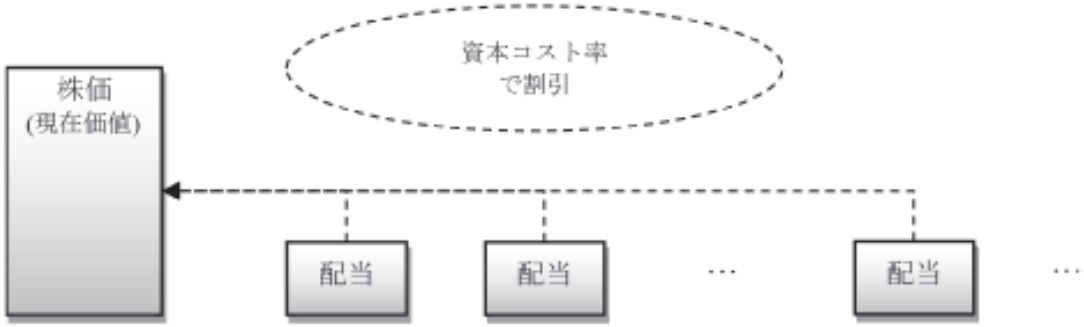

＜保険負債の評価＞

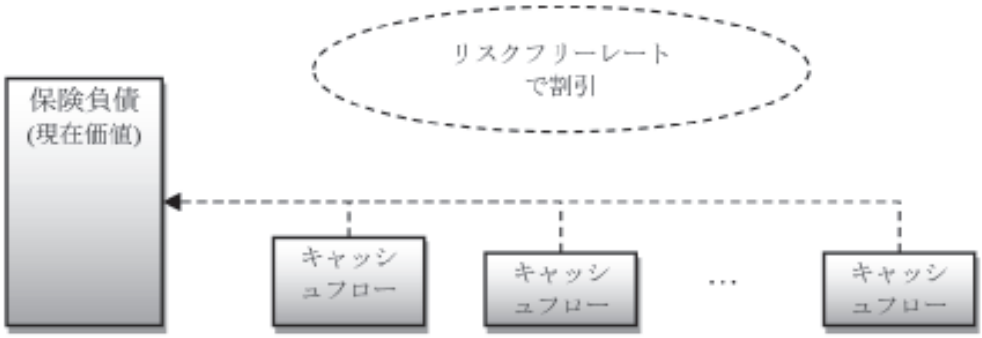

（出典：筆者作成）

図２－６　株式の資本コスト率と保険負債における資本コスト率

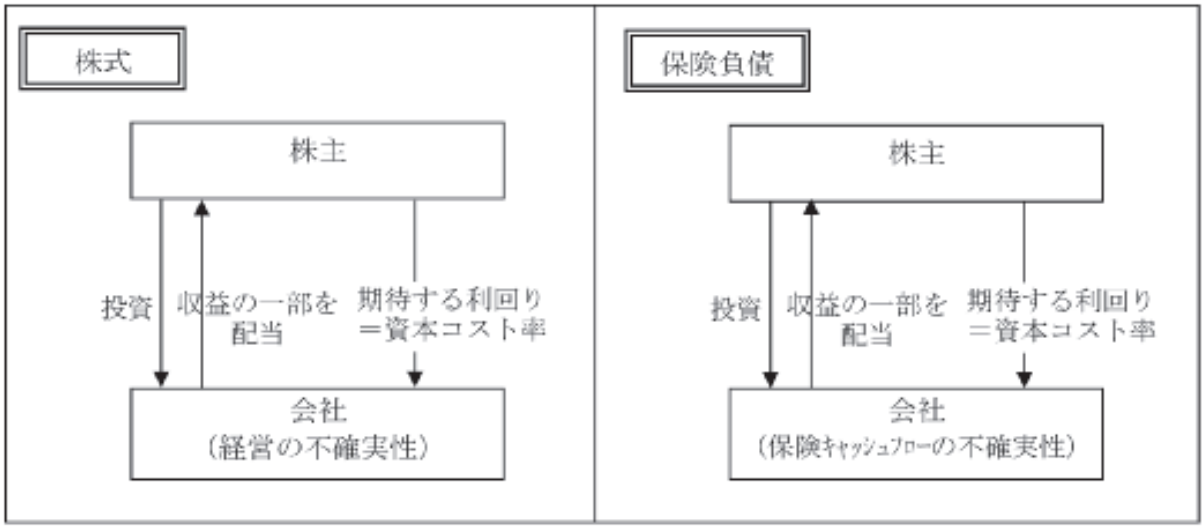

＜株式の理論価格＞

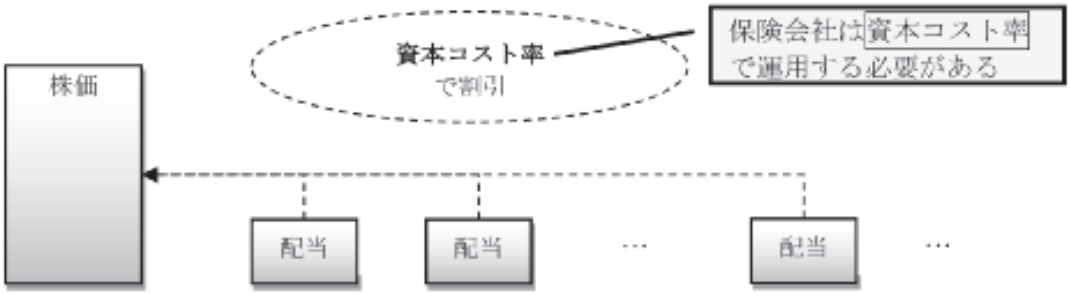

＜保険負債の評価＞

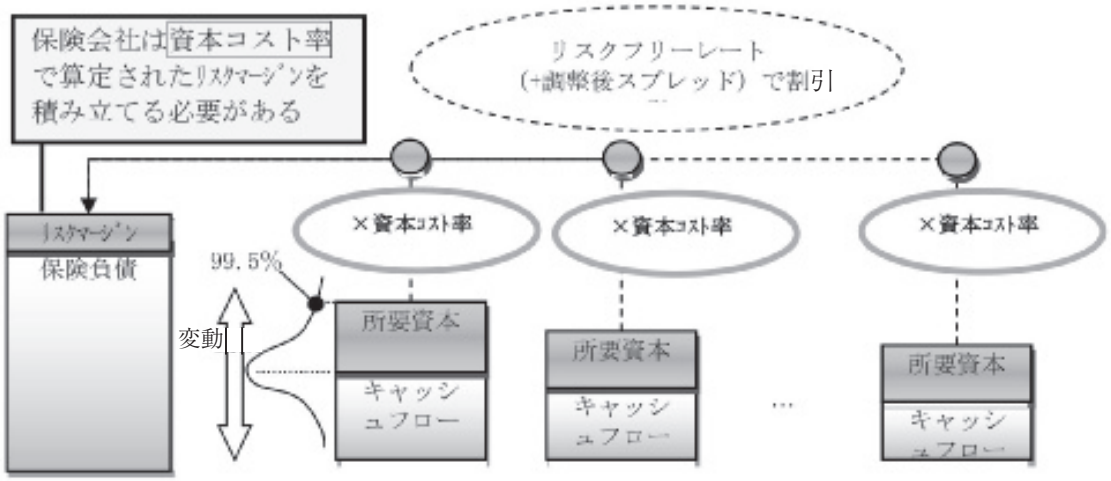

（出典：筆者作成）

図２－７　所要資本の構造

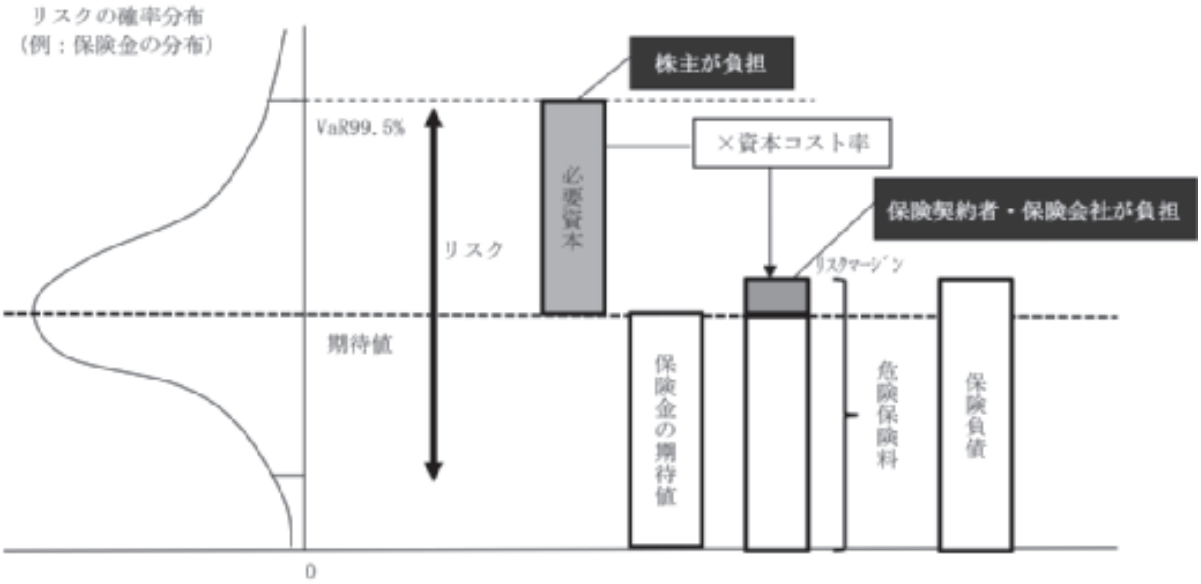

（出典：「保険ERM経営の理論と実践」（ERM経営研究会）をもとに筆者加筆）

4.2.　経済価値ベースの仕様書の整理

2024年９月に金融庁は「経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテスト」を公表した。その仕様書に記載された新規制の具体的内容について、この章で整理する。ESRの計算内容は、表２－２のとおりである。SMRでリスクと呼んでいたものは「所要資本」、マージンと呼んでいたものは「適格資本」として読み替えることになる。各項目の詳細の計算内容について述べていく。詳細に入る前に知っておくべき原則がある。「プロポーショナリティの原則」である。

●　プロポーショナリティの原則

ESR の算出に係る実務的な負荷は現行SMRに比べて高くなることを踏まえ、重要性に応じた取り扱いのあり方は、保険会社が態勢整備を進めていく上で重要であると述べられている。「プロポーショナリティの原則」とは、ある特定の要素または方法を当該計算および評価に適用した結果、得られる数値の質または当該数値に関連するリスクの評価が重要な改善を示さないにもかかわらず、複雑性が顕著に増加することを示せる場合、当該要素または方法を適用しない、あるいは簡素化することができるといったものである。仕様書上で求められたESRの原則的な計算方法に係る実務負荷が著しく大きい場合、計算結果の差異の重要性に応じた簡便的な取り扱いも許容され得るということである。簡素化した手法を用いることによる影響の重要性は、評価される項目の金額的規模、事業および適格資本全体の規模、ならびにリスク評価の観点で評価すると述べられている。

表２－２　ESRの計算内容

項目			説明
a.	資産		会計ベースからの評価替：責任準備金対応債券の簿価時価の差 保険負債以外の一部の項目についても時価（公正価値）評価を求めている （例）市場価格がない株式等及び組合等への出資は時価で評価、不動産や保険約款貸付も時価評価
b.	負債		再保険に係る保険負債CF現価を「再保険回収額」として控除する 会計ベースからの組替：危険V、価変などを負債から純資産に（組換なので合計はゼロ）
c.	MOCE		保険負債CFの変動のリスクマージン
d.	純資産（a-b-c）		会計ベースからの評価替：DTA（サープラスに関し、会計と経済価値の差の税効果分）
	e.	資本調整	【Tier１資本調整】＝のれん＋DTA＋処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額＋ソフトウェア＋退職給付に係る資産など 【Tier２資本調整】＝Tier２に関する金融機関同士の持ち合い株式など
f.	適格資本（d-e）		適格資本＝【Tier１】＋【Tier２】－【Tier１資本調整】－【Tier２資本調整 【Tier１】＝危険V＋価変＋会計上の資本金＋会計上の利益剰余金＋会計上の資本剰余金＋評価差額＋会計上と経済価値の差異（保険負債、MOCEなど）】 【Tier２】＝劣後ローン＋処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額＋ソフトウェア×10％＋退職給付に係る資産×50％　など
g.	所要資本		所要資本に係る税効果を控除（ただし税効果は上限あり）
h.	ESR（f/g）		

（出典：筆者作成）

b．負債

- 現在推計は、保険債務に関連する将来キャッシュフローを仕様書で指定するイールドカーブで割り引いて得られる現在価値の確率加重平均である。
- 現在推計には、黙示的または明示的なマージンを含めないこととする。
- 現在推計の計算に含めるキャッシュフローには、少なくとも契約の境界線内にある以下のものを含めることとする。すなわち、

支払給付金および支払保険金、直接経費および間接経費、保険料、再保険

- 現在推計の計算のためのキャッシュフローの中には、保証とオプションについての期待キャッシュフローを含めることとする。すなわち、

動的解約（金利など外部環境の変化に伴う保険契約者の解約行動の変化による影響）、契約者配当、変額保険・変額年金の最低保証（最低死亡保障等）、利率変動型商品の最低予定利率保証

契約の境界線：

- 契約の境界線とは、どの契約を計算対象とし対象外とするかの区分けということである。
- 仕様書には

「保有契約に関する将来保険料のうち次に掲げる日のいずれかを超える部分は、保険会社が保

険契約者に対して保険料の支払を強制できることを示せない場合、かつ強制させる意図があることを示せない場合には、現在推計において考慮しないこととする。

ａ．保険会社が、当該保険契約を終了させるまたは支払期日が到来した保険料の受領を拒否できる一方的な権利を有する日

ｂ．保険会社が、当該保険契約の保険料または給付金を、リスクを完全に反映するように変更できる一方的な権利を有する日」

とあり､例えば更新のうち保険契約者が更新に係る一方的な権利を有するもの（自動更新）は、保険会社が更新を拒否できないことから、保険負債評価の対象に含めることになる。

割引率：

- 保険負債には信用リスクが無いため無リスク金利で割り引く
- 本来無リスク金利で割り引くべきだが、過度なボラティリティを抑制するためにスプレッド込みで割り引く

イールドカーブは期間ごとの第一区分、第二区分、第三区分により作成し、第一区分はリスクフリーレート＋調整後スプレッドとし、第二区分はスミス・ウィルソン法を用いて補外、第三区分は終局フォワードレート（UFR）＋スプレッドとする。

第一区分のリスクフリーレートは、流動的な金利スワップまたは国債から得られる市場情報に基づいて決定（金利スワップの場合は信用リスクを除外）とする。調整後スプレッドは保険負債の特徴ごとに三つのバケット「一般バケット」「ミドルバケット」「トップバケット」に分類し算定。

一般バケット・・・代表ポートフォリオに基づく通貨ごとのスプレッド（所与）

ミドルバケット・・・各社の各資産格付区分の通貨別デュレーション別スプレッド（各社計算）

トップバケット・・・各社の各資産格付区分のスプレッド（各社計算）

表２－３　イールドカーブの概要

		概要
第１区分	無リスク金利	○ 流動的な金利スワップまたは国債から得られる市場情報に基づいて決定 ○ 金利スワップの場合は、価格決定で考慮される信用リスクを適切に除外
	調整後スプレッド	適用あり（3バケット）
第２区分		スミス・ウィルソン法[26]を用いて補外
第３区分		終局フォワードレート（UFR）+スプレッド

表２－４　イールドカーブ（フォワードレート）の決定方法の概念図

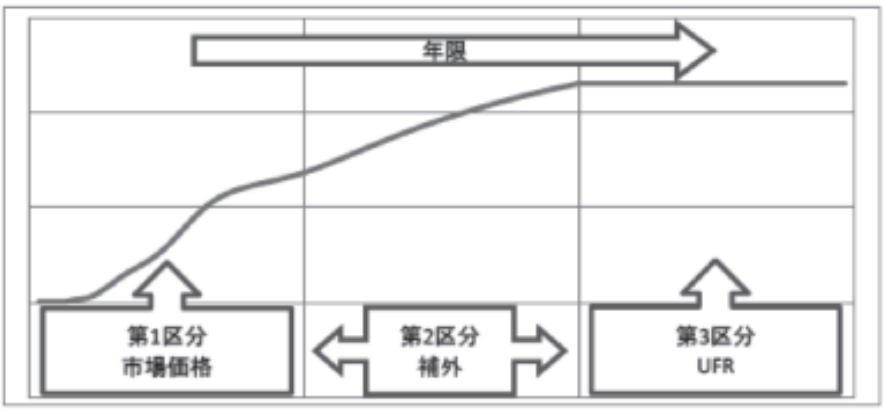

（出典：金融庁（2024年9月）「経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテスト」p.42）

終局フォワードレート（UFR）：

一般的に市場で得られる金利は20年または30年程度の期間に限定されるため、これらを超える期間の金利については何らかの方法で設定する必要がある。超長期期間の金利を補外する手法の１つとして、フォワードレートが終局的に一定の水準に収束するとの前提をおく考え方がある。この収束先のフォワードレートを「UFR（終局フォワードレート：Ultimate Forward Rate）」と呼んでいる。EUのソルベンシーⅡの責任準備金評価においても超長期の割引率を決定する必要があり、UFRが導入された。中村（2015）によると、UFRの導入によって、責任準備金水準の安定性の確保、自己資本比率の向上、プロシクリカリティ（増幅効果）の抑制等の効果が得られることとなったとされている。また中村（2015）では、「UFRは経済的な実態を伴ったものではなく、あくまでも人為的に設定された水準であり、しかも負債サイドのみの概念である、という事実を十分に認識しておく必要がある。UFR を用いて設定される金利に対応するリターンを生む金融商品が市場に存在するわけではない。このため、実際の資産運用の実態との関係では、UFRに基づいてリスク管理を行うことは必ずしも適切ではない、という問題が発生することに

なる。具体的には、例えば、金利リスクをヘッジする場合にUFRに基づいて行うことには課題があることになる。」と課題について述べている。

個々の通貨について、第１区分から第２区分への移行は、深み、流動性および透明性のある金融市場において、市場情報が観測可能な最後の年限（最終観測可能年限:LOT）で行われている。全ての通貨について、第３区分はLOTより30 年経過後から開始することとするが、60年以前にはならないもの（すなわち、いずれか大きい方）とする。UFR は、通貨ごとに「年間実質金利の単純算術平均として計算された期待実質金利」と「期待インフレ率」の合計として計算されており、「期待実質金利」はJPY、USD、AUDともに1.8%、「期待インフレ率」はJPY、USD、AUDともに2.0%であり、よってUFRはJPY、USD、AUDともに3.8％となっている。また、LOTはJPY、USD、AUDともに市場情報を国債とした30年となっており、UFRに加算するスプレッドはJPY、USD、AUDともに20bpsとなっている。各バケットの判定は図２－８のとおりである。

図２－８　「一般バケット」「ミドルバケット」「トップバケット」の判定区分

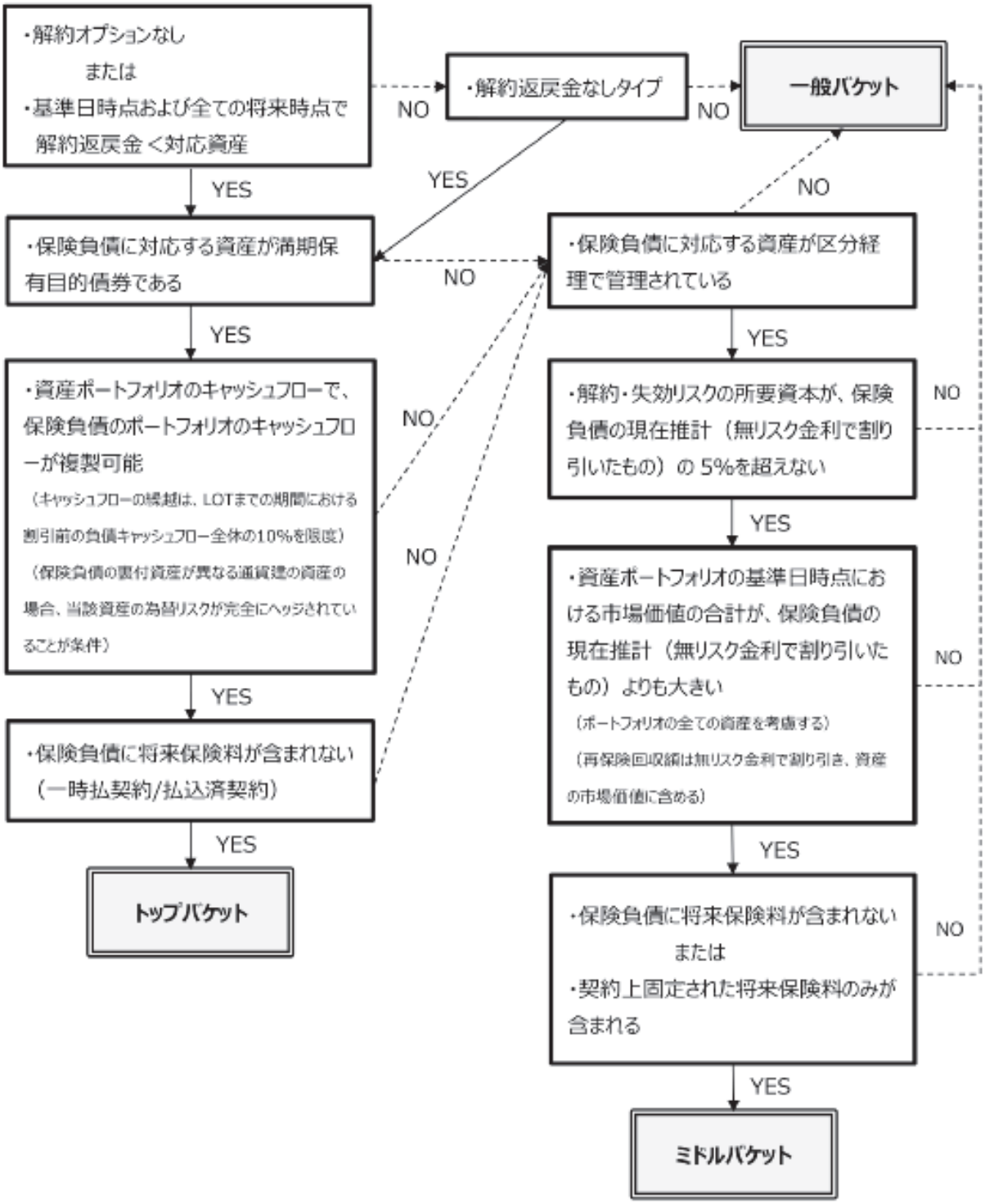

（出典：金融庁（2024年9月）「経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテスト」より筆者作成）

ｃ．MOCE（Margin over current estimate）

- 保険負債を経済価値ベースで評価するために現在推計に上乗せされるマージン。MOCEは、保険契約上の義務に関連するキャッシュフローに内在する不確実性をカバーし、これらの義務に付随する全ての不確実性を考慮する。
- MOCEは以下の算式で計算する。資本コスト率は､無リスク金利の超過分として３％とする。また、推計所要資本は、所要資本を最小化する資産・負債ポートフォリオを前提として（すなわち、全てのヘッジ可能なリスクを除外して）計算される。この前提に基づく簡便法として、推計所要資本の対象リスクは、以下のとおりとする。なお、割引率は日本円の無リスク金利である。

保険リスク、再保険回収額に係る信用リスク、オペレーショナルリスク

$$MOCE = \text{資本コスト率} \times \sum_{t \geq 0} \frac{\text{推計所要資本}(t)}{(1+\text{割引率})^t}$$

- 上の算式において将来各年度の「推計所要資本」の計算方法は二種類ある。原則法とランオフパターンである。原則法は、将来の各時点において各リスクの所要資本の計算方法を適用する方法である。原則法での計算が困難な場合はランオフパターンが許容されている。すなわち、将来各年度末における推計所要資本を基準日時点の所要資本およびランオフパターンに基づき計算することも許容されており、当該ランオフパターンは、保険負債に関連するリスクのランオフを反映することが必要とされている。

ｆ．適格資本

- 「適格な資本調達手段」および「資本調達手段以外の資本要素」で構成される。
- 適格資本は、以下の階層に分類される。さらに各階層において、資本調達手段は異なる適格性基準により2つのカテゴリーに分類される。

Tier 1 資本（算入制限のないTier 1 資本/算入制限のあるTier 1 資本/資本調達手段以外のTier 1 資本）
・・・ゴーイング・コンサーン・ベースおよび清算時の双方において損失を吸収する資本調達手段および資本調達手段以外の資本要素から構成される。

Tier 2 資本（払込済みのTier 2 資本/払込未済のTier 2 資本/資本調達手段以外のTier 2 資本）
・・・清算時にのみ損失を吸収する資本調達手段および資本調達手段以外の資本要素から構成さ

れる。

算入制限のないTier 1資本・・・以下のすべてを満たすもの。
完全に払込済みであること、損失が発生した際に最初に損失を吸収する発行資本の形態を有するものであること、残余財産の分配について最も劣後するものであり一定額または上限額が定められていないこと、償還期限が定められていないこと、発行者の倒産手続に関し当該発行者の債務として認識されるものでないこと、など。

算入制限のあるTier 1資本・・・以下のすべてを満たすもの。
完全に払込済みであること、保険契約者および他の非劣後の債権者ならびに Tier 2資本となる資本調達手段の保有者よりも劣後すること（ただし、算入制限のないTier 1 資本より優先するものであっても良い)、償還期限が定められていないこと、償還を行う場合には発行後5年を経過した日以降に償還を行うことが可能でありかつ当該償還が当局による事前承認の対象となること、など。

資本調達手段以外のTier 1資本・・・
利益剰余金、資本剰余金、その他包括利益累計額（評価・換算差額等)、経済価値ベースへの調整額

払込済みのTier 2資本・・・Tier 1 資本の適格性基準を満たさない資本調達手段であって、以下のすべてを満たすもの。
完全に払込済みであること、保険契約者および他の非劣後の債権者よりも劣後すること、償還期限が定められている場合には発行時から実質償還期限までの期間が5年以上であること、買戻しを行う場合には、当局による事前承認の対象となること、など。

払込未済のTier 2資本・・・
関係を有さない第三者から受け取った要求に応じて資本を提供するためのコミットメントにより構成されるもの、払込未済資本は相互会社に限りTier 2資本として認識される。

資本調達手段以外のTier 2資本・・・以下の項目だが所要資本の15%を限度
払込済みの Tier 2 資本に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金、処分制約のある資産のうち一定の閾値を超過する部分、退職給付に係る資産に50%を乗じたもの、経済価値ベースのバランスシート上の繰延税金資産、無形資産のうちソフトウェアの額に10%を乗じたもの。

ここに、処分制約のある資産とは、規制上の要件を満たすために担保としてカウンターパーティに差し出している資産をいい、オンバランス負債とその所要資本増分の合計を控除した金額を計上

危険準備金、価格変動準備金、契約者（社員）配当準備金（未割当）は、利用目的に制限の無い準備金とし、「資本調達手段以外のTier 1資本」の「経済価値ベースへの調整額」に含まれる。

Tier 1資本調整・・・以下の項目はTier 1資本から控除される。
のれん、無形資産（ソフトウェアを含む）、退職給付に係る資産、経済価値ベースのバランスシート上の繰延税金資産、処分制約のある資産のうち一定の閾値を超過する部分、自己のTier 1資本を人為的に増大させるよう設計された、金融機関同士の直接的または間接的な相互持ち合い、など。

Tier 2資本調整・・・以下の項目はTier 2資本から控除される。
自己のTier 2資本を人為的に増大させるよう設計された、金融機関同士の直接的または間接的な相互持ち合い、など。

表２－５　「一般バケット」「ミドルバケット」「トップバケット」の判定区分

資本階層	構成要素	カテゴリー
Tier 1	適格な資本調達手段	算入制限のないTier 1資本
		算入制限のあるTier 1資本
	資本調達手段以外の資本要素	資本調達手段以外のTier 1資本
Tier 2	適格な資本調達手段	払込済みのTier 2資本
		払込未済のTier 2資本
	資本調達手段以外の資本要素	資本調達手段以外のTier 1資本

（出典：筆者作成）

ｇ．所要資本

- 同質なリスクグループのレベルにおいてストレスシナリオを適用することで計算する。
- リスクが資産と負債両方の評価額の変動によって表される場合、または、単一の係数やバランスシート項目では適切にリスクを捉えられない場合には、ストレス・アプローチが最良の計算方法となる（例：死亡リスク、長寿リスク、金利リスク）。
- リスク･エクスポージャーがバランスシート項目等で適切に捉えられる場合は、係数ベース･アプローチが用いられる。
- 個々のリスクの所要資本は、相関行列を用いることにより、分散効果を反映した上で統合される。

図２－９　「一般バケット」「ミドルバケット」「トップバケット」の判定区分

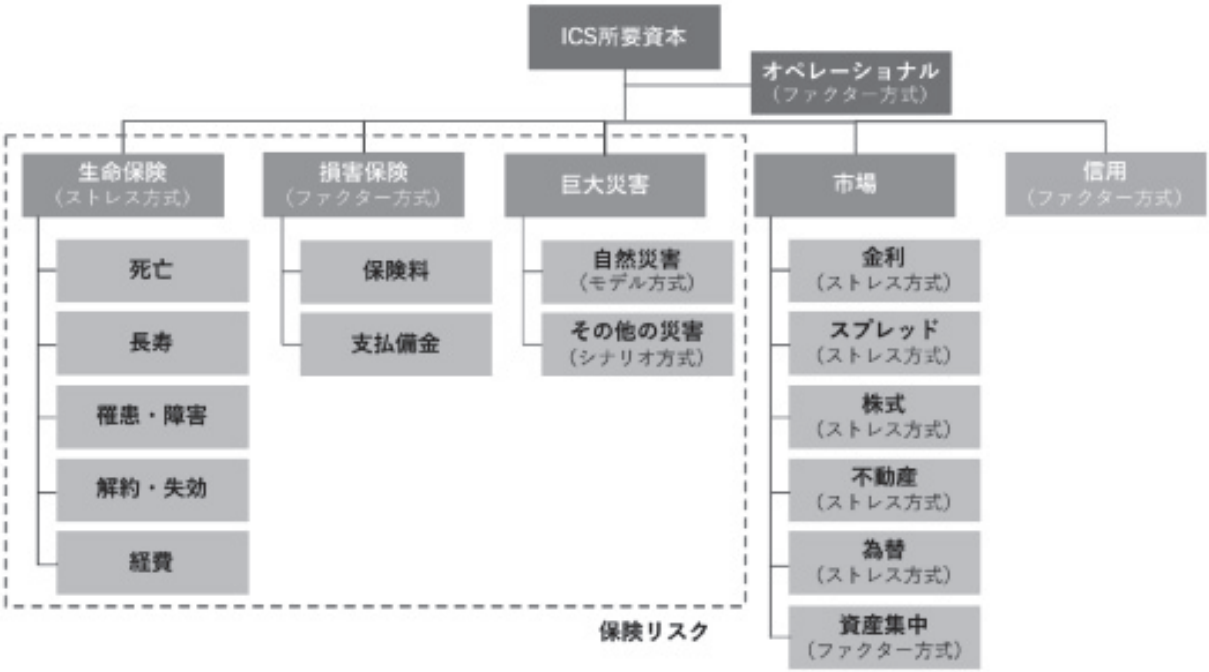

（出典：小立敬（2022）「保険会社の経済価値ベースのソルベンシー規制に関する検討　ー金融庁による基本的な内容の暫定決定を踏まえてー」『野村資本市場クォータリー』2022年秋号、86-101.）

【生命保険リスク】

死亡リスク：死亡率の水準に対してストレスを適用した場合の純資産の減少額として計算することとする。具体的には現在推計の計算に用いる死亡率がX%増加した場合の純資産の減少額として計算する。

ストレス後の死亡率＝現在推計の計算に用いる死亡率の計算前提×（１＋X%）

Xは国により異なり日本は12.5%となっている。

長寿リスク：死亡率の水準に対してストレスを適用した場合の純資産の減少額として計算することとする。具体的には現在推計の計算に用いる死亡率がX%減少した場合の純資産の減少額として計算する。

ストレス後の死亡率＝現在推計の計算に用いる死亡率の計算前提×（１－X%）

Xは国により異なり日本は20%となっている。

罹患・障害リスク：相互に排他的な４つの商品区分に対してストレスを適用した場合の純資産の減少額として計算する。具体的には以下の相互に排他的な４つの商品区分に分類し、発生率がX%増加した場合の純資産の減少額として計算する。

（保障期間が５年超の長期の場合は以下の％）

商品区分１：医療費補償を提供する商品	計算前提×（１＋12%）
商品区分２：健康事象発現時の一時金を提供する商品	計算前提×（１＋20%）
商品区分３：短期定期的給付を提供する商品	計算前提×（１＋12%）
商品区分４：長期定期的給付を提供する商品	発生率：計算前提×（１＋20%）
	回復率：計算前提×（１＋20%）

（商品区分１には手術給付金、通院給付金等、商品区分２には災害死亡給付金、がん診断給付金等、商品区分３には入院給付金等、商品区分４には介護年金等が含まれ得る）

解約・失効リスク：水準およびトレンドの要素と大量解約の要素のいずれか大きい方として計算される。水準およびトレンドの要素に関する解約・失効リスクの所要資本は、上昇ストレスまたは下降ストレスを与えた場合の純資産の減少額のうちいずれか大きい方とする。
オプションは行使率が X%増加するストレス
オプションは行使率が X%減少するストレス
Ｘは国により異なり日本は25%となっている。

大量解約の要素に関する解約・失効リスクの所要資本は、個人契約全体、法人契約全体をそれぞれ一つの同質なリスクグループとし、個人契約のグループについては30%、法人契約のグループについては50%の即時解約ストレスを与えた場合の純資産の減少額とする。

経費リスク:経費単価のリスクと経費のインフレリスクを対象とする。経費リスクの所要資本は、現在推計の計算に用いる経費前提について、基準とする経費単価の全期間に亘る上昇（X%）および年間経費インフレ率の追加的上昇（Y%）のストレスが同時に発生した場合の純資産の減少額として計算する。
X、Ｙは国により異なり日本はX=６%、Y=１%となっている。

表２－６　生命保険リスクの内訳

生命保険リスク

死亡リスク	• 死亡率の水準に対してストレスを適用した場合の純資産の減少額として計算 • ストレス後の死亡率＝現在推計の計算に用いる死亡率の計算前提×(1＋X%) • Xは国により異なり日本は12.5%
長寿リスク	• 死亡率の水準に対してストレスを適用した場合の純資産の減少額として計算 • ストレス後の死亡率＝現在推計の計算に用いる死亡率の計算前提×(1－X%) • Xは国により異なり日本は20%
傷害・障害リスク	• 相互に排他的な4つの商品区分に対してストレスを適用した場合の純資産の減少額として計算

保障期間が5年超の長期の場合は以下の%

商品区分1	医療費補償を提供する商品	手術給付金、 通院給付金等	計算前提×(1＋12%)
商品区分2	健康事象発現時の一時金を提供する商品	災害死亡給付金、 がん診断給付金等	計算前提×(1＋20%)
商品区分3	短期定期的給付を提供する商品	入院給付金等	計算前提×(1＋12%)
商品区分4	長期定期的給付を提供する商品	介護年金等	計算前提×(1＋20%)

解約・失効リスク

水準およびトレンドの要素と大量解約の要素のいずれか大きい方として計算

MAX	水準およびトレンド	MAX	X%増加するストレス (Xは日本は25%)
			X%減少するストレス (Xは日本は25%)
	大量解約	合計	個人契約は30%の即時解約ストレス
			法人契約は50%の即時解約ストレス

経費リスク	• 経費単価のリスクと経費のインフレリスクを対象 • 現在推計の計算に用いる経費前提について、 経費単価の全期間にわたる上昇（X%）および 年間インフレ率の追加的上昇（Y%）のストレスが同時に発生した場合の純資産の減少額 • X、Yは国により異なり日本はX=6%、Y=1%

（出典：金融庁（2024年9月）「経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテスト」より筆者作成）

表２－７　生命保険リスクの相関

	死亡	長寿	罹患・障害	解約・失効	経費
死亡	100%	−25%	25%	0%	25%
長寿	−25%	100%	0%	25%	25%
罹患・障害	25%	0%	100%	0%	50%
解約・失効	0%	25%	0%	100%	50%
経費	25%	25%	50%	50%	100%

（出典：金融庁（2024年9月）「経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテスト」）

【巨大災害リスク】

- 巨大災害リスクは、未だ発生していない、特に、低頻度で大規模な保険事故に伴うリスクを対象とする。
- このリスクには、個別の大事故のほか単一事象から生じる複数の事故の集積も含む。

パンデミック：死亡リスクを保障する全ての個人生命保険契約および団体生命保険契約について、死亡率が1/1,000増加する結果生じる損失額として計算。
テロ攻撃：5トンの爆弾で半径500m以内にその一部または全部が含まれる最も大きな地理的な集積リスクを計算。死亡率は半径 200m以内では15%、200m超500m以内では1.5%、身体障害発生率は、半径200m以内では20%、200m超500m以内では10%を想定する。

- 巨大災害のリスクの統合は、各所要資本の平方和の平方根とする

表２－８　巨大災害リスクの内訳

巨大災害リスク	
✓ 巨大災害リスクは、未だ発生していない、特に、低頻度で大規模な保険事故に伴うリスクが対象	
パンデミック	• 死亡リスクを保障する全ての個人生命保険契約および団体生命保険契約について、死亡率が1/1000増加する結果生じる損失額として計算
テロ攻撃	• 5トンの爆弾で半径500m以内にその一部または全部が含まれる最も大きな地理的な集積リスクを計算 • 死亡率は半径 200m以内では15%、200m超500m以内では1.5%、身体障害発生率は、半径200m以内では20%、200m超500m以内では10%

（出典：金融庁（2024年9月）「経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテスト」より筆者作成）

【市場リスク】

金利リスク：各通貨の無リスク金利のイールドカーブ全体に適用される以下の五つのシナリオの組み合わせに基づき計算。

ａ．モデルで予測された翌年度に期待される平均回帰シナリオ

ｂ．独立したストレスに関する二組の対称なシナリオ

　ⅰ．水準ストレス（上昇および下降）

　ⅱ．ねじれストレス（フラットニングおよびスティープニング）

金利リスクの所要資本の計算式は以下のとおり。

$$max\left(0, \sum_i MR_i + VaR_{99.5\%}\left(\sum_i LT_i\right)\right)$$

ｉ：金利リスクの対象となる全ての通貨

MR_i：通貨iに関する平均回帰シナリオの結果

LT_i：通貨iに関する水準ストレスシナリオおよびねじれストレスシナリオの結果を統合した確率変数

スプレッドリスク：上昇・下降の双方向のストレスを想定する（上昇ストレスの所要資本、下降ストレスの所要資本、0 のうちいずれか大きい額）。下降ストレスについては、正のスプレッドがストレス適用後に負になることを回避するため、絶対的なストレス水準および相対的なストレス水準（スプレッドの絶対値の50%）を組み合わせて用いる。上昇ストレスについては、絶対的なストレス水準のみを用いる。

為替リスク：基準通貨（JPY）と保有する資産または負債の通貨の間の為替レートに対する二つのストレスシナリオの損失額のうち、いずれか大きい額とする。各通貨の正味オープン・ポジションについて、以下のストレスシナリオとする。

シナリオ１…正味ショート・ポジションを有する全ての通貨価値が変動せず、正味ロング・ポジションを有する全ての通貨価値が減少する

シナリオ２…正味ロング・ポジションを有する全ての通貨価値が変動せず、正味ショート・ポジションを有する全ての通貨価値が増加する

株式リスク：ストレスシナリオは以下のとおり。

ａ．先進国市場の資本性インフラ投資（株式）を除く上場株式の市場価格が、即時に35%下落し、資本性インフラ投資（株式）に係る市場価格が、即時に27%下落する。上場株式と資本性イン

フラ（株式）投資の影響は相関係数を１として統合する。

ｂ．新興市場の資本性インフラ投資（株式）を除く上場株式の市場価格が、即時に48%下落し、資本性インフラ投資（株式）に係る市場価格が、即時に37%下落する。上場株式と資本性インフラ投資（株式）の影響は相関係数を0.75として統合する。

ｃ．ハイブリッド債・優先株式の市場価格が、格付区分ごとに即時に格付区分に応じた割合で下落

ｄ．その他の株式の資産価格が、即時に49%下落

不動産リスク：全ての不動産エクスポージャーの価値が即時に25%下落した場合の経済価値ベース純資産の変動額とする

資産集中リスク：資産集中リスクの所要資本は、保有する資産が完全には分散されていないことに基づき、市場リスクおよび信用リスクの所要資本に上乗せされるもの。
（特別勘定の資産または投資リスクが完全に保険契約者に転嫁されているもの及び信用保険に係るエクスポージャーは、資産集中リスクの所要資本の計算から除外する）
市場リスク・信用リスクに対し社内で定めた閾値をどれだけ超えるかの寄与割合について、関係を有するカウンターパーティ・グループごとに算定し係数0.71656を乗じている。株式エクスポージャーについては子会社株式とし10%上限、信用エクスポージャーについては格付区分に応じて２%～20%上限とする。
特にグループ内再保険取引を多く活用する会社において、出再先への再保険エクスポージャーがポートフォリオ全体に占める割合が大きくなる場合は、資産集中リスクの所要資本が大きく計測される傾向にある。

不動産以外の資産エクスポージャーに係る資産集中リスクの所要資本は、以下のとおり計算（ただし別途上限が設定される）。

$$0.71656\times\left(\frac{\sum_{閾値を超えるi}(E_i-T)\,(0.95K_i^{eq}+K_i^{cr})}{0.95K^{eq}+K^{cr}}+T\right)$$

E_i　：関係を有するカウンターパーティ・グループｉに対する正味エクスポージャーの額（円換算後）

T　：各社で定めた閾値。ただし、$Ei>T$を満たす関係を有するカウンターパーティ・グループの数が10以上100以下となるように定めることとする。

K_i^{eq}：関係を有するカウンターパーティ・グループｉに対するエクスポージャーに関する、分散

効果反映前かつマネジメント・アクション考慮前の株式リスクの所要資本の合計（円換算後）。

K_i^{cr}：関係を有するカウンターパーティ・グループｉに対するエクスポージャーに関する、分散効果反映前かつマネジメント・アクション考慮前の信用リスクの所要資本の合計（円換算後）。

K^{eq}：分散効果反映前かつマネジメント・アクション考慮前の株式リスクの所要資本の合計

K^{cr}：分散効果反映前かつマネジメント・アクション考慮前の信用リスクの所要資本の合計

不動産エクスポージャーに係る資産集中リスクの所要資本は、保険事業の投資資産の３％を超過する単一の不動産または互いに近接している複数の不動産のグループについて、当該超過額に25%を乗じた値とする。

表２－９　市場リスクの内訳

市場リスク		
金利リスク	各通貨の無リスク金利のイールドカーブ全体に適用される以下の5つのシナリオの組み合わせに基づき計算	
	平均回帰シナリオ 水準ストレス（上昇） 水準ストレス（下降）	$max\left(0, \sum_i MR_i + VaR_{99.5\%}\left(\sum_i LT_i\right)\right)$ i:　金利リスクの対象となる全ての通貨 MR_i：通貨iに関する平均回帰シナリオの結果 LT_i：通貨iに関する水準ストレスシナリオの結果を統合した確率変数
スプレッドリスク	• 上昇・下降の双方向のストレスを想定する（上昇ストレスの所要資本、下降ストレスの所要資本、0 のうちいずれか大きい額） • 下降ストレスについては、正のスプレッドがストレス適用後に負になることを回避するため、絶対的なストレス水準および相対的なストレス水準（スプレッドの絶対値の50%）を組み合わせて用いる • 上昇ストレスについては、絶対的なストレス水準のみを用いる	
為替リスク	• 基準通貨（JPY）と保有する資産または負債の通貨の間の為替レートに対する2つのストレスシナリオの損失額のうち、いずれか大きい額とする • 各通貨の正味オープン・ポジションについて、以下のストレスシナリオとする シナリオ1…正味ショート・ポジションを有する全ての通貨価値が変動せず、正味ロング・ポジションを有する全ての通貨価値が減少する シナリオ2…正味ロング・ポジションを有する全ての通貨価値が変動せず、正味ショート・ポジションを有する全ての通貨価値が増加する	
株式リスク	ストレスシナリオは以下のとおり a. 先進国市場の上場株式の市場価格が、即時に35%下落し、資本性インフラ投資(株式)に係る市場価格が、即時に27%下落する。上場株式と資本性インフラ(株式)投資の影響は相関係数を1として統合する b. 新興市場の上場株式の市場価格が、即時に48%下落し、資本性インフラ投資(株式)に係る市場価格が、即時に37%下落する。上場株式と資本性インフラ投資(株式)の影響は相関係数を0.75として統合する c. ハイブリッド債・優先株式の市場価格が、格付区分ごとに即時に格付区分に応じた割合で下落 d. その他の株式の資産価格が、即時に49%下落	
不動産リスク	• 全ての不動産エクスポージャーの価値が即時に25%下落した場合の経済価値ベース純資産の変動額とする	

資産集中リスク	• 資産集中リスクの所要資本は、保有する資産が完全には分散されていないことに基づき、市場リスクおよび信用リスクの所要資本に上乗せされるもの （特別勘定の資産または投資リスクが完全に保険契約者に転嫁されているもの及び信用保険に係るエクスポージャーは、資産集中リスクの所要資本の計算から除外する） • 市場リスク・信用リスクに対し社内で定めた閾値をどれだけ超えるかの寄与割合について、関係を有するカウンターパーティ・グループごとに算定し係数0.71656を乗じる • 株式エクスポージャーについては子会社株式とし10%上限、信用エクスポージャーについては格付区分に応じて2%～20%上限とする • 特にグループ内再保険取引を多く活用する会社において、出再先への再保険エクスポージャーがポートフォリオ全体に占める割合が大きくなる場合は、資産集中リスクの所要資本が大きく計測される傾向にある 不動産以外の資産エクスポージャーに係る資産集中リスクの所要資本は以下のとおり計算（ただし別途上限が設定される） $0.71656 \times \left(\frac{\sum_{閾値を超える i}(E_i - T)\left(0.95K_i^{eq} + K_i^{cr}\right)}{0.95K^{eq} + K^{cr}} + T \right)$ E_i：関係を有するカウンターパーティ・グループ i に対する正味エクスポージャーの額（円換算後） T：各社で定めた閾値。ただし、$E_i > T$を満たす関係を有するカウンターパーティ・グループの数が 10 以上 100 以下となるように定めることとする。 K_i^{eq}：関係を有するカウンターパーティ・グループ i に対するエクスポージャーに関する、分散効果反映前かつマネジメント・アクション考慮前の株式リスクの所要資本の合計（円換算後） K_i^{cr}：関係を有するカウンターパーティ・グループ i に対するエクスポージャーに関する、分散効果反映前かつマネジメント・アクション考慮前の信用リスクの所要資本の合計（円換算後） K^{eq}：分散効果反映前かつマネジメント・アクション考慮前の株式リスクの所要資本の合計 K^{cr}：分散効果反映前かつマネジメント・アクション考慮前の信用リスクの所要資本の合計 • 不動産エクスポージャーに係る資産集中リスクの所要資本は、保険事業の投資資産の3%を超過する単一の不動産または互いに近接している複数の不動産のグループについて、当該超過額に25%を乗じた値

（出典：金融庁（2024年9月）「経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテスト」より筆者作成）

表２－10　市場リスクの相関

	金利	スプレッド（上昇）	スプレッド（下降）	株式	不動産	為替	資産集中
金利	100%	25%	25%	25%	25%	25%	0%
スプレッド（上昇）	25%	100%	100%	75%	50%	25%	0%
スプレッド（下降）	25%	100%	100%	0%	0%	25%	0%
株式	25%	75%	0%	100%	50%	25%	0%
不動産	25%	50%	0%	50%	100%	25%	0%
為替	25%	25%	25%	25%	25%	100%	0%
資産集中	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%

（出典：金融庁（2024年9月）「経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテスト」）

【信用リスク】

エクスポージャーの種類（公共部門、企業、再保険、インフラ投資、証券化商品、再証券化商品）、格付区分、および残存期間に応じて指定されたリスク係数を正味エクスポージャー額に乗じて合計することで計算。再保険によって所要資本が減額される場合、当該所要資本の減額分に対して信用リスクの所要資本を計算する。

（中央政府、国際開発金融機関、超国家組織に対する信用エクスポージャーは信用リスクの対象に含めない。日本の地方公共団体が発行する債券及び日本の地方公共団体向けの貸付金に対する信用エクスポージャーは信用リスクの対象に含めない）

【オペレーショナルリスク】

オペレーショナルリスクは、内部プロセス、役職員、システムが不適切または有効に機能しないこと、あるいは外部事象に起因して、経済価値ベース純資産に不利な変動が生じるリスクと定義される。オペレーショナルリスクには、法務リスクを含むが、戦略リスクおよび風評リスクは対象外とする。オペレーショナルリスクの所要資本は、以下のとおり計算される。

上限適用前のオペレーショナルリスクの所要資本

＝生命保険（有リスク）の所要資本＋生命保険（無リスク）の所要資本

生命保険（有リスク）の所要資本

＝生命保険のグロス収入保険料に基づく所要資本と生命保険のグロス現在推計に基づく所要資本のうち大きい額

＋生命保険のグロス収入保険料増加額に基づく所要資本

生命保険（無リスク）の所要資本
＝生命保険のグロス現在推計に基づく所要資本の額

オペレーショナルリスクの所要資本
＝Min（上限適用前のオペレーショナルリスクの所要資本,オペレーショナルリスクを除く所要資本（分散効果反映後およびマネジメント・アクション考慮後）×20%）

【リスクの統合】

表２－11　最終的なリスク（所要資本）間の相関

最終的な所要資本は、下表の相関行列を用いて統合された後、オペレーショナルリスクが加えられる。

	生命保険	損害保険	巨大災害	市場	信用
生命保険	100%	0%	25%	25%	25%
損害保険	0%	100%	25%	25%	25%
巨大災害	25%	25%	100%	25%	25%
市場	25%	25%	25%	100%	25%
信用	25%	25%	25%	25%	100%

（出典：金融庁（2024年9月）「経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテスト」）

【税効果】
会計ベースのバランスシートにおいて認識されている DTA および DTL は、経済価値ベースのバランスシートにおいても、それぞれ同額の DTA および DTL として認識することとする。
以下の二つの項目が、税効果の影響を受ける。
ａ．経済価値ベースへの調整から生じる DTA・DTL
ｂ．所要資本における税効果
会計ベースから経済価値ベースへの資産・負債の調整を通じて、対応するDTA・DTLの調整が行われる。経済価値ベースへの調整の結果として追加的に生じるDTAについては、利用可能性の評価を行う。MOCEを除く全てのバランスシートの項目またはその構成要素について、経済価値ベースへの調整により税効果が生じる場合、会計ベースと経済価値ベースの評価額の差異に法定実効税率を乗じてDTA・DTLを計算する。MOCEに関するDTAは、MOCEの金額に法定実効税率を乗じた額として計算する。
経済価値ベースへの調整から生じるDTAには、以下の算式による上限を適用することとする。

経済価値ベースへの調整から生じるDTAの上限 ＝ a + max（０,b-c-d）

ａ．MOCEを除く全てのバランスシートの項目別計算により生じたDTLの合計額

ｂ．会計ベースのバランスシートにおけるDTL（保険事業に係る額に限る）

ｃ．Tier１資本から控除される資産（のれん、無形資産（ソフトウェアを含む）、退職給付に係る資産、経済価値ベースのバランスシート上の繰延税金資産、処分制約のある資産のうち一定の閾値を超過する部分など）に関連するDTL

ｄ．会計ベースのバランスシートにおけるDTA（保険事業に係る額に限る）

所要資本の計算において税による軽減効果を考慮する。所要資本における税効果は、分散効果反映後およびマネジメント・アクション考慮後の所要資本に等しい課税損失が即時に発生した場合に生じる正味DTAの増加に基づく。所要資本における税効果に対して、以下の算式を用いて計算する利用可能な税効果を所要資本から控除する。

Max（０, Min（80%×保険事業に係る所要資本×法定実効税率, a+b+c-d））

ａ．85%×Σ Min（欠損金の繰戻還付金, 配賦された所要資本における税効果）

ｂ．ストレス下において保険事業から生じる将来の課税所得×法定実効税率

ｃ．Max（０, 経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係るDTL（Tier１資本からの控除後）- 経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係るDTA）

ｄ．Max（０, Min（15%×保険事業に係る所要資本,経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係るDTA - 経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係るDTL（Tier１資本からの控除後）））

５．経済価値ベースのソルベンシー規制導入による影響

経済価値ベースのソルベンシー規制が導入されることにより、保険会社の種々の経営行動にも影響が出るものと考えられる。詳細は第３回の「規制と会計の差異とそれが及ぼすと考え得る影響」に譲りここでは簡単に述べるにとどめる。

＜資産運用戦略への影響＞

- 図２－10に示された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する検討状況について」の全社合計の感応度分析からもわかるとおり、生命保険会社は円金利変動のESRへの影響が大きい。
- この結果を受け、経済価値ベースのソルベンシー規制導入後は各社より一層の金利リスクの管理、すなわちALMの強化が図られるものと考えられる。

- 負債のデュレーションを変化させることは短期的にはできず、資産ポートフォリオのデュレーションを変える必要性が生じる。
- しかし、ALMにおいて資産と負債のデュレーションをマッチさせたとしても、金利の変化によって、資産と負債のコンベクシティ（金利変化に伴うデュレーションの変化をとらえる指標）の違いによりデュレーションのミスマッチは生じる。
- 一般的に生命保険会社の資産と負債では、負債の方がコンベクシティは大きい。
- よって、金利が上昇した場合、資産よりも負債の方がデュレーションの短期化度合いが大きく、金利が低下した場合、資産よりも負債の方がデュレーションの長期化度合いが大きい。
- 金利が上昇した場合、「資産のデュレーションを短くする」ことが必要となり、長期の債券を売却し、短期の債券を購入することとなる。しかし、金利が上昇しているので保有している長期の債券を売却することとなり売却損が発生する。
- 金利が低下した時、「資産のデュレーションを長くする」ことが必要となり、短期の債券を売却し、長期の債券を購入することとなる。しかし、金利が低下しているので利回りの低い債券を購入することになり、将来の利ざやは減少し逆ざやが発生するリスクが生じる。
- このように経済価値ベースでは金利変動によるALMを厳密に行うことで、財務の健全性を損なう恐れが生じる。
- また、市場環境においても例えば、
  金利上昇により債券価格が下落→負債のコンベクシティが大きいため負債の方がデュレーションは短期化→資産のデュレーションを短期化するために債券を売却→債券の価格が更に下落→金利は更に上昇→負債のデュレーションが更に短期化→資産のデュレーションを更に短期化するために債券を売却→債券の価格が更に下落→・・・
  というように、ALMが市場全体を不安定なものにする懸念も想定される。

図２-10　経済前提に対する感応度分析（2020年3月末基準）

シナリオ	生保単体			損保単体		
	ESR	適格資本	所要資本	ESR	適格資本	所要資本
2020 年 3 月末基準	187%			180%		
円金利 50bps 上昇	+22pt	+6%	▲5%	+0pt	▲0%	▲0%
円金利 50bps 下降	▲30pt	▲8%	+9%	▲0pt	+0%	+0%
円金利 UFR 50bps 下降	▲5pt	▲2%	+1%	+1pt	▲0%	▲1%
米ドル金利 50bps 上昇	▲2pt	▲2%	▲1%	▲0pt	▲1%	▲1%
米ドル金利 50bps 下降	+2pt	+1%	+0%	+2pt	▲0%	▲1%
株式・不動産 10%下落	▲7pt	▲5%	▲2%	▲6pt	▲9%	▲5%
為替 10%円高	▲4pt	▲4%	▲2%	▲2pt	▲5%	▲4%

（出典：金融庁（2021年6月）「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する検討状況について」）

＜商品戦略への影響＞

- 図２-10で金利変動によるESRの影響が大きいことからもわかるとおり、予定利率を長期にわたり保証する終身保険などは金利リスクの大きい商品である。
- よって終身保険に関して会社は多くの資本を必要とし負担が大きくなる。さらに販売後の金利リスクの適切な管理についても会社の負担は大きくなる。
- 一方で変額保険などは収益もリスクも契約者に転嫁しており、会社が負担する資本も少なくて済むが、一方でリスクを会社がとらないため収益率も低い商品である。
- 終身医療保険などは給付の頻度が多く、相対的に他商品よりも維持費が多くかかるため、経費リスクの負担が大きい商品である。保全の負担を軽減するオペレーションなどを構築することも検討が必要となるであろう。
- このようにESRへの影響は商品により特性があり、顧客ニーズにいかに応えていくかを基本的な問いに置きつつ、ESRの資本負担や収益性、会社の営業戦略などを考慮し、必要に応じて商品戦略を再構築することが求められるであろう。

６．経済価値ベースのソルベンシー規制の課題

今まで述べてきた通り、経済価値ベースのソルベンシー規制を導入することによって、旧来のソルベンシー規制が抱えていた課題に対して一定の解決を図ることが可能となる。しかし、新しい規制も万事問題がないということではない。導入後にすぐに直面する問題としては以下が考えられる。

・現行会計と経済価値ベースのソルベンシーとの乖離による経営判断への影響：

例えば、商品別の収益性検証を行うにあたり、法定会計では標準責任準備金を積み立てることを前提に収益を算定するが、ESRでは新契約は基本的に経済価値ベースの保険負債はマイナスになり、契約初年度は責任準備金積立の負担は不要（それどころかマイナスの保険負債は適格資本を増加させる）となり、経済価値ベースでの収益性という意味では収益性が高くなる。法定会計ベースでの収益性あるいは経済価値ベースでの収益性のいずれで商品戦略を検討すべきかの判断が困難な場面が想定される。

・内容が複雑なため経営者が理解して経営に活用できるかが課題：

ESRの計算は仕様書が250ページに及ぶほど内容が細部まで定められており、実務者でない経営者が細部にわたり全部を理解するのは困難だと思われる。旧来のSMRと異なり、あるドライバーに比例する形でリスクが簡単に算定できるものでもなく、ESRの増減をすぐには理解できない点も理解を難しくしている。ESRの実務担当者は十分な分析を行い、経営者が納得する平易な形で情報提供することがより重要となり、そのためには実務担当者自身が経営者の視点に立ち、本質を歪めることなくわかりやすい説明とは何かを自問自答し続けることが求められると考える。

・比較可能性の課題：

経済価値ベースの資産・負債評価を実施することを通じて個社の固有のリスクをより精緻に評価することが可能となる反面、客観性・比較可能性・実行可能性等の面では課題がある。会計期間間における比較可能性の面では、経済環境を含めた前提条件の影響やリスク計測モデルの精緻化の影響等によって大きく変動することがある。このため、必要資本等の計算結果だけを見るのではなく、その変動要因分析や感応度分析を併せて実施し個社の特徴を理解することが求められる。

その他に、現時点の計算仕様では以下の課題が指摘されている。

- 大量解約リスクに関しては、全世界共通のストレス係数となっており、個人契約は30%、法人契約は50%の即時解約ストレスを与えるという現行の係数設定の根拠が明確ではない。日本の金融危機時の解約動向等を踏まえると、過度に保守的な仕様となっているおそれがある。日本における大量解約は低頻度高影響でありリスク評価が困難であること、リスク特性が複雑で業界一律の評価は不適切であること等に鑑みると、ソルベンシー・マージン規制でカバーするのではなく、ORSAにおけるストレステスト等の第二の柱の中で対応することが合理的とも考えられる。
- 経理費リスクに関して、経費単価の上昇とインフレ率の上昇は必ずしも同時に発生しないこ

とから、別々に計算したうえで相関係数を用いて統合するという考えもある。

- インフレ率上昇ストレスにおいては、割引率についても整合的なものを用いる必要がある。
- 現行の仕様書では所要資本の計算においてMOCEは変化しないこととしている。理論的にはストレス後の保険負債に含まれるMOCEはストレス前の保険負債に含まれるMOCEと異なり得るため、所要資本の計算においてMOCEの変動を考慮することが精緻な計算とも考えられる。（ストレス後の MOCE を再計算することの実務負荷に加え、一部のリスクカテゴリーについてはMOCEの計算において所要資本を算出する循環参照となるため、実務上の困難がある）
- 現在の仕様書では、標準モデルにおける市場リスクの所要資本は１年間にわたってストレスを発生するものではなく、基準日時点において瞬間的にストレスを発生させることにより計算される。
- リスク削減手法の効果の計算においても、基準日時点の資産及び負債に基づいて行われることとされており、ストレスが生じた後のヘッジの調整（ダイナミックヘッジ）によるリスク削減効果を反映することは認められていない。
- ストレスの適用によって純資産が増加する契約と減少する契約が同じグループに含まれ得ることから、所要資本の計算結果は、グループ化の粒度に依存する。
- 内部管理においてUFRを適用しない保険会社にとって、金利リスクのヘッジが逆効果となる事態を生じさせる。（UFRを適用しない保険負債の金利感応度と資産の金利感応度がマッチするよう債券等を購入すると、UFRを適用した保険負債の金利感応度に対しては資産の金利感応度が過大となってしまい、規制上のESRにおいては逆に金利リスクが増加してしまう）

これらの課題があることを十分認識しつつ、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に向けた準備を進めていくべきであろう。

【参考文献】

⑴　公益財団法人 損害保険事業総合研究所（編）（2014）「保険ERM経営の理論と実践」ERM経営研究会.
⑵　萩原邦男（2009）「米国生保の支払能力規制　－原則主義アプローチ採用による改革で指導的立場を保持しうるか－」『ニッセイ基礎研所報』Vol.56.
⑶　金融庁監督局保険課（2007）『ソルベンシー・マージン比率の算出における リスク係数算出方法の概要（予定利率リスク及び価格変動等リスク）』. https://www.fsa.go.jp/singi/solvency/siryou/20070209/06-4.pdf
⑷　ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討チーム（2007年４月３日）「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」.」https://www.fsa.go.jp/singi/solvency/20070403.pdf
⑸　金融庁（2019）『経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議　第四回事務局資料（健全性政策の「3つの柱」について）』. https://www.fsa.go.jp/singi/keizaikachi/siryou/20191021/01.pdf
⑹　金融庁（2021）『経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する検討状況について』. https://www.fsa.go.jp/

policy/economic_value-based_solvency/20210630/01.pdf
⑺　金融庁（2022）『経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定について』. https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solvency/03.pdf
⑻　金融庁（2023）『（概要）経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況について』. https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solvency/05_2.pdf
⑼　金融庁（2024）『2023年 経済価値ベースの評価・監督手法に関するフィールドテストの結果概要について』. https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solvency/06_3.pdf
⑽　小立敬（2022）「保険会社の経済価値ベースのソルベンシー規制に関する検討　－金融庁による基本的な内容の暫定決定を踏まえて－」『野村資本市場クォータリー』2022年秋号, 86-101
⑾　土井和行、嶋田以和貴、菊池慶（2023）「経済価値ベースのソルベンシー規制の最終化に向けた検討状況と今後の課題」『Insights』. https://www.wtwco.com/-/media/wtw/insights/2023/10/consideration-status-toward-the-finalization-of-economic-value-based-solvency-regulation.pdf?modified=20231024105156
⑿　中村亮一（2015）「超長期の金利水準はどのように決定されていくべきなのか　－UFR（終局フォワードレート）について－」. ニッセイ基礎研究所 https://www.nli-research.co.jp/files/topics/42594_ext_18_0.pdf
⒀　中村亮一（2020）「米国におけるFASBによる保険契約会計基準の改正　－LDTI（長期目標改善）の適用時期がさらに1年延期されて2023年へ－」ニッセイ基礎研究所 https://www.nli-research.co.jp/files/topics/64752_ext_18_0.pdf
⒁　中村亮一（2020）『ソルベンシー規制の国際動向　－保険会社の資本規制を中心に』保険毎日新聞社.
⒂　日本アクチュアリー会（2024）「保険２（生命保険）　第６章ソルベンシー」. https://www.actuaries.jp/examin/textbook/pdf/hoken2-seiho_06.pdf
⒃　日本アクチュアリー会（2022）「生保２」資格試験問題.
⒄　日本アクチュアリー会（2017）「生保２」資格試験問題.
⒅　藤井健司（2023）『新 金融リスク管理を変えた大事件20』金融財政事情研究会
⒆　宮野和宏（2014）「今日から始める経済価値ベース･ソルベンシー基準2014 ～諸外国等の状況を中心に～」『公益社団法人日本アクチュアリー会 2014年度年次大会』1-25.
⒇　森本祐司（2010）「ソルベンシー規制改定と今後の方向性　－収益・リスクマネジメントに与える影響とその対策－」『損害保険研究』72⑶ 223-247.

質疑応答要旨

（質問者）

規制作成時点の時代背景もあり、「金利が下がる」「株価が下がる」というリスクを主眼にESRは設計されているのではと思う。

昨今のような、「金利が上がる」「株価も上がる」「為替は円安」「コロナが流行っている」という局面で規制が作成されていたら、どのような制度設計になっていたと想定されるか。

（発表者）

今回の規制には第一の柱の区分と、第二の柱の区分が存在しているが、制度設計としては第二の柱が重要な意味を持つと考えている。コロナの話も出たが、特にアクチュアリーとしてエマージングリスクに考慮の余地があると私は認識している。

過去の経験を将来にそのまま伸ばすのではなく、これまでに見えていないリスクに対してどう考えるか。ここは人間の知恵をかき集めて対応するところかと思う。

（質問者）

解約失効リスクにおける動的解約リスクについて教えていただきたい。

動的解約リスクに金利を組み込んでおり、感応度分析で50bp上がった時の計算の記載があるが、100bp/200bp上がった時等、最もリスクとなる金利があるはずだが考慮する必要はないのか。

「市場リスクでの金利の変動」と「金利変動による動的解約のリスク」を結びつける必要はないのか？

（発表者）

最もリスクとなる金利を特定するという話か。そうであればリスクが大きい金利が何％であるかというのは各社のバックテストで実施しているところかと思う。また有用性の観点から公開する意味は疑問である。このようにバックテスト的な特性であるから、ESRではなく、ストレステストで見る方が適切であると考える。

（事務局）

規制ESRでは「金利変動による動的解約のリスク」は「市場リスクでの金利の変動」の中でとらえられていると理解している。

（座長）

二点質問する。

一つ目は、経済価値ベースの導入で旧規制に対する不信感は払拭されると思うか。

二つ目は、現在バブル崩壊の数日前のように思えるが、株価が下がり、債券も金利上昇で下落したときに、ESRは保険会社の実態を正しく反映して、前あったような倒産を防ぐことができると思うか。

（発表者）

金利変動と指標が結びつくので経営がしやすくなると思う。しかし、指標を読み解くことが難しいと考えており、不信感を払拭するところまで行くか疑問である。

バブル崩壊数日前だがという面について解答する。ESRは一時点での指標という理解で、妄信して一喜一憂することなく、大きく変動するという特徴を理解して、経営判断していくことが大切かと思う。

（質問者）

MOCEが保険負債の保有によって生じる必要資本であるとするならば、特に大量解約リスクで保有量が変動する場合はMOCEの金額も変更すべきように思う。

リスクの計算にMOCEの変動を含むようにする要件の変更は今後考えられるか。

（発表者）

おっしゃる通りのことが課題としてあると認識している。

（研究員コメント）

会社の本来の健全性の実態を評価するためにESRが検討されてきたかと思う。一方、今後、保険会計のあり方を考えていく上で二つの視点が重要である。一つはBS的視点、すなわち会計が適切な財政状態を表す視点。この視点からは、今回の経済価値の負債のなかの現在推計のようなアプローチをとることで、今までと比べて大きな改善となる。

二つ目はPL的視点、すなわち会計が適切な期間損益を表す視点。経済価値ベースのMOCEは保険料水準に関係なく引き受けたリスクの量から算出されるマージンである。一方、適切な期間損益の配分の観点からは、収益の源泉である保険料のなかのマージンをどのように配分するかという観点が必要。IFRSではリスク調整とCSMがこの機能をもつ。日本の新しい会計を考える場合、MOCEそのものではなく、IFRSと同様の機能をもった項目を考えていく必要がある。

（質問者）

ESRではSMRでは考慮されていなかった経費が考慮されるようになることは興味深い。固定費の多い会社では、保有が多くないと１件当たりの費用が大きくなる。アクチュアリーの方と話をすると、収益性の高い商品を売るとよいと聞くが、固定費の割合が大きい場合にはそもそも保

有のボリュームを増やせないと固定費を回収出来ないため、収益性が低い商品（養老保険・終身保険）であっても利益には貢献していると考えている。収益性の低い商品が売りにくくなるのではないか。

ESRに経費をリスクに含めることは合理的と考える（SMRでは経費が入らず、金利の影響が大きいことで、実態と乖離している状態になっていると考えられる）。一方で、ESRで経費リスクが含まれることで、コスト構造が全く異なる（特に固定費割合）会社が一律に評価されることには疑問が残る。また、金利が上昇すると一般に解約が増大する。特に、昨今の金融市場の状況では、その度合いが大きいと考える。

（発表者）

コスト構造が異なる会社間でESRへの影響の度合いは異なると考えられる。コスト構造を考えた時に、固定費が大きい会社では、インフレの影響が大きくでる。また、金利上昇による動的解約については、モデルが指定されていない。モデルによっては、ESRへの影響の出方が異なることも考えられる。

（質問者）

過去の経営破綻事例では、SMRが200%超でも破綻していた。その点はどうか。

ESRも、金利水準で大きく変動するため、どの程度信頼できるものなのか。金利が上がると債券価値が下がり、影響が出ると考えるがどうか。

（発表者）

公表されている資料では200%超とされていた一方で、計算モデルを調整するとすでに200%を割り込んでいたとも考えられている。規制の限界があったと考える。

ご指摘のとおりESRは金利変動で大きく変動するが、ESRはあくまである一時点の経済環境をもとに描写しているにすぎない。その点は留意が必要である。ある程度の幅をもって見る方が良いと考える。金利上昇時の対応については、経営行動に差が出ることが想定される。一過性と考えて対応しないか、何かしらの対応をするか、経営は行動を決める必要に迫られるのではないかと思われる。

（質問者）

会社の実態をとあるが、一般的にSMRよりESRの方が改善されているとは考えられている。一方で、「実態」が何なのかの特定が難しい。例えば、過去に経営破綻があった時には、株価の影響が大きくフォーカスされていた。昨今ではCOVID-19のようなものがフォーカスされている。現時点のESRでも、まだ認識出来ていないリスクがあるかもしれない。アップデートされる際

には、どこを変えることが良いと考えているか。

（発表者）

個人的には、罹患リスクに興味がある。特に、終身系の医療保険で影響が出る可能性が高い。現在、後期高齢者で大きな支出が生じている。プライシングの際に、健保のデータを用いているケースも多く、健保では65歳以上のデータが無いため補外して求めていることが多い。このため、支出が多い後期高齢者の実態を正しく捉えているか不明である。過去の経営破綻事例では運用の失敗が要因であるが、医療保険のプライシングのミスによる経営破綻もあり得ると考えている。

（質問者）

金融庁は「顧客本位」の営業の取り組みを推進している。営業上は、保険期間が長いものを売ることが求められ、経営上は、リスクが大きくなるというジレンマが生じると考える。どのように整理すれば良いか。

（発表者）

経営判断になると思われる。許容できるリスクの範囲内で、長期の保険を売る会社もあれば、リスク回避のために短期の保険を売る会社もあると思われる。

（質問者）

バブル期以降の金利下降局面において、超長期（終身含む）の商品を売っていた会社で、経営上の課題を抱え、顧客に損失を与えたケースもある。一方で、短期の商品であれば、経営上の影響は軽微であり、顧客への影響も小さく、結果として両者の利益にかなっていたと考える。

昨今、顧客本位のもと、長期の保険が売られている。特に一時払終身保険が盛んに売られている。このまま金利上昇が続けば、数年後に元本確保出来た段階で顧客は乗り換えが生じると考えられる。会社が（特に貯蓄性が高い商品に対応する）長期の資産ポートフォリオを組んでいた場合に、この影響により経営にマイナスの影響を与えると考えられるが、どのように考えるか。また長期第三分野ではどうか。

（発表者）

終身保険の資産運用のリスクは大きいと考えられる。また長期第三分野については終身保険に比べ経費の割合も大きいので、経費リスクの影響も大きいと考える。

（座長）

コスト構造の話において、固定費は人件費が多くを占めているという理解である。会社によっ

ては、早期離職防止のために、人件費（固定費）を上げるところもある。元々固定費が高いところでは、固定費の流動費化をすることで問題を解消することにつながるか。

（質問者）

人件費を削ると優秀な人材の採用が困難になる。その場合に、スキルが必要な商品が売れなくなり、経営上の問題が生じる。スキルが無くても売れる商品を作る必要がある。まずは、固定費を回収するボリューム確保が課題である。

（座長）

保険会社は、今後も長期の保険商品を売り続けると想定している。罹患率について、80歳以上は一塊のデータしかないため、プライシング時のリスクが高い。一方で、保険期間が長くないと、人件費を賄えるだけのボリュームにならない。

ところで、ルールが変わり、ルールによって、経営行動は変わると考えている。現在、外債関連では、リスクを保険会社が取らずに顧客に転嫁していると認識しているがどうか。

（質問者）

固定費が多い場合には、固定費の流動化を実施しないといけないというのは、明確な課題である。一方で、固定費は基本的に人件費であり、その体系を変更しようとすると、労使関係もあり難しい。また、システム関連コストも多額であるが、金融機関という特性上、削ることは現実的では無い。このため、新規のボリュームの確保することが重要であると考える。規制という観点では、SMRにおいて、経費リスクが無かったことが驚きであり、ESRでは導入されることは良いと考える。金利が上昇すれば、利益が出るというのは、その通りだが、一方で金利の水準を見通すことは難しい。

（事務局）

金利上昇も解約増大のリスクに関係している。

（質問者）

貯蓄性商品では、金利上昇による乗り換えが顕著である。SMRでは問題が無い場合でも、ESRになれば問題が出てくる可能性がある。

（事務局）

固定費が多い場合に、ボリュームが必要というロジックは理解できる。一方で、ボリューム重視で保険を販売することで別種のリスクをとっている可能性もある。もし、ESRが上手く機能

すれば、こうしたリスクを反映した定量化によって比較可能となり、選択に合理性が増すと考えられる。ただ、現時点でのESRがそこまで機能するとは考えにくい。このため、ESRだけに頼った経営判断は危険である。ESRは第一の柱であり、第二の柱として、経営管理をセットにして考える必要がある。

（質問者）

ESRが高いということは、裏返せばリスクをとっていない可能性もあり得る。ESRが高いからといって、健全な会社とは限らないのではないか。収益性の低い会社という可能性はないか。

（座長）

その通りである。SMRから引き続き指摘されている論点である。資本が多すぎてSMR、ESRは高いがROEは低いということが指摘されている。

経費の話に戻るが、コスト構造・販売商品が変わらず、日本の人口構造を考えるとボリュームが増えるとは考えにくい。そうなると海外M&Aという選択肢もありうるのではないか。

（質問者）

確かにその通りである。一方で、海外M&Aはリスクも高く、敬遠されることがある。むしろ、販売窓口を増やすという方法もあると考える。事務手続きのフローを簡素化し、ボリュームを稼ぐことは出来そうではある。ただ、規制が強化される中でチェックが多くなり、時間がかかる。目に見えていない部分でリスクがあると考えている。

（事務局）

各保険会社のビジネス上の課題は、多種多様であり、各社固有の問題を抱えている。ESRにおいて、自社の課題を克服出来ないと、立ち行かなくなる可能性があると考えている。ESR導入がきっかけとなり、各社が自社の課題を解決する方向に進んでいるという見方も出来ると考えている。

第３章　規制と会計の差異とそれが及ぼすと考え得る影響

成城大学准教授　羽根　佳祐

１．はじめに

現行の保険会計は、保険業法に基づく監督会計（業法会計）を基調としつつ、（本来は会計目的が異なる）一般財務報告目的の会計と一体となって単一の財務諸表（計算書類）を作成してきた。監督会計では、責任準備金（保険負債）は原価評価されており、従来のソルベンシー規制でも、監督会計上の責任準備金を用いてソルベンシー・マージン比率（SMR）が算定されてきた（図３－１）。SMRから経済価値ベースのソルベンシー規制（ESR）への移行に伴って、ESR上、責任準備金が経済価値（時価）評価されることとなり、ソルベンシー規制と会計規制の連繋は解消されることになる。

図３－１　従来の会計規制の枠組み

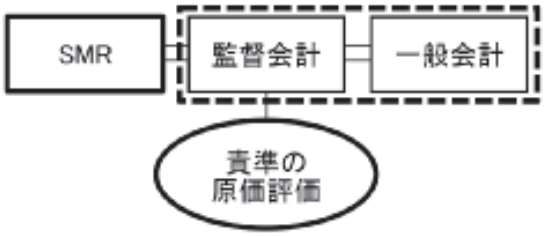

また、現行の保険会計の枠組みにも変化がみられる。連結財務諸表の作成上、保険会社グループが国際財務報告基準（IFRS）を任意適用している場合、開示負担軽減の観点から、業法上の開示規制でもIFRSに基づく連結財務諸表の作成・提出を認める法改正がなされたのだ。IFRS第17号「保険契約」は、監督目的ではなく一般目的の会計基準であることに加えて、責任準備金を時価ベースで評価するものであり、監督会計の定めと大きく異なる。一方、責任準備金を時価評価する点ではESRとの親和性が高い。ただし、単体財務諸表の作成上は引き続き監督会計に基づく必要があり、単体上は監督会計と一般会計の連繋は保たれている。

このような連単での取扱いの違いは、連結財務諸表は投資家等のステークホルダーに企業グループの財政状態や経営成績を開示するというディスクロージャー目的の色彩が強いのに対して、単体財務諸表が監督目的に加えて、課税所得の計算基礎として税制上の目的等にも用いられることと無関係ではないであろう。

本章では、まず現行の保険会計とESRとの差異を整理したうえで、両者の差異がもたらす影響について考察し、現行の保険会計の課題や仮に経済価値ベースの会計慣行へ移行する際の留意

点を検討する。ここで検討対象には監督会計のみならず、欧州を中心に2023年１月１日から始まる事業年度より適用が開始されたIFRS第17号も含めることとしたい。我が国で監督会計もしくは一般会計に経済価値ないし時価ベースの保険会計基準が導入されることになれば、その検討に際してはIFRS第17号をベースに議論がなされることになろう。本章では、IFRS第17号の適用が開始された（IFRS第17号を適用した財務データが入手可能となった）ことを受けて、経済価値ベースのIFRS第17号の適用が財務数値にどのような影響を及ぼすかを調査し、経済価値ベースの会計基準の適用を検討するために必要な知見を得ることも目的としている。

２．現行の保険会計の枠組みとESRとの差異

2.1.　業法会計の特徴

前述のように、現行の保険会計は監督会計を基調としている。監督会計の主たる目的は「保険契約者の保護」にあり、その目的達成のために、保険会社が確実に契約履行できるように「保険会社の支払能力の確保」を求めている。このため、監督会計では（投資家等へのディスクロージャーを主目的とする）一般目的の会計に比べると、保守的な会計処理が求められている。

その一例として、業法会計では、原則として責任準備金の積立方法が平準純保険料式とされていることが挙げられる。これは、チルメル式その他の方式と比べた場合、平準純保険料式がより早期に手厚い積立額が計上されるためである。なお、契約者価額（解約返戻金）が保険料積立金を上回る場合には、契約者価額を積み立てることが求められている。

また、責任準備金の評価方法には、契約時の計算基礎率をその後変更しないロックイン方式（原価評価）が採用されている。これは、時価変動という一過性要因によって経営安定性を毀損するという考え方を反映した処理である[9]。ただし積立不足が判明すれば、追加責任準備金を計上することによってロックイン方式の欠点が補完される。加えて、将来の保険金・給付金の支払いを確実に行うために、通常の予測範囲を超えて発生するリスクに対する備えとして「危険準備金」を、運用資産の価格変動による損失の備えとして「価格変動準備金」を負債として積み立てることが法定されている。

業法会計では、保険料収入時に（貯蓄部分を含めて）収入金額が一括収益計上され、かつ未収保険料の計上は認められない。これは、発生主義会計に基づき財・サービスの移転から収益認識を捉える一般会計には見られない、現金主義的な取扱いである。一方で、この取扱いは、収益額に資金的な裏付けを求めることで保険会社の支払能力を確保するという業法上の目的に沿ったものと考えられる[10]。

9　責任準備金の時価評価は、一般会計の観点からも業績測定上の問題がある。この点については次項において取り上げる。
10　なお、決算にあたっては、保険料収入のうち貯蓄保険料部分を責任準備金に積み立てて、責任準備金繰入額（費用）を計上することによって発生主義に修正している。

新契約費（事業費）の取扱いに関して、業法会計では、一部の国で認められている繰延新契約費（DAC）の資産計上は認められず、発生時に即時費用処理される。費用収益の対応（業績測定）の観点からすれば、将来収益の獲得に貢献する新契約費を資産として繰り延べて、一定期間にわたって費用配分するというアプローチも考えられるが、業法会計では資産の回収可能性（換金可能性）を重視した会計処理が採用されている。このため、新契約を獲得すれば獲得するほど、（それが将来の収益性のある契約であったとしても）費用負担が増して業績を悪化させる要因となっている[11]。

以上のように、業法会計では、保険会社の支払能力の確保を重視するために、責任準備金の積立不足や資産の回収可能性に焦点を当てて、キャッシュの社外流出を抑制させるような保守的な会計慣行が採用されている。

2.2.　一般会計の特徴

責任準備金の時価評価は、監督目的のみならず、一般目的（特に業績測定）の観点からも問題がありうる。ここではまず保険会計からいったん離れて、一般会計のもとでの業績測定とストック評価の関係について整理したい（表３－１）。

表３－１　投資の性質とストック評価

投資の性質	期待される投資の成果	投資成果の実現要件	評価基準
金融投資	時価の変動	換金の制約なし 活発な市場の存在	時価評価
事業投資	キャッシュの獲得	財・サービスの提供 対価の受取り	原価評価

一般会計では、資産・負債に時価評価と原価評価を使い分ける、いわゆる混合属性モデルが採用されている。この使い分けの規準には様々なアプローチがあるが、日本基準では、企業が保有する資産・負債の外形ではなくその「投資の性質」に着目して評価基準が選択されている。すなわち、「投資の性質」に応じて事前に期待される成果は異なるはずであり、期待される成果が投資のリスク（投資成果の不確実性）から解放されるとともに利益認識をおこなうなかで、時価の変動が事前に期待された成果か否かによってストック評価が決まる。

この「投資の性質」は金融投資と事業投資に大別される（斎藤, 2019）。前者は、事業活動上の制約・拘束を受けない資産・負債の時価の有利な変動を期待した投資であり、その投資の事後

11　なお、業績報告に関して、生命保険会社の収益力を示す指標として「基礎利益」が公表されている。これは、保険料収入や保険金支払・事業費等の保険関係の収支と、利息・配当金等のインカム・ゲインを中心とした運用関係の収支から構成される、保険会社の基礎的な損益という位置づけである。しかし、「新契約を獲得すれば獲得するほど、業績が悪化する」という新契約費の問題を解消するものではなく、各社の株主還元等においても参照されることのない指標となっている。

的な成果は時価の変動差額から捉えられる。一方、後者は、事業の遂行を通じて成果の獲得を目的とした投資（投資の清算に事業活動上の制約・拘束がある投資）であり、その成果は事業リスクに拘束されない資産（キャッシュ）の獲得から捉えられる。また、事業投資の成果は事業主体の営業努力等に依存するため、市場で決まる時価の変動から捉えることはできない。このため、金融投資の評価基準は時価である一方、事業投資には時価評価が馴染まない。

したがって、例えば、投資の外形は同じ株式投資であっても、それが①余資運用か、②支配目的かで「投資の性質」は異なる。前者は金融投資に該当し、後者は事業投資に該当するため、両者の評価基準は異なる。ただし､フロー情報として時価の変動差額が投資成果に当たらなくとも、成果計算とは別の理由から、ストック情報として時価情報が必要とされる場合には、①時価評価したうえで評価差額をその他の包括利益（OCI）とするか（例えば、その他有価証券[12]）、②時価の注記開示（例えば、賃貸等不動産）をおこなうこともある（米山・秋葉・浅見, 2023）。

この「投資の性質」の考え方を責任準備金の評価に当てはめると、表３－２のようになる。保険会社の行動選択として契約の移転を前提とする場合、負債を直ちに移転するために支払うであろう価格（負債の移転価値）で責任準備金は毎期再測定され、その評価差額（移転損益）をただちに利益認識することになりうる。一方、契約の履行を前提とする場合、その時折の移転損益を（事前に期待される）投資の成果とみなすことはできず、契約履行とともに利益認識するために責任準備金は原価評価される。例えば、割引率（金利水準）の変動に伴う評価差額は解約損益の先取りとみることもでき、契約の履行を前提とするならば、当該差額は契約期間にわたって契約履行とともに戻し入れられるだけなので業績に反映させる必要がない。

表３－２　保険会社の行動選択と責任準備金の評価基準

保険会社の行動選択	期待される成果	評価基準
契約の移転	移転損益	時価評価
契約の履行	契約履行による利益認識	原価評価

「投資の性質」に基づき期待が事実へと転化することから利益認識をおこなうという考え方は、企業が実際に採択した行動（また、それに伴う期待成果）に即して成果計算をおこなおうとするものである。現行の保険会計の枠組みでは、契約の履行を前提とした会計処理が求められていると考えられ、監督目的のみならず業績測定上の観点からも、責任準備金の原価評価がのぞまれることになる。ただし、例えば、リスク開示等の観点から、金利水準その他の変動が及ぼす影響を適時開示する必要性があれば､①責任準備金を時価評価したうえで､評価差額をOCI計上するか、②その時価を注記開示するという選択肢も考えられる。

12　その他有価証券に関する会計処理については本節2.4.を参照。

2.3.　現行会計とESRとの差異

現行の保険会計とESRの相違点をまとめると表３－３のようになる。両者の目的はともに「支払能力の確保による契約者保護」にあるといえるが、それを達成するためのアプローチが大きく異なる。現行会計は、確実な債務履行に備えて責任準備金を十分かつ早期に積み立てる（また、それを維持する）ことで保険契約者の保護を図っている。このため、特に責任準備金の積立不足に焦点を当てた保守的な処理が採用されていることは前述した。また、責任準備金の時価評価には、金利変動などの一過性要因の影響により経営安定性を阻害するという認識に加えて、業績測定上の問題もあって責任準備金は原価評価されてきた。

表３－３　現行会計とESRの相違点

	現行会計上の取扱い	ESR上の取扱い
目的	支払能力の確保による契約者保護 保守的なアプローチ（積立不足に焦点）	支払能力の確保による契約者保護 フォワード・ルッキングなアプローチ
保険負債の評価方式	原則：平準純保険料式 例外：チルメル式など	営業保険料式
保険負債の測定方法	ロックイン方式＋追加責任準備金の計上	ロックフリー方式
保険負債に内在するマージンの取扱い	保険負債に含まれる安全割増部分は区分表示されない	区分表示 リスク対価部分：MOCE 利益相当分：純資産
解約返戻金の取扱い	契約者価額（解約返戻金）を下限設定	想定シナリオの中に解約・失効を含めて期待現在価値を推計（下限設定なし）
危険準備金や価格変動準備金の取扱い	負債計上	資本計上（適格資本）
事業費（新契約費）の取扱い	即時費用処理	将来支出分を現在推計に含めて認識

一方、ESRはフォワードルッキングなアプローチを採用し、保険会社の中・長期的な健全性に影響を及ぼすであろう将来起こりうる事態（リスク）を的確に把握することを求めている。すなわち、ESRは「現在の市場環境を反映させた実態・リスク開示」や「経営難の早期警告」に関する情報をタイムリーに提供する形で、契約者保護を図っている。このため、ESRではより透明性・適時性のある時価評価（ロックフリー方式）が採用されている。ただし、ESRは保険会社の業績測定を意図したものではない点には注意が必要である。

2.4.　有価証券の評価基準

ESRでは、保険会社が保有する資産・負債を整合的に評価する（つまり、ともに経済価値ベースで評価する）ことが求められる。現行会計にも保険会社が保有する資産・負債を整合的に評価するという考え方はある。以下では、本邦生保が保有する資産の大半は有価証券であるので、有

価証券の会計処理に焦点を当てて、資産側の評価基準について確認する。

有価証券はその保有区分に基づいて表３－４のように処理される。この保有区分には、前述の「投資の性質」の考え方が反映されている。

表３－４　日本基準に基づく有価証券の評価基準

分類（保有区分）	内容	評価基準
売買目的有価証券	時価変動から利益を得ることを目的として保有する有価証券	時価評価し、評価差額を損益計上
満期保有目的の債券	満期まで所有する意図をもって保有する社債その他の債券	原価評価（償却原価法）(1)
子会社株式・関連会社株式	他の企業の支配や影響力の行使を目的に保有する株式	原価評価 (1)
その他有価証券	上記以外の有価証券	時価評価し、評価差額を純資産直入（OCI計上）(1) (2)
責任準備金対応債券	保険業の財務特性を踏まえた保有区分（長期保有債券であるが、デュレーション調整のために買い替えが想定される債券）	原価評価（償却原価法）(1)

(1) 減損処理の適用あり。
(2) 全部純資産直入法（評価差額をOCI計上）と部分純資産直入法（評価益をOCI計上し、評価損を損益計上）の選択適用が認められる。

売買目的有価証券は、短期的な時価の変動から利益を得ることを目的とするものであり、典型的な「金融投資」に該当する有価証券である。このため、売買目的有価証券は時価評価され、その評価差額は当期の損益とされる。

満期保有目的の債券は､満期まで所有する意図をもって保有する債券のことである。このため、そのような公社債についてたとえ時価が算定できるとしても、当該公社債からのキャッシュフロー（約定された元利金）は確定しており、満期までの間に価格変動リスクを反映させる必要はないので、満期保有目的の債券は原価評価される[13]。

子会社株式および関連会社株式は、他の企業の支配や影響力の行使を目的に保有する株式である。このような株式は典型的な「事業投資」であるため、原価評価する。

その他有価証券は、上記の売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式・関連会社株式以外の有価証券である。具体的にはいわゆる「政策保有株式」から市場動向によっては売却が想定される長期保有の有価証券まで様々なものが含まれる。このため、直ちに売却・換金を行うことに事業活動上等の制約が伴うものの、時価情報が投資家にとって有用な情報となりうることも考慮して、その他有価証券は時価評価され、評価差額は当期の損益ではなく純資産直入（OCI計上）される。

責任準備金対応債券は、保険業特有の保有区分である。具体的には、長期保有の債券ではある

13　ただし、取得価額と額面金額との間に差額があり、当該差額の性格が金利調整と認められる場合には償却原価法を適用する。

が、デュレーション調整（つまり、ALM目的）のために買替えが想定される債券のうち、一定の要件を満たしたものである。本来このような有価証券は、前述のその他有価証券に分類される性質のものであるが、その場合、責任準備金が原価評価される一方、債券側だけ時価評価されるために、純資産に変動性がもたらされてしまう。これを回避するため、金利変動に対する債券と責任準備金の時価変動が概ね一定幅の中で一致する場合に限って、原価区分である責任準備金対応債券として分類することが認められて、会計上のミスマッチ（資産と負債とで会計処理が異なる不整合）を解消することができる。

図３－２　本邦生保の有価証券保有額の推移

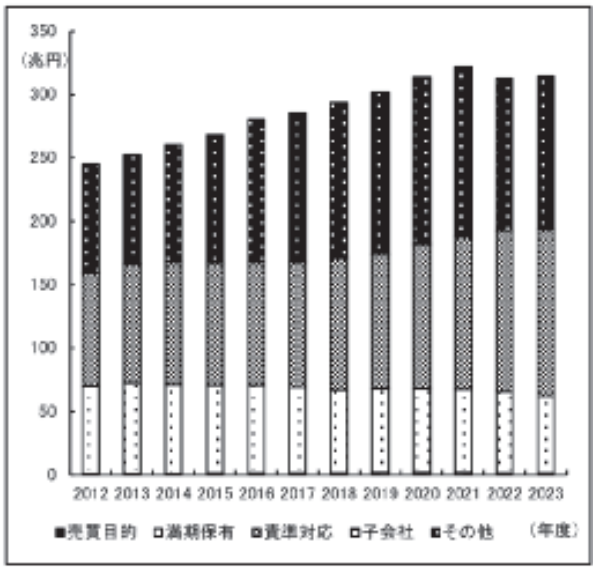

図３－３　本邦生保の有価証券保有割合の推移

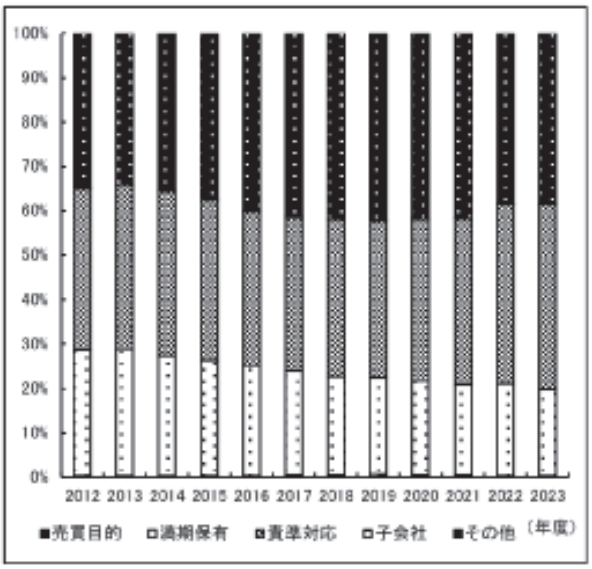

出典：各社ディスクロージャー誌に基づき作成。

図３－２および図３－３は、会計上の保有区分に基づき、本邦生保が一般勘定で運用する有価証券の保有額と保有割合の推移を示したものである。一般勘定においては、売買目的有価証券の保有額は少なく、全体の約６割が原価区分（満期保有および責準対応）であり、残りの４割がその他有価証券という構成である。これは、責任準備金が原価評価であることを踏まえた構成である。なお、その他有価証券には国内外の株式や投資信託など債券以外の有価証券も含まれているが、半数以上は国内外の公社債である。会計上のミスマッチを低減させるには、これらの公社債についても責任準備金対応債券として区分したいところではあるが、要件を満たさずに多くがその他有価証券に分類されていると考えられる。

３．IFRS第17号の特徴とESRとの差異

IFRS第17号は、責任準備金を経済価値ないし時価ベースで評価するモデルであるため、現行の業法会計に比べるとESRと親和性のある会計基準である。とは言え、両者には制度上の目的

の相違から保険負債の評価方法にも差異が生じている。本節では、次節においてIFRS第17号およびIFRS第９号の初度適用に係る影響分析を行うのに先立ち、IFRS第17号およびIFRS第９号の概要を確認したい。

3.1.　IFRS第17号の特徴

IFRS第17号[14]の特徴は、責任準備金を時価ベースで評価しつつも、業績測定においては（責任準備金の評価差額を利益認識するのではなく）契約の履行とともに負債に内在するマージンを利益認識する点にある。

IFRS 第 17 号では、責任準備金は①契約から生じる将来キャッシュ・インフロー（保険料等）と将来キャッシュ・アウトフロー（保険金・給付金等）、②貨幣の時間価値の調整（割引率）、③非金融リスクに係わるリスク調整（RA：リスクマージン）および④契約上のサービス・マージン（CSM：契約からの未稼得利益）の４つのビルディング・ブロックから構成される。CSMは、将来キャッシュ・インフローの現在価値と将来キャッシュ・アウトフローの現在価値にRAを加算した金額との差額として計算される（図３－４）。CSMは契約からの未稼得利益といえるが、契約締結時に利益認識するのではなく、契約に内在するマージンとして負債計上したうえで契約の履行とともに収益配分する。

図３－４　IFRS第17号の測定モデル

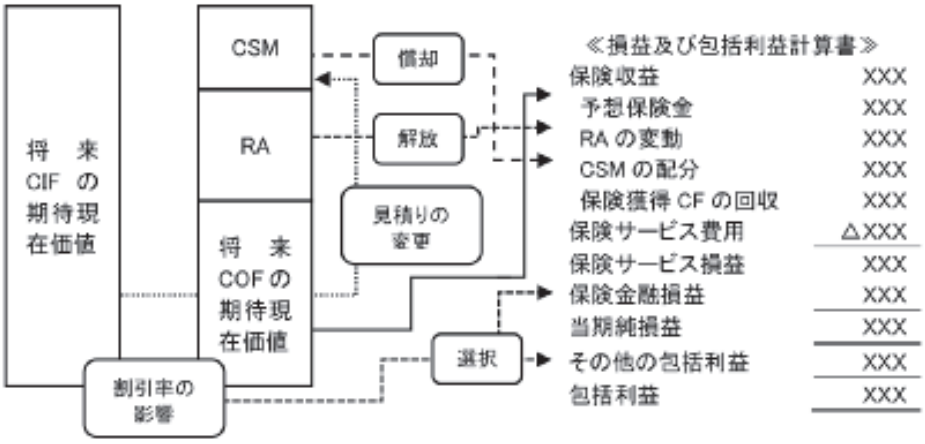

上記①②③の構成要素は毎期再評価するが、評価差額を損益計上しない仕組みが用意されている。割引率変動による影響を除く①②の見積りの変更から生じる評価差額はCSMで調整されるため、CSMがゼロになるまで負債の内訳間の変動にとどまり、負債総額は変動しない。一方、割引率変動による評価差額は、CSMの調整対象外で負債総額を動かすものの、損益計算上、当期の損益とするかOCIとするか会計方針の選択が認められる。これは、資産側の評価基準に合

14　IFRS 第17号の測定モデルは、(a) 一般モデルであるビルディング・ブロック・アプローチ（BBA）、(b) 有配当契約に適用される変動手数料アプローチ（VFA）、および (c) 短期契約に適用される保険料配分アプローチ（PAA）がある。以下では、BBAを念頭にIFRS第17号の規定を解説する。

わせて会計方針を選択できるようにしたためである。

3.2.　IFRS第17号とESRとの差異

IFRS第17号とESRとの主要な相違点は表３－５のとおりである。IFRS第17号とESRはともに保険負債を時価ベースで評価するモデルといえるが、前者は投資者等の経済的な意思決定に資する情報の提供を目的としており、保険会社の財政状態のみならず経営成績を適正に表示することが求められる。このため、ESRでは、契約からの利益相当部分は契約締結時に純資産計上されるが、IFRS第17号では、当該部分は契約締結時点ではリスクから解放されたものではないので、契約履行とともに利益認識するためにマージン（CSM）として繰り延べられる。また、IFRS第17号は、保険負債を再評価するものの、その評価差額を当期の損益とはせずにCSMで調整したり、OCI計上できる。このように、IFRS第17号は、契約からの利益認識に配慮した負債評価モデルであって、純粋な経済価値ベースの評価モデルではない。

表３－５　IFRS第17号とESRの相違点

	IFRS第17号の取扱い	ESR上の取扱い
目的	投資意思決定に資する情報提供	支払能力の確保による契約者保護 フォワード・ルッキングなアプローチ
保険負債の評価方式	営業保険料式	営業保険料式
保険負債の測定方法	ロックフリー方式（ただし、割引率の影響を除く評価差額はCSMで調整）	ロックフリー方式
保険負債に内在するマージンの取扱い	区分表示 リスク対価部分：RA 利益相当部分：CSM	区分表示 リスク対価部分：MOCE 利益相当部分：純資産
解約返戻金の取扱い	想定シナリオの中に解約・失効を含めて期待現在価値を推計（下限設定なし）	想定シナリオの中に解約・失効を含めて期待現在価値を推計（下限設定なし）
危険準備金や価格変動準備金の取扱い	資本計上（会計上の負債の定義を満たさないため）	資本計上（適格資本）
事業費（新契約費）の取扱い	契約獲得に直接貢献した部分のみ、保険キャッシュフローに含めたうえで保険サービスの提供に応じて認識	将来支出分を現在推計に含めて認識

欧州では、経済価値ベースのソルベンシー規制であるソルベンシーⅡが2016年１月より適用が開始されている。IFRS第17号の適用が開始されたことを受けて、欧州保険・企業年金監督局（EIOPA）は欧州域内の保険会社にアンケート調査を行い、2024年４月にIFRS第17号とソルベンシーⅡの差異やシナジーに関する報告書を公表した。EIOPA（2024）の要約は表３－６のとおりである。

表３－６　IFRS第17号とソルベンシーⅡの差異およびシナジー

事項	内容
全般	同一生保契約で比較すると、ソルベンシーⅡの技術的準備金（保険負債）は、IFRS第17号の履行キャッシュフロー（CSMを除く。）よりも平均2.5％高い。なお、CSMは、BBAに基づく保険負債の平均13.5％を占めている。CSMを含めるとIFRS第17号の保険負債がソルベンシーⅡのそれを約５％上回る。
契約の境界線	ソルベンシーⅡはリスクレベルで、IFRS第17号は契約レベルで境界線が定義されているという相違（このため、IFRS第17号の境界線が長くなる。）はあるが、多くの回答者（68.2％）がほぼ同じ境界線を使用している。
キャッシュフロー	ソルベンシーⅡとIFRS第17号とでほぼ同じキャッシュフローを使用しているとの回答は41.5％であった。主要な差異は事業費の配分に関してであり、これはIFRS第17号の履行キャッシュフローの減額要因となる。
割引率	回答者の42％がソルベンシーⅡとIFRS第17号とで同じまたはほぼ同じ割引率（0.1％未満の差）を使用している。残り58％の大半がIFRS第17号の割引率がソルベンシーⅡよりも高いと回答した。回答者の多くが割引率の決定方法としてボトムアップアプローチ（無リスク金利に非流動性プレミアム等を上乗せ）を採用している。また、全回答者の75％がソルベンシーⅡの無リスク金利を使用している。終局金利（UFR）に関しては、IFRS第17号ではより柔軟に計算されている。
リスク調整（RA）	ソルベンシーⅡでは計算方法と信頼水準が定められているが、IFRS第17号では計算方法等の選択が認められている。生保では、IFRS第17号のRAがソルベンシーⅡのリスクマージンよりも大幅に低い水準にある。資本コスト（CoC）法を使用したケースのうち23％はほぼ同額となり、62％は差異がありつつも計算プロセスにシナジーがあると報告している。

出典：EIOPA（2024）に基づき作成。

以上の点を踏まえると、IFRS第17号と経済価値ベースのソルベンシー規制上の保険負債の関係は図３－５のように示される。EIOPA（2024）によれば、ソルベンシーⅡでは契約からの利益相当部分をIFRS第17号のCSMのように負債として計上しないため、CSMを除けば、ソルベンシーⅡの保険負債がIFRS第17号のそれを上回るものの、CSMを含めると、ソルベンシーⅡの保険負債がIFRS第17号のそれを下回ることとなる。IFRS第17号では、契約履行とともにCSMは利益認識され、契約者持分から株主持分へ転化していくこととなる。

図３－５　IFRS第17号と経済価値ベースのソルベンシー規制上の保険負債の関係

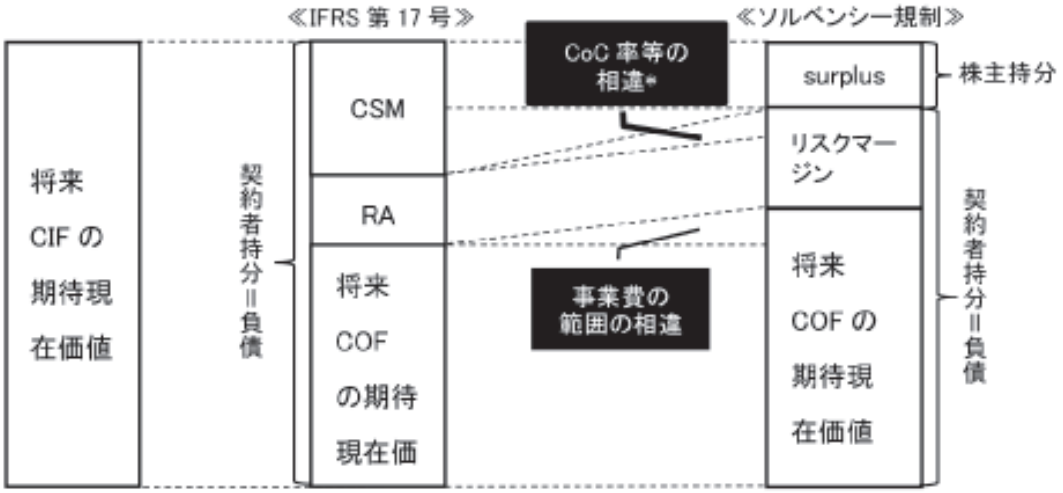

＊ 必ずしもソルベンシー規制上のリスクマージンが IFRS 第 17 号上の RA を上回るとは限らない。

また、EIOPA（2024）によれば、負債の構成要素に関しても、IFRS第17号とソルベンシーⅡでは、履行キャッシュフローに事業費をどの程度含めるかについて差異があり、またリスクマージン（RA）の測定方法の相違（例えば、資本コスト率の相違）によってソルベンシーⅡのリスクマージンがIFRS第17号のRAを上回る傾向があるとされている。ソルベンシーⅡのリスクマージンがIFRS第17号のそれを上回る要因には、ソルベンシーⅡで画一的に用いられる資本コスト率（６％）が多くの保険会社にとって「保守的」な水準と考えられている可能性がある。IFRS第17号では画一的な処理を求めていないことから、各社のリスクに対する考え方の違いがより鮮明になることが期待できる。

3.3.　IFRS第9号の特徴

IFRS第９号では、IFRS第17号の適用時期に合わせるために保険会社に対して一時的な適用免除が認められており、当該免除規定を適用する保険会社には国際会計基準（IAS）第39号「金融商品：認識及び測定」が適用されてきた。このため、IFRS第17号の適用が開始されたことを受けて、これまで免除規定を適用してきた保険会社は、2023年１月１日から始まる事業年度よりIFRS第17号とIFRS第９号を同時適用することとなった。IAS第39号およびIFRS第９号における金融資産の取扱いは表３－７および表３－８のとおりである。

表３－７　IAS第39号における取扱い

分類	内容	評価基準
損益を通じて公正価値測定する金融資産（FVTPL）	売買目的で保有する金融資産	時価評価し、評価差額を当期損益に計上（FVTPL）
満期保有投資（HtM）	満期を有し、満期まで保有する金融資産	原価評価（償却原価）(1) (2)
貸付金及び債権（LaR）	支払額が固定または決定可能なデリバティブ以外の金融資産のうち，活発な市場での公表価格がないもの	原価評価（償却原価）(1) (2)
売却可能金融資産（AfS）	上記以外の有価証券	時価評価し、評価差額OCI計上（FVOCI）(1) (2)

(1) 減損の適用あり。
(2) 会計上のミスマッチを解消する場合など一定条件を満たす場合には、当初認識時にFVTPLを指定可能（公正価値オプション）。

表３－８　IFRS第９号における取扱い

分類		事業モデル	SPPI(1)	評価基準
負債性金融商品（債権・債券※オープンエンド型投資信託を含む）				
	償却原価区分	回収	満たす	償却原価 (2) (3)
	OCIを通じて公正価値（FVOCI）区分	回収・売却	満たす	FVOCI (2) (3)
	FVTPL区分	上記以外	満たさない	FVTPL
資本性金融商品（株式※未上場株式含む）				
	トレーディング目的	NA	満たさない	FVTPL
	上記以外	NA	満たさない	FVTPL (4)

(1) 契約上のキャッシュフローが元本及び利息のみか。本要件を満たさない場合、FVTPL処理。
(2) 減損の適用あり。
(3) 一定条件を満たす場合には、当初認識時に公正価値オプション適用可能。
(4) 当初認識時にFVOCIを指定可能（OCIオプション）。

IAS第39号の評価基準は（責任準備金対応債券に相当する区分がない等の差異はあるものの）基本的に日本基準と同様の規定である。一方、IFRS第９号の評価基準は、まず金融商品の発行形態によって負債性金融商品（主として債権・債券）と資本性金融商品（主として株式）に分けて、事業モデル要件と「元本及び利息の支払いのみ（SPPI）」とする契約上のキャッシュフロー要件から評価基準が判定される。事業モデル要件は、①回収、②回収及び売却、③それ以外、から成り、その判定は個々の金融商品に対する経営者の意図に左右されるものではなく、より高い集約レベル（ポートフォリオ・レベル等）から判断される。IAS第39号は、分類に当たってポートフォリオ・レベルでの判定を求めていないので、IAS第39号とIFRS第９号の分類結果が異なることもありうる。

表３－８のとおり、資本性金融商品は原則としてFVTPLで評価されることとなるが、トレーディング目的以外のものであれば、いわゆるOCIオプションを適用することができる。ただし、

その場合、当該商品の売却･処分時にOCIを純損益へリサイクリングすることが禁止されている。

なお、投資信託の取扱いに関して、IAS第39号では、保有目的によってFVTPL区分またはAfS（FVOCI）区分とされてきたが、IFRS第９号では、いつでも換金可能なオープンエンド型投資信託は（株式等を運用するものであっても）負債性金融商品に区分され、かつSPPI要件を満たさずにFVTPLで評価される。以上のように、IFRS第９号への移行に伴って、これまでFVOCI区分してきた項目が強制的にFVTPL区分となって、純損益に変動性がもたらされることが起こりうる。

また、IAS第39号とIFRS第９号では、金融資産の減損アプローチも異なる。IAS第39号では発生損失モデルが採用されてきたのに対して、IFRS第9号では予想信用損失（ECL）モデルが採用されている。発生損失モデルとは、減損損失が発生したという客観的な証拠がある場合（あるいは減損の可能性が一定の閾値に達した場合）に減損の認識をおこなうモデルである。このため、減損認識が「少なすぎ、遅すぎる（too little, too late）」と批判されてきた。そこで、適時に信用損失を認識するためにIFRS第９号ではECLモデルが採用された。ECLモデルでは、金融資産の当初認識以降の信用リスクの程度に応じてステージ１から３に分けたうえで、ステージ１では12か月の予想信用損失が認識され、それ以降のステージでは残存期間の予想信用損失が認識される。

４．IFRS第17号／第９号の影響分析

4.1.　リサーチ・デザイン

本節では、IFRS第17号／第９号への移行による財務的影響を調査するために、適用前後の同一年度（2022年度[15]）における財務数値の差の検定を行う。対象サンプルおよびデータの抽出方法は以下のとおりであり、規準を満たすサンプルは85社である（表３－９）。

①欧州・カナダ・アジア太平洋地域（ただし、途上国を除く）のIFRS（IFRSと整合的な自国基準を含む。）適用上場保険会社。
②2023年度より始まる事業年度よりIFRS第17号を適用している企業。
③利用するデータが「S&P CAPITAL IQ PRO」および各社アニュアルレポートより入手可能。

調査に当たって､基準移行によって影響を受けると予想される表３－10に示した項目について、財務数値の差（移行後－移行前）を計算する。その際に、企業規模の影響を調整するために、各変数は前期末資産合計でデフレートしている。そして、移行による影響額がゼロと有意に異なる

15　各社は、2023年度の財務報告書においてIFRS第17号／第9号を遡及適用した2022年度末の財務数値を表示しているため、2022年度の財務数値に基づき調査を行う。

かを調査するために、（ａ）平均値の検定（t検定）と、（ｂ）中央値の検定（Wilcoxon検定）を実施する（いずれも両側検定）。なお、有意水準は５％とする。

表３－９　対象サンプル企業の一覧（全85社）

国	社数	国	社数
イギリス	10	スロベニア	2
ドイツ	6	スペイン	2
イタリア	5	ベルギー	1
スイス	4	フィンランド	1
デンマーク	3	スロバキア	1
フランス	3	カナダ	10
マルタ共和国	3	バミューダ	4
オランダ	3	香港	7
ノルウェー	3	韓国	6
オーストリア	2	オーストラリア	2
キプロス	2	シンガポール	2
アイスランド	2	日本	1

属性	社数
生命保険	27
損害保険	26
複合種目	25
再保険	6
ブローカー	1

表３－10　変数一覧

変数	データ集計に当たっての留意事項
資産合計	
無形資産	DACを別個に表示している場合、個別集計
保険資産	保険、再保険に係わる資産を集計
金融資産	有価証券、投資不動産、貸付金等の債権
負債合計	
保険負債	保険、再保険に係わる負債を集計
資本合計	
利益剰余金	
AOCI	その他の包括利益累計額を集計
収益	移行前は既経過保険料、移行後は保険収益
純利益	
OCI	その他の包括利益を集計
金融資産評価差額	評価差額をOCI計上した金額を集計
保険負債評価差額	割引率の影響をOCI計上した金額を集計
包括利益	

4.2.　分析結果

表３－11は、基準移行がストック項目に与える影響をまとめたものである。「資産合計」「負債合計」はいずれの検定においても両側１％で負に有意であるのに対して、「資本合計」はWilcoxon検定のみ５％水準で正に有意であった。「資産合計」「負債合計」に比べると、「資本合計」の有意水準が高い。この結果から、資産合計と負債合計がともに減少したために互いの減少額が相殺されて、資本合計に対する影響が緩和されたことが示唆される。

資産の内訳をみると、DACを含む「無形資産」はいずれの検定においても両側１％水準で負に有意であった。これは、IFRS第17号のもとではDACの計上が認められなくなったことが大きく影響していると考えられる。

表３－11　IFRS第17号/第９号への移行がストック項目に与える影響

	社数	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最大値
資産合計	85	−0.104 *** (−6.553)	−0.083 *** (−7.563)	0.146	−0.908	0.463
無形資産	85	−0.015 *** (−5.619)	−0.019 *** (−6.287)	0.025	−0.143	0.003
内:DAC	29	−0.033 *** (−5.987)	−0.029 *** (−4.692)	0.029	−0.143	0.000
保険資産	85	−0.032 *** (−2.944)	−0.015 *** (−4.355)	0.101	−0.372	0.450
内:保険	61	−0.018 (−1.585)	−0.014 *** (−2.499)	0.091	−0.169	0.523
内:再保険	85	−0.019 ** (−2.736)	−0.007 *** (−4.216)	0.064	−0.259	0.231
金融資産	85	0.002 (0.130)	−0.004 ** (−1.987)	0.120	−0.632	0.647
負債合計	85	−0.127 *** (−7.671)	−0.104 *** (−7.598)	0.153	−0.865	0.137
保険負債	85	−0.091 *** (−5.726)	−0.068 *** (−6.897)	0.146	−0.943	0.188
内:保険	85	−0.090 *** (−5.295)	−0.066 *** (−6.643)	0.157	−0.936	0.188
内:再保険	56	−0.001 (−0.058)	0.000 (1.579)	0.081	−0.305	0.477
資本合計	85	0.023 * (1.760)	0.006 ** (2.293)	0.123	−0.043	1.103
利益剰余金	85	0.013 (1.103)	0.000 (0.234)	0.111	−0.056	1.006
AOCI	85	0.008 *** (2.833)	0.007 *** (3.529)	0.027	−0.075	0.142

(注)括弧の数値はt値(z値)。*は10%水準有意、**は5%水準有意、***は1%水準有意を表す。

図３－６　ロックイン方式採用国とロックフリー方式採用国の保険負債の変化率

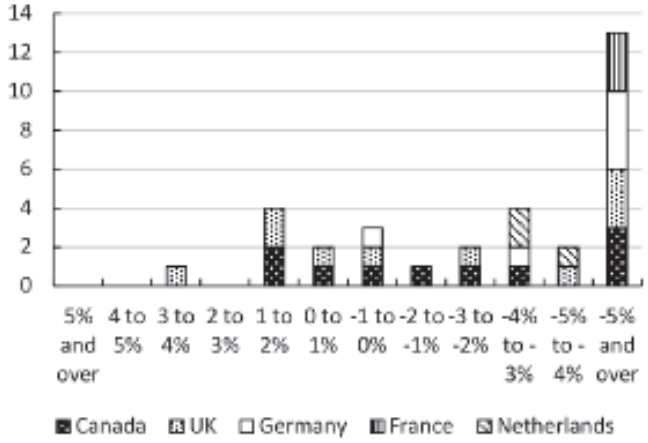

保険負債はいずれの検定においても両側１％水準で負に有意であった。これは、IFRS第17号への移行に伴い、保守的な負債評価が改められた可能性がある。図３－６は、ロックイン方式を採用してきた国（ドイツ、フランス、オランダ）とロックフリー方式を採用してきた国（カナダ、イギリス）とで、IFRS第17号への移行に伴う保険負債の変化率を比べたものである。ロックフリー方式を採用してきた国（つまり、もともと時価ベースで保険負債を評価してきた国）に比べると、ロックイン方式を採用してきた国のほうが保険負債の減少度合いが高い傾向にあることがわかる。このことも、IFRS第17号への移行によって保守的な負債評価が改められたことを示唆している。

資本の内訳に関しては、「利益剰余金」にはいずれの検定においても有意な変化が確認できなかったのに対して、「AOCI」にはいずれの検定においても両側１％水準で正に有意な変化が確認できた。

表３－12は、基準移行がフロー項目に与える影響をまとめたものである。「純利益」はいずれの検定においても有意な変化は確認できなかった。一方、「OCI」はいずれの検定においても両側１％水準で正に有意であった。これは、IFRS第17号移行前には認識されていなかった「保険負債評価差額」がOCI計上されたためであると考えられる。

表３－12　IFRS第17号／第９号への移行がフロー項目に与える影響

	社数	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最大値
収益	50	0.014 (1.034)	0.001 (0.039)	0.098	−0.112	0.532
純利益	85	0.002 (0.855)	0.000 (0.398)	0.021	−0.043	0.160
OCI	85	0.016 *** (5.984)	0.014 *** (5.580)	0.025	−0.008	0.140
金融資産評価差額	64	−0.007 ** (−2.350)	−0.004 ** (−2.132)	0.024	−0.081	0.054
保険負債評価差額	43	0.047 *** (6.946)	0.048 *** (5.138)	0.045	−0.098	0.140
包括利益	85	0.016 *** (5.306)	0.013 *** (5.305)	0.028	−0.043	0.144

（注）括弧の数値はt値（z値）。*は10%水準有意、**は5%水準有意、***は1%水準有意を表す。

その点を明らかにするために、IFRS第17号／第9号へ移行後の金融資産と保険負債の評価差額（OCI計上分）の差について追加的な検定をおこなった（表３－13）。検定結果は、いずれの検定においても両側１％水準で負に有意であった。この結果は、保険負債の評価差額が金融資産の評価差額を上回っていることを意味する[16]。このために、前述の「AOCI」および「OCI」が正に有意であったと考えられる。

表３－13　IFRS第17号／第９号の適用後の資産および負債の評価差額の差

	社数	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最大値
金融資産評価差額－保険負債評価差額	42	−0.106 *** (−9.889)	−0.103 *** (−5.614)	0.069	−0.081	0.054

（注）括弧の数値はt値（z値）。*は10%水準有意、**は5%水準有意、***は1%水準有意を表す。

また、資産と負債の評価差額に有意差が確認できたということは、①両者のデュレーション差が解消しきれていないこと、あるいは②IFRS第９号への移行によって資産側がFVOCI区分からFVTPL区分へ転向されたため、会計上のミスマッチが生じていることを示唆している。②に関しては、表３－12の「金融資産評価差額」がいずれの検定においても両側５％水準で負に有意であることから、基準移行に伴ってFVOCI区分からその他の区分へ転向されたことが示唆される。その点を明らかにするために、以下ではIFRS第９号への移行に絞った影響分析を行うことにする。

4.3.　IFRS第９号への移行に絞った追加的な分析

表３－14は、IFRS第9号への移行に伴って影響を受けると予想される変数の一覧である。前述の対象サンプルおよびデータの抽出方法に従って表３－14に示される変数を集計したが、IAS第39号からIFRS第９号への移行による影響を開示している企業が限られるため、対象企業は85社から減少した。

16　調査対象時期は多くの国で金利上昇の局面であったので、金融資産からは評価差損が計上され、保険負債からは評価差益が計上される傾向にあった。

表３－14　変数一覧

変数	データ集計に当たっての留意事項
償却原価区分	移行前はIAS第39号の貸付金・債権および満期保有投資を集計。移行後はIFRS第９号の償却原価区分を集計
FVOCI区分	移行前はIAS第39号の売却可能金融資産を集計。移行後はIFRS第９号のFVOCI区分を集計（負債性・資本性金融商品を合算）
FVTPL区分	移行前はIAS第39号のFVTPL区分を集計。移行後はIFRS第９号のFVTPL区分を集計（負債性・資本性金融商品を合算）
負債性FVOCI区分	FVOCI区分の負債性金融商品を集計
負債性FVTPL区分	FVTPL区分の負債性金融商品を集計
資本性FVOCI区分	FVOCI区分の資本性金融商品を集計
資本性FVTPL区分	FVTPL区分の資本性金融商品を集計
投信FVOCI区分	FVOCI区分の投資信託を集計
投信FVPTL区分	FVTPL区分の投資信託を集計
ECL	移行前はIAS第39号の発生損失を集計。移行後はIFRS第９号の予想信用損失を集計

表３－15は、基準移行が各区分や減損損失額に与える影響をまとめたものである。まず、「償却原価区分」はいずれの検定においても両側１％水準で負に有意であり、「FVOCI区分」は有意な変化が確認できず、「FVTPL区分」はいずれの検定においても両側１％水準で正に有意であった。まず「償却原価区分」で負に有意な変化がみられたのは、IFRS第９号の事業モデル要件またはSPPI要件もしくはその両方を満たさなかったためか、公正価値オプションを適用したためと思われる[17]。

「FVOCI区分」には統計的に有意な差が確認できなかったが、これは、償却原価区分からFVOCI区分への変更分と、FVOCI区分からFVTPL区分への変更分が相殺されたためと考えられる。このことは、「負債性FVOCI区分」「資本性FVOCI区分」がともに負に有意であったのに対して[18]、「負債性FVTPL区分」「資本性FVTPL区分」が正に有意であったことからも裏付けられる。また、「資本性FVOCI区分」は減少しつつ「資本性FVTPL区分」は増加しているため、OCIオプションが必ずしも適用されているわけではないことがわかる。もともと日本のみならず海外の保険会社はOCIのノンリサイクリング処理に批判的であったため、OCIオプションの適用をあえて避けているのかもしれない[19]。

17　公正価値オプションの適用有無を開示している企業もあれば、開示していない企業もあったため、償却原価区分の減少がいずれの要因によるものかを特定するための追加的な検討はできなかった。

18　ただし、「資本性FVOCI区分」については平均値の差については有意な結果が得られなかった。

19　その主な理由は、株式等の売却時にOCIの純損益へのリサイクリングを認めなければ、株式投資に対する成果の一部が期間損益に永久に反映できなくなるためである。

表３－15　IAS第39号からIFRS第９号への移行による影響

	社数	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最大値
償却原価区分	54	−0.069 *** (−4.179)	−0.053 *** (4.949)	0.122	−0.616	0.013
FVOCI区分	54	−0.028 (−1.178)	−0.026 (−1.546)	0.176	−0.598	0.653
FVTPL区分	54	0.092 *** (4.553)	0.080 *** (4.829)	0.149	−0.196	0.644
負債性FVOCI区分	44	−0.045 ** (−2.151)	−0.032 ** (−2.087)	0.139	−0.598	0.287
負債性FVTPL区分	44	0.074 *** (3.463)	0.066 *** (3.824)	0.142	−0.198	0.501
資本性FVOCI区分	44	−0.008 (−1.360)	−0.015 *** (−3.611)	0.038	−0.112	0.195
資本性FVTPL区分	44	0.015 *** (3.342)	0.018 *** (4.165)	0.029	−0.001	0.143
投信FVOCI区分	44	−0.003 * (1.792)	−0.018 * (−1.888)	0.009	−0.055	0.000
投信FVTPL区分	44	0.002 * (1.872)	0.018 * (1.888)	0.008	0.000	0.047
ECL	20	0.008 (0.908)	−0.000 (−0.262)	0.039	−0.006	0.175

（注）括弧の数値はt値（z値）。*は10%水準有意、**は5%水準有意、***は1%水準有意を表す。

また、「ECL」には有意な変化が確認できなかったが、これは、従来の減損モデルよりも早期に信用損失を認識する「より厳密な」減損モデルを適用したとしても、減損損失額に影響がなかったことを意味している。この結果は、IFRS第９号の減損モデルが機能していないというよりも、保険会社のリスク管理体制が機能していることを示唆しているのではないであろうか。

５．規制と会計の差異が及ぼすと考え得る影響

5.1.　現行会計の変化が及ぼす制度的影響

IFRS適用企業では①ESR、②業法会計、③IFRSに基づく３つの開示が必要となる（図３－７）。従来、業法会計は、連結・単体財務諸表の作成に適用されてきたが、法改正によりIFRSに基づく連結財務諸表の作成が保険会社グループに認められた点はすでに述べたとおりである。このような法改正が単体財務諸表にまで及ぶか、もしくはIFRSと整合的な日本基準が開発されれば、現行会計の枠組みとESRとの親和性はさらに高まるとともに、開示負担の軽減につながるであろう。

一方、現行の保険会計に責任準備金の時価評価を取り込むとはいっても、ESRのような純粋な経済価値ベースの負債評価モデルが導入される可能性は低いように思われる。すなわち、本来投資のリスクから解放されているとは言えない、責任準備金の評価差額を当期の損益とすることには（たとえ資産側の評価差額とマッチングするとしても）業績測定上の問題があると考えられる。そのため、評価差額にはIFRS第17号と同様の調整（むしろ、割引率の影響はFVOCI処理のみを認めること）が必要になろう。なお、日本の保険会社は責任準備金の評価差額を当期の損

益とはせずにOCI計上する誘因があると思われるが、IFRS第17号では割引率の影響による評価差額をFVOCIとするかFVTPLとするかは企業側の会計方針の選択に委ねられる一方、IFRS第９号ではオープンエンド型投資信託などは強制的にFVTPL区分となるため、資産側の評価基準が負債側の会計方針を選択する際の制約となりうる。すなわち、このようなケースでは、会計上のミスマッチを解消させるためには資産側の評価基準に合わせるように負債側もFVTPLするしかない。そうなると、通常、負債のデュレーションが資産のそれを上回るため、金利上昇（下降）時には正味で差益（差損）が計上される。

図３－７　3つの開示

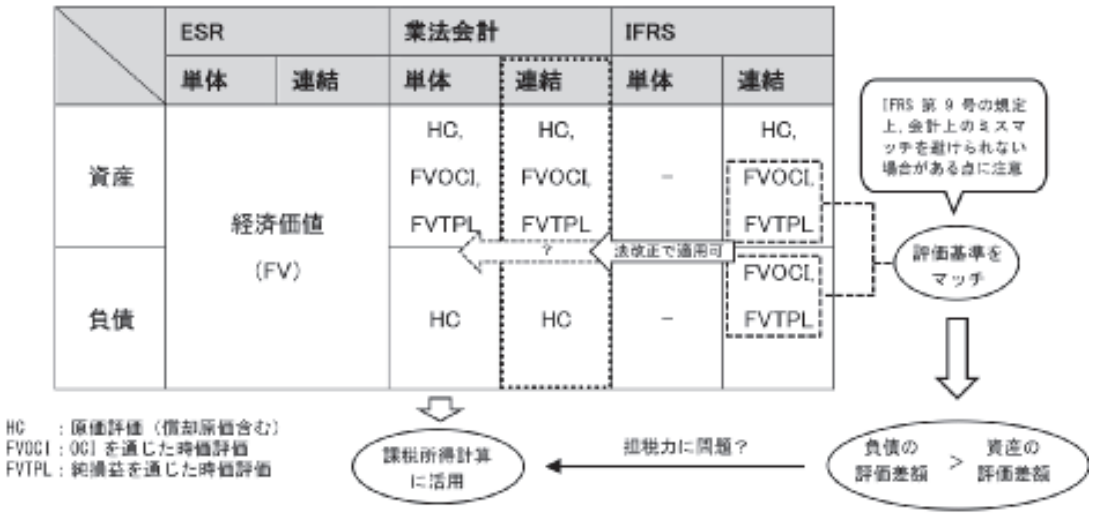

ここで、評価差額の取扱いをめぐっては税法上の取扱いが課題となりうる。税法上、その他有価証券は原価法が適用されている。これは、その他有価証券の評価差額に担税力の面で問題があるためと考えられる。業法会計上、責任準備金は原価評価されているため、課税所得の計算においても業法会計上の責任準備金繰入額を損金算入すればよい[20]。このため、単体財務諸表上、責任準備金を時価評価するとしても、保険会社の担税力を適正に評価して公正な課税を図るという観点から、税法上はその他有価証券と同様、責任準備金に原価法を適用し続ける可能性が高い。これは、単体ベースで責任準備金の原価ベースの数値を保持し続ける必要があることを意味する[21]。

5.2.　現行会計の変化が及ぼす各種戦略への影響

前節のIFRS移行調査より（会計上のミスマッチの影響もありつつ）負債のデュレーションが資産のそれを超過していることが示唆された。IFRSのような経済価値ベースの会計基準に移行

20　ただし、保険料及び責任準備金の算出方法書において定められている保険料の計算基礎をもとに計算した額を限度額とする。また、損金算入されなかった部分を除いて、生命保険会社が責任準備金に繰り入れた金額は、当該繰入れをした事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

21　責任準備金の原価ベースの数値を保持するためには、会計上、責任準備金を時価評価して評価差額を純資産直入（OCI計上）するとしても、その他有価証券と同様、翌期に洗い替え処理する必要があるかもしれない。

すれば、純資産の変動性を抑えるために企業会計上も資産・負債のデュレーション管理の重要性が増すこととなる。この場合､デュレーション差を埋めるには①負債のデュレーションを縮小し、②資産のデュレーションを拡大する必要がある。①に関して、現行会計の構造上、終身保険等の利率保障型の長期性商品の販売は潜在的に大きな金利リスクを負うものの、会計上のトップライン（保険料等収入）を安定的に推移させるのに貢献してきた。しかし、②に関して、長期性商品に見合う年限の債券が限られる中、金利リスクを低減させるには負債側のデュレーションを調整する必要があろう。また、リスク削減の観点から、変額保険や利率変動型保険など、資産運用や金利リスクを契約者に移転する商品の販売に注力することも考えられる。ただし、長期性商品から変額保険や利率変動型保険への移行は保険会社のリスク管理には資するとしても、日本の消費者ニーズに合致したものであるかどうかは定かではない。

６．おわりに

本章では、業法会計、IFRSおよびESRの差異について検討してきた。また、IFRS第17号／第９号への移行が財務数値にどのような影響を及ぼすかの調査もおこなった。

業法会計とESRは「契約者保護」という共通の目的を有するものの、それを達成するアプローチが大きく異なる。前者は、キャッシュの社外流出を抑制する保守的な会計処理によって、後者は、経済環境の変化を適時に反映させた実態開示によって契約者保護を図っている。また、現行の保険会計とIFRS第17号とを比較した場合、後者のほうが経済価値ベースの規制と親和性が高いものの、業績測定上の目的の相違からIFRS第17号は純粋な経済価値ベースの負債評価モデルではない。このため、現行の保険会計に責任準備金の時価評価を取り込むとしても、少なくとも時価の評価差額を当期の損益とすることはせずにIFRS第17号のような調整が入る可能性が高い。また、IFRS第17号では、保険負債の内訳を表示する点に情報価値があり、かつソルベンシー規制のように画一的な指標に基づくのではなく保険会社各社のリスクに対する考え方が反映された数値が開示される可能性がある。なお、企業会計上、責任準備金を時価評価するとしても、課税所得の計算に当たっては、責任準備金の原価ベースの数値を（簿外でも）保持し続ける必要があるかもしれない。

IFRS移行調査から、従来の保守的な会計慣行が改められて、保険負債が減少したことが示唆された。また、OCIには有意差が認められた一方、純利益には有意差が認められなかった。これは、保険会社が純利益に変動性をもたらさないように、多くの保険会社が評価差額をOCI計上する会計方針を選択したり、資産・負債の評価差額を整合的に取り扱うように会計方針を選択したためと考えられる。なお、OCIに有意差が認められたのは、資産・負債のデュレーション差が影響していると考えられる。会計上も資産・負債のデュレーション差を適時に観測できる点は情報利用者にとって有益なことではあるが、この差分にはIFRS第９号移行に伴う会計上のミス

マッチの影響が混在している可能性もあり、ESRに比べると中途半端な開示となっている。IFRS第９号では強制的にFVTPL処理せざるを得ない項目があるため、保険負債の評価差額をOCI計上したい保険会社としてはミスマッチ問題に悩まされることとなる[22]。

なお、本調査では基準適用前後の「純利益」には統計的に有意な差がないことが確認できたが、IFRS第17号／第９号の影響に関しては、適用後以降も財務数値にどのような影響をもたらすのか今後も検証していく必要があろう。

【参考文献】

⑴　EIOPA（2024）. “IFRS 17 – Insurance contracts report – EIOPA’s report on the implementation & synergies and differences with Solvency II”.

⑵　Löw, E., Schmidt, L. E., & Thiel, L. F.（2019）. “Accounting for financial instruments under IFRS 9–First-time application effects on European banks’ balance sheets” European Banking Institute Working Paper Series 2019 – no. 48.

⑶　斎藤静樹（2019）.『会計基準の研究〈新訂版〉』中央経済社.

⑷　羽根佳祐（2021）.『保険契約の会計－利益測定に関する基礎概念の解明』中央経済社.

⑸　羽根佳祐（2024）.「IAIGsを対象としたIFRS第17号およびIFRS第9号の初度適用による影響分析」『成城大学経済研究』第244号 pp.49-65.

⑹　米山正樹・秋葉賢一・浅見裕子（2023）.『投資のリスクからの解放―純利益の特性を記述する概念の役割と限界―』中央経済社.

22　このため、リスク開示と業績表示を両立させるという点では、金融商品に関する会計基準に関してはIFRS第９号と整合的な日本基準を開発するのではなく、現行の「その他有価証券」の区分を維持･活用するほうが良いと思われる。この場合、責任準備金の時価評価に伴って「当面の間」認められてきた、責任準備金対応債券の区分は廃止されることとなろう。なお現在、ASBJではIFRS第９号の減損モデルと整合的な日本基準の開発を目指しているが、IFRS第９号の分類・測定モデルと整合的な会計モデルについては検討対象とされていない。

質疑応答要旨

（質問者）

割引率について。75%の企業がソルベンシーⅡとIFRSで同リスクフリーレートを使用し、42%の企業が最終的な割引率がほぼ同じ水準であるという理解で良いか。

（発表者）

問題ない。

（質問者）

多くの企業がIFRSでボトムアップアプローチを使うのは、IFRSでは流動性スプレッドの計算方法がソルベンシーⅡと異なるためかと思ったのだが、どうだろうか？

（発表者）

企業が公表する報告書に詳しい記述がなく、なぜ差異があるのかまで特定することができていない。基本はボトムアップアプローチを使用し、IFRS・ソルベンシーⅡ間で計算結果が同水準になると理解している。

リスクフリーレートが同水準にも関わらず、差異が出た会社では、流動性プレミアムの計算方法が違うのではと推測している。

（質問者）

計算方法が異なるなら、日本でも同様に割引率の差異が出てくると思う。

（発表者）

私が見た企業のほとんどがボトムアップだったが、トップダウンを採用する企業もあった。トップダウン採用企業の中にはおそらく資産側の計算方法との親和性を図っている企業もあると思われる。

（出席者コメント）

私が感じていた肌感覚的な部分を詳細な分析で理解することができ感謝している。

満期保有目的債券が減り、責準対応債券が増えていることについて。責準対応債券の導入初期は、監査法人の審理が厳しかったうえ、負債キャッシュフローとマッチングを示すためのインフラが無かった点で利便性が悪く採用が進まなかった。

そのため昔は満期保有目的債券を採用する企業が多く、今は責準対応債券が増えてきたので、満期保有目的が減っていると理解している。

負債のデュレーションは実際に短期化している。最近は終身保険も売れているが、同じ貯蓄性の商品内でも短期間商品の新契約が増加中である。

外貨建保険とオープン外債の関係について。実務家的な印象としては、外貨建保険の売り上げ増に伴いオープン外債が増えている。特に外貨建は競争が激しく利率が高いのでオープン外債を買っている状況かと思う。

さきほど質問にあった、ソルベンシーⅡとIFRSの違いについて。ソルベンシーⅡに対して保険会社がよく言う文句としては、流動性が高いと割引率が低くなってしまうことである。IFRS第17号では原則ベースのため、監査法人とのネゴシエーションで解決する。IFRSではソルベンシーⅡと比べて、低めの流動性を採用し、高割引率にしていることかと思う。ヨーロッパの会社としては、CSMを重視しているので大きく見せたい動機があるかと思う。

（質問者）

価格変動・金利リスクを契約者に転嫁可能な例として、利率変動・変額保険を例に挙げている。実際に各社そのような動きがあるのか？

ESR等の経済価値ベース導入で特別勘定に影響はあるのか？

（発表者）

利率変動・変額保険については以前問題があったため、契約者からのクレームによる販売取り止めがあり、いまもその影響を引きずっているという認識である。

日本の契約者は保険を投資物として認識していないという影響が大きいかと思うが、ここは他に意見もあるところかと思う。

特別勘定への影響については、リスクを顧客に転嫁できる点で、特別勘定では現状でも一般勘定に比べて圧倒的に売買目的有価証券が多いため、売買目的の割合がさらに多くなると考えられる。

（研究員）

変額保険について。

ある会社さんは販売を停止しているし、販売が難しいのでセールスレディ中心の会社は売りにくいと思う。一方でNISA/イデコと比較し最低保証がある部分をメリットとして販売が伸びている部分もある。どちらかというと若い世代向けにマーケティングしていると聞いている。

原価・時価ベースでも資本はあまり変化しないというグラフについて、原価評価のままで問題ないという主旨か、それとも注視していくべき項目という主旨か。

（発表者）

結果として変動ないということは、資産と負債で時価マッチングがうまく機能していたので、資本への影響は限定的であったと解釈できるかもしれない。

一方で原価ベースのドイツではIFRS第17号移行後に資本が増加している。これは、これまで原価ベースのもと、時価を意識せず運用していた影響の一面であると考えている。

（研究員）

欧州ではIFRS第17号・ソルベンシーⅡで差異がある点を問題視して行動しているか、重要視せず対処していないのかお聞きしたい。

配当可能利益を出すのがIFRS第17号であるならば、ソルベンシーⅡでは必要資本の確保を目的としていると理解している。

欧州では制度上の違いとして割切って両者を使用し、負債の違いはあまり気にせず、使っているのか？

（発表者）

関連情報を持っていないので明確な回答はできない。

制度上差異があることを理解して目的別に利用していると考えうる。

（質問者）

IFRS第９号･IFRS第17号の比較分析をされているが、特徴によって分かれるところかと思う。例えば、生保・損保で分けることは検討、比較はされたのか？

（発表者）

業態・業界で特徴が分かれる点は同意するところである。

ドイツで生保・損保で分けて分析したが、明確な特徴が現れず結論を得られなかったため、本日発表には組み込めなかった。

一人の作業量でサンプルを十分に集められなかったので、今後はサンプル数を増やしてご指摘の部分の研究を進めてみたい。

（質問者）

IFRS第９号・IFRS第17号の比較分析でウェルチ検定をされているところで質問。原価から時価へ移行したときの影響分析をされているという理解だが、これは今後日本で起こりうることの写し鏡として分析されているのか？

（発表者）

本来そのような意図で変化を見てみたかった。

ちなみに、日本企業１社は外れ値の可能性があった。大体の最大値がこの会社であった。

生保・損保・再保険・設立年等の様々なコントロール変数があり、今後はその点も踏まえて深く分析していきたい。

（研究員）

ESR規制下の生命保険会社の金融商品会計はどうあるべきと考えるか。

（発表者）

個人的には日本基準としては現状維持が良いのではないかと考えている。会計上の負債評価とリンクして資産の会計処理も変わると思うが、大きな変更の必要はないという意見である。

時価評価に移行すると、保険負債の割引率の変更はOCI計上するというオプションが採用されることになるだろう。これによって現在認められている責任準備金対応債券の必要性が無くなり、その分がその他有価証券に分類される。会計処理的にはFVOCIで資産・負債のマッチングが図られ、適切な処理となるので問題ないと思われる。

減損についてはASBJでIFRS第９号と整合的な処理の導入議論が進んでいるが、分類についてはほぼ変更なしという理解だ。

IFRS第９号と同様の会計処理をそのまま取り入れると日本企業にとっては使い勝手が非常に悪くなるのではないか。現在、投資信託は一般勘定であればその他有価証券として分類されているが、IFRS第９号を導入すると、信託が株式に投資しても負債性金融商品になってしまいFVTPL処理されて、評価差額をOCI計上する負債とのマッチングが難しくなる。加えて、株式投資に関しては現在日本では認められていないOCIノンリサイクリングの会計処理の問題も発生する。

使い勝手の問題だけではないが、IFRS第９号に様々な問題があるのであれば、日本基準は現状維持が好ましいのではないかと考えている。

（研究員）

一般会計の特徴として事業投資では原価評価とされており、保険契約も事業投資のため原価評価と説明していた。IFRSでは、評価差額を純損益に影響させず、一度CSMに計上するというのは、一般会計の特徴を反映しているという認識で相違ないか。

（発表者）

相違ない。補足すると、現行のIFRS第17号では、ストック情報は時価評価されているが、成果は原価ベースで認識されている。IASBの当初案は業績測定も時価ベースとするものであった。

しかし、議論の末、現行のIFRS第17号のかたちとなった。

（研究員）

IFRS第17号／第９号の影響分析において、資本合計の変化率が、元々時価ベースの国と原価ベースの国において大きな差異が認められず、これは諸々の調整により、差異が小さいということであった。であれば、ストック情報について原価評価のままで良かったのではないか。

（発表者）

確かに、ストック情報も原価評価のままという考え方もありうる。しかし、時価評価することとなっても、損益情報においては、時価評価差額を当期純損益と包括利益に分けて表示することが出来る。一般的に包括利益は差額概念であり、有用性が低いと考えられがちである。保険会計という枠組みで包括利益の意義を考えた時に、純損益では保険契約の収益性を表現でき、包括利益では時価変動が資本に与える影響を表現できると考える。市場金利の変動が資本へ与える影響が示されるという観点ではESRに近い。つまり、時価評価により、原価評価のままだと表現されない包括利益の部分が明らかとなる。確かに、経済価値ベースの監督規制がなされるのであれば、一般会計では原価評価のままという考え方もある。

（座長）

「近年の低金利環境を反映し、外国債券への投資割合が増加傾向」はその通りであると考える。次段で「為替リスクをヘッジするため、為替ヘッジ付き外債を活用・しかし、近年の為替ヘッジコスト上昇に伴い、徐々に減少」とある。これは単純に円安環境下で、ヘッジすると円安の利益が取れないからではないか。外債投資はどのように考えるのが適切と考えるか。

（発表者）

外貨建て保険商品の販売戦略に追随して、外債保有割合も決まるものと考えられる。ロジックについては、整理して考え直したいと思う。

（座長）

ここ２年ほど、リスクとリターンを契約者が負う形の外貨建て商品の販売が伸びている。円安で契約者が利益を得ている。一般勘定も外債にヘッジを付けるか否かの議論はあったのではないか。

（研究員）

そうした議論をしている会社も多く、各社の方針に従っていると考えられる。

（座長）

負債デュレーションが短期化しているかどうかについては、債券のデュレーション10年超をひとくくりにしていると全体のデュレーションが見えにくい。保険会社は10年超でも好んで保有している。また、ESRで健全性を考えた時には、資産と負債のデュレーションがマッチしていることが望ましい。資産のデュレーションを伸ばせないのであれば、負債のデュレーションを短くする方向に向かうのではないか。つまり、長期の保険を売らなくなるのではないかと思う。ドイツやフランスでは、実際にその傾向が出てきている。終身保険を長期の定期保険や変額保険に置き換え、デュレーションを合わせるモチベーションがある。

また、会計という話をするときに、監督会計（＝業法会計）・一般会計・税務会計の３種類が考えられる。現在ではこれらが一致している。いずれかを変えると考えた時に、税務会計に関して、政府と企業は税への影響を抑えたいと考える。このため、監督会計と税務会計が一致している現在の体系を変えることは考えにくい。

（発表者）

会計に関して、その通りであると考える。 税務会計の視点も追加したい。

（座長）

IFRSもESRも時価的評価であり、先進的でリスクに対して感応度が高く、新しいから良いものであると考えられがちである。また、新契約費の取り扱いの差異などにより、時価会計の方が利益が出る会社もある。税が変わらないのであれば、投資家の目線がある株式会社は、利益が大きく出る会計基準を選択することになるのではないか。例えば、IFRSと業法会計の両者を公表している会社はないか。会計情報の想定利用者の違いにより、異なると考える。

（発表者）

現在、日本国内において保険会社単位でIFRSを公表している企業は少なく、内部管理目的で使用・検討しているケースがある。海外子会社がIFRSを採用しているケースや 親会社がIFRSを採用している会社がIFRSを採用している。個社の情報は親会社情報に含まれ、個社単体の情報は業法会計に則ったものが公表されている。

（座長）

収益性の指標は変わると考える。一般的にはROEであるが、ROR等に変わると思うか。また、その際には、その収益性が低い商品は売らなくなるのではないか。

（発表者）

業績指標などは、一社が出すと他社がそれに追随する例がある。IFRSを採用している保険会社は収益性の指標としてCSMを重視してきている。また、収益性が低い商品を売らなくなるのは、韓国では既にその状態になっていると聞いている。日本でも同様の事態が生じる可能性はあり、保険利用者のニーズを満たせなくなる恐れがある。そもそも会計基準を変えるのは企業の経済実態をより反映させるためであるのに、会計が企業の行動を変化させるのは本末転倒であり、懸念事項だと考えている。

（質問者）

生保各社の販売戦略を見ていると、一時払終身に力を入れているように思える。特に、保障というよりも相続対策として利用されているようである。また、一定年限で解約返戻金が払込分となり、実質的に貯金と変わらないようである。

（座長）

一時払終身保険は、終身保険ではあるが、主たる販売対象者が高齢者であり、実質的なデュレーションは短い。このため、収益性は低いが、低リスクで利益を稼げる手段となっている。

（質問者）

保険会社に金利リスクは無いのか。

（座長）

保険加入時に、ほぼ同じデュレーションの国債を買い入れることができ、約定利率との差で利益を確定できる。国債の買い入れ時点で利益が決まるため、金利リスクは小さい。

（質問者）

評価は時価が重要であるように感じる。経済は些細なことでも大きく変動しているように見える。手間だが時価評価が重要でないか。原価評価から時価評価へという流れはあるようだが、国際会計基準は時価評価が原則ではないのか。

（発表者）

IFRSでは、項目により評価規定が異なっている。IFRS（IAS）開発時のベースとなったイギリス基準は時価評価を強く志向するものであったが、IFRSとするときに混合属性モデルとなった。 例えば、イギリス基準では建物も時価評価の対象であり、その前提には活発な中古不動産市場の存在がある。こうした慣習の無い地域では、時価評価が困難であるため、IFRSでは複数

の会計方針が認められている。日本基準よりもIFRSが時価寄りである点は、おっしゃる通りである。

（質問者）

実際の債券の取引価格は日々変動している。しかし、満期保有や責任準備金対応債券では、償却原価評価している。確かに、満期まで持つとなれば原価評価で良いかもしれないが、実際には、その債券を売らなければならないケースも考えられ、支払い余力を考える際には、時価評価の方が優れていると考える。時期が来るまで売らないから原価評価でよいでは、実態を表せないのでないか。

（座長）

実際的な問題として、計算機も発展した今だから時価評価が出来るという側面はある。 また、これは参入障壁にもなっていると考える。

（発表者）

新規参入のためには、新しくシステムを作成し、運用することになるという意味では障壁であると考えられる。一方で、一から作ることで過去のシステムに縛られないという意味では良い部分もあると考える。

（研究員）

IFRS第17号の導入の実務を経験してきた。IFRS第17号は、履行CFのみを考えた時には時価的評価であり、保険前提の変動はCSM等を通じて調整される構造だと理解している。金利については、OCIまたは損益を通じて、保険負債に直接反映されると考えている。ここで、保険負債が経済価値ベースで評価されるようになった際には、資産側はどのようにするべきと考えるか。特に、現状６割程度が満期保有目的の債券や責任準備金対応債券であることを考えると、何らかの手当は必要ではないか。

（発表者）

有価証券全体のうち６割が原価評価されており、その４割ほどが責任準備金対応債券であり、この取り扱いは「当面の間」という条件付きで現在認められているものである。仮に、保険負債が経済価値ベースになれば、この扱いは無くなり、その他有価証券になると考えている。原価区分の残りの２割は満期保有目的の債券であるが、保険負債に合わせて保有目的区分を変更することが合理的だと考える。

第４章　リスク管理高度化に資する会計とは

早稲田大学商学学術院教授　大塚　忠義
早稲田大学大学院会計研究科　　OB

１．生命保険会計の基礎

生命保険会計の前提として、受け取った保険料の運用を考慮しない場合、任意の会計基準で保険期間全体を通じた保険契約に関する一連の取引による最終的な貸借対照表の結果は等しくなる。一般的に、保険契約の群団を通じて生じる全体のキャッシュ・インフロー（CIF）から全体のキャッシュ・アウトフロー（COF）を控除した金額が資産（現金）および純資産として計上されることになる。会計基準によって差異が生じる部分は、会計期間で区切った際の各断面におけるストックとしての貸借対照表および会計期間ごとのフローとしての損益計算書の考え方であり、我が国の保険業法に基づく監督会計（業法会計）、国際財務報告基準（IFRS）、経済価値ベースのソルベンシー規制（ESR規制）の間で三者三様となっている。

ここで、以下のような単純な保険契約の例を用いてそれぞれの考え方を比較する。保険期間は２年間として、最終的な収支状況として１年目期始と２年目期始に保険料100を受け取り、２年目期末に保険金150を支払う場合を考えると、最終的な貸借対照表の結果は資産（現金）50、純資産50となる。この設例において、１年目期末の貸借対照表、１年目と２年目の損益計算書を複数のケースで検討する。なお、保険料の運用および事業費については特段考慮しないものとしている。

図４－１　会計基準の比較の設例

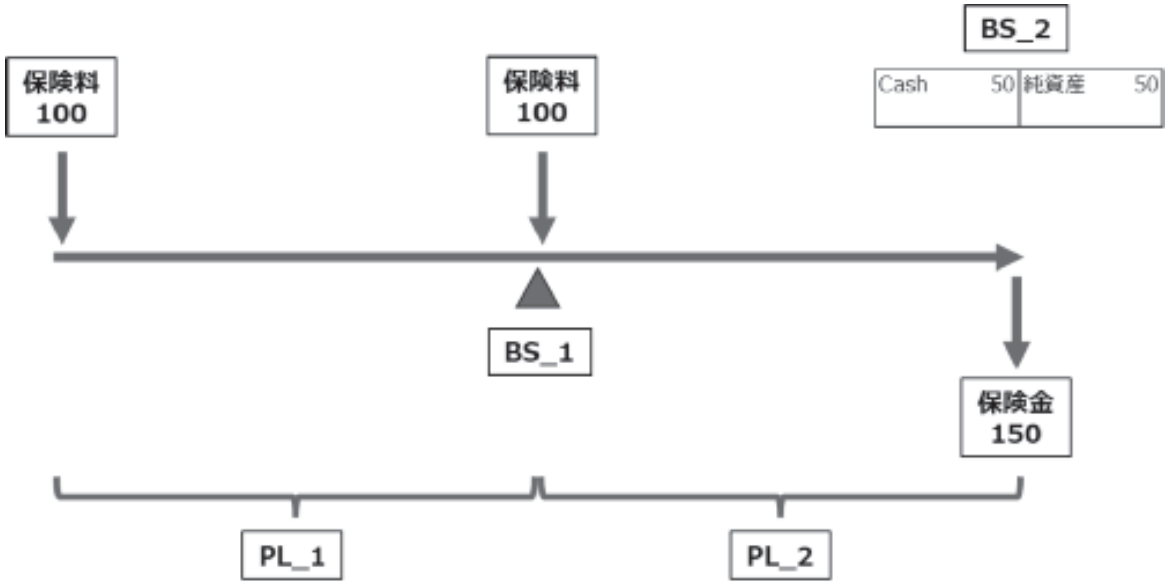

ケース１として、契約時点の保守的な予想に基づいて１年目期末に負債を計上することを考える。収支相等の原則を用いて、１年目期末時点でも契約時と同様に２年目期末に保険金200を支払うと予想し、１年目期末では負債100（＝保険金200－保険料100）を計上する。その結果、１年目期末の貸借対照表、１年目と２年目の損益計算書は図４－２のように作成される。

図４－２　ケース１の貸借対照表と損益計算書（契約時点の予想に基づいて負債を計上）

PL_1

負債繰入	100	保険料	100

BS_1

Cash	100	負債	100

PL_2

保険金	150	保険料	100
		負債戻入	100

ケース２として､決算時点の最新の予想に基づいて１年目期末に負債を計上することを考える。ここでは１年目期末時点では２年目期末に保険金150を支払うと予想し、１年目期末では負債50（＝保険金150－保険料100）を計上する。その結果、１年目期末の貸借対照表、１年目と２年目の損益計算書は図４－３のように作成される。

図４－３　ケース２の貸借対照表と損益計算書（決算時点の予想に基づいて負債を計上）

PL_1

負債繰入	50	保険料	100

BS_1

Cash	100	負債	50
		純資産	50

PL_2

保険金	150	保険料	100
		負債戻入	50

ケース３として、決算時点の最新の予想に基づいて保険期間全体の利益を予想し、その利益が保険期間を通じて平準化されるような形で１年目期末に負債を計上することを考える。ここではケース２と同様に、１年目期末時点では２年目期末に保険金150を支払うと予想し、保険期間を通じた利益合計は50になると予想する。その場合、１年目と２年目の利益がそれぞれ等しく25になるように、ケース２で計上されていた負債に追加して利益を25繰り延べるための負債を計上する。その結果、１年目期末の貸借対照表、１年目と２年目の損益計算書は図４－４のように作成される。

図４－４　ケース３の貸借対照表と損益計算書（決算時点の予想に基づいて利益を平準化）

PL_1

負債繰入	75	保険料	100

BS_1

Cash	100	負債	75
		純資産	25

PL_2

保険金	150	保険料	100
		負債戻入	75

上記のいずれのケースでも保険期間を通じた利益の合計は「保険料合計－保険金合計＝50」で同額となり、１年目期末時点の負債の水準と利益認識のタイミングがトレードオフの関係にあることが確認できる。それぞれのケースの結果をまとめると表４－１の通りである。

表４－１　各ケースの結果の比較

	ケース1(≒業法会計)	ケース3(≒IFRS第17号)	ケース2(≒ESR規制)
目的	支払能力の確保による 契約者保護	投資意思決定に資する 情報提供	支払能力の確保による 契約者保護
測定方法	ロックイン方式	ロックフリー方式	ロックフリー方式
BS_1の負債	100 (= 200 - 100)	75 (=150 - 100 + 50 ÷ 2)	50 (= 150 - 100)
PL_1の利益	0	25	50
PL_2の利益	50	25	0
利益の考え方	支払能力確保を前提とし、保守的な負債残高の減少に応じた利益認識 （監督会計）	適切な期間損益の測定を目的とした平準的な利益認識 （一般会計）	契約時を含む毎期の経済価値ベースの負債に基づいて一時点で利益認識 （経済価値規制）

ケース１では１年目期末時点で最も保守的な水準の負債を計上することとなり、仮に１年目期末時点で将来支払う保険金が契約時点の予想よりも少ないと見積ることが可能な場合であっても、最新の予想を反映せずに、契約時点の収支相等の原則に基づく保守的な予想に基づいた負債を計上している。業法会計の考え方を簡便的に示したもので、ロックイン方式による負債測定に基づいた利益認識となっており、利益認識のタイミングはこの中では最も遅い。ケース２では１年目期末時点で計上する負債残高は最も小さくなっており、毎決算期の最新の予想に基づいた負債を計上している。ESR規制における会計の考え方を簡便的に示したもので、ロックフリー方式による負債測定に基づいた利益の即時認識となっており、利益認識のタイミングはこの中では最も早い。ケース３ではケース１とケース２の中間となるような１年目期末時点での負債の水準、利益認識のタイミングとなっており、適切な期間損益の測定を目的としたIFRS第17号の考え方を簡便的に示したものとなっている。

より具体的な保険商品における計算例を検討するために、以下のような契約モデルと計算前提を設定する。業法会計における責任準備金とIFRS第17号における保険負債の推移は図４－５のようになる。なお、計算結果の詳細は【付録】参照。

［契約モデル］

・保険商品：終身保険（保険料年払）

・保険金額：10,000,000円

・契約情報：男性、40歳加入、70歳払込満了

［保険料および責任準備金の計算前提］

・予定死亡率：保険料計算用、責任準備金計算用ともに生保標準生命表2018

・予 定 利 率：保険料計算用0.50%、責任準備金計算用0.25%

・予定事業費：新契約費 α：0.02（保険金比例）

：新契約費 β：0.03（保険料比例）

：新契約費 γ：0.002（保険金比例）

・解 約 控 除：$\mathrm{Max}(0.75\times\alpha\times(10-t)/10,\ 0)$（ t は経過年数）

・責任準備金の計算方式：平準純保険料式責任準備金

［計算前提］

・実際死亡率：予定死亡率 $\times\ \mathrm{Min}(0.5+0.05\times t,\ 0.8)$

・実際解約率：保険料払込期間中0.03、保険料払込満了後0.001

・割引率：フィールドテスト（2024年）のテンプレートの無リスク金利に基づいて計算

・実際事業費：新契約費 200,000円（初年度のみ）、維持費 15,000円（件数比例）

・IFRS第17号におけるRA、ESRにおけるMOCEは簡便のため0とする

・IFRS第17号におけるCSMは保険金額をCUとしてリリース割合を計算して償却する

・予実差、及び、将来における各計算前提の変更については簡便のため考慮しない

図４－５　責任準備金とIFRS第17号における保険負債の残高の推移の比較

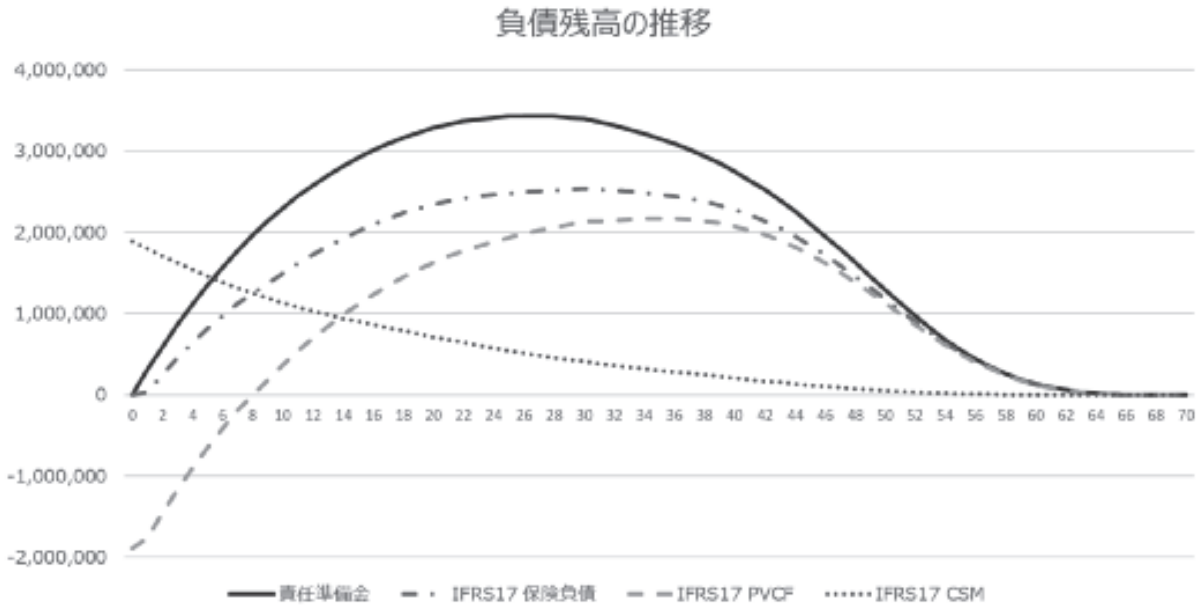

平準純保険料式責任準備金の測定については、保守的な計算前提に基づいて将来のキャッシュ・インフローの現在価値（PVCIF）と将来のキャッシュ・アウトフローの現在価値（PVCOF）を

計算し、両者の差額である将来のキャッシュフローの現在価値（PVCF）を計算するが、純保険料式であるため、事業費に対応する付加保険料部分のCIFと事業費のCOFは計算対象外となる。収支相等の原則によって、平準純保険料式責任準備金は契約時点の負債残高が０となり、その後も保険期間を通じて保守的な計算前提に基づいた高い水準の負債となっていることが確認できる。

一方で、IFRS第17号のPVCFとESR規制の現在推計については、事業費部分も含めた上で、保守性を含まないような計算前提に基づいてPVCIFとPVCOFを計算し、両者の差額であるPVCFを計算する。通常契約時点における経済価値ベースのPVCFは資産サイドに計上されることになる。なお、本来はIFRS第17号では非金融リスクに係るリスク調整（RA）、ESR規制では現在推計を超えるマージン（MOCE）を負債サイドに追加的に計上するが、今回の計算例では両者ともに考慮しないものとしている。また、IFRS第17号では、契約時点における資産残高が0となるように、PVCF＋RAと同額の契約上のサービス・マージン（CSM）を負債サイドで計上し、それを毎決算期に規則的に償却する必要がある。CSMの償却に使用されるドライバーをカバー単位（CU）と呼び、今回の計算例では保険金額をCUとして毎期のCSMの償却割合を計算しており、契約時点で認識した将来に見込まれる利益の現在価値であるCSMを規則的に毎期償却している。

今回の計算前提はIFRS第17号、ESR規制で同じものを用いており、RAとMOCEをそれぞれ０としているため、ESR規制における保険負債の残高はIFRS第17号のPVCFと同額となる。その結果、業法会計、IFRS第17号、ESRの順に負債残高の水準は小さくなっており、表４－１と整合した結果になっていることが確認できる。

２．保険会社における統合的リスク管理の概要と評価の比較可能性、各社の取り組み

リスク管理高度化に資する会計を考えるに当たって、保険会社における統合的リスク管理（ERM）の概要について確認する。「保険検査マニュアル」（2017年 金融庁）の統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリストによると、ERMは「保険会社の直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、保険会社の自己資本等と比較・対照し、さらに、保険引受や保険料率設定などフロー面を含めた事業全体としてリスクをコントロールする、自己管理型のリスク管理を行うこと」とされている。また、「保険ERM経営の理論と実践」（2014年ERM経営研究会）では、ERMをリスク管理の側面でのみ捉えるのではなく、経営の要素も加味した上で、ERM経営を「各社の経営理念・ミッションなどを前提として、とるべきリスクと許容しうる損失を定め、健全性を確保しつつ収益性の維持向上を図り、企業価値の継続的な拡大を目指す経営」と定義している。

ERMを実施するためにはリスク量・自己資本（健全性）・リターン（収益性）のバランスが重要であり、それぞれの比率を取った、健全性指標であるESR（Economic Solvency Ratio）、資本効率の指標であるROE（Return on Equity）、リスク効率の指標であるROR（Return on Risk）の３つの代表的な指標が存在する。３つの指標は「ROE ＝ ROR ÷ ESR」といった関係式で結び付けられ、規制の観点ではESRが重視される一方で、株主からはROEが重視されることになるため、ERMの観点では特にRORの向上が必要不可欠となる。ESR規制の導入に伴って、ERMの高度化が促進されることが期待されており、健全性の向上だけではなく、資本を有効活用することでリターンを向上し、経営基盤を安定させることが求められている。

図４－６　ERMの概念図

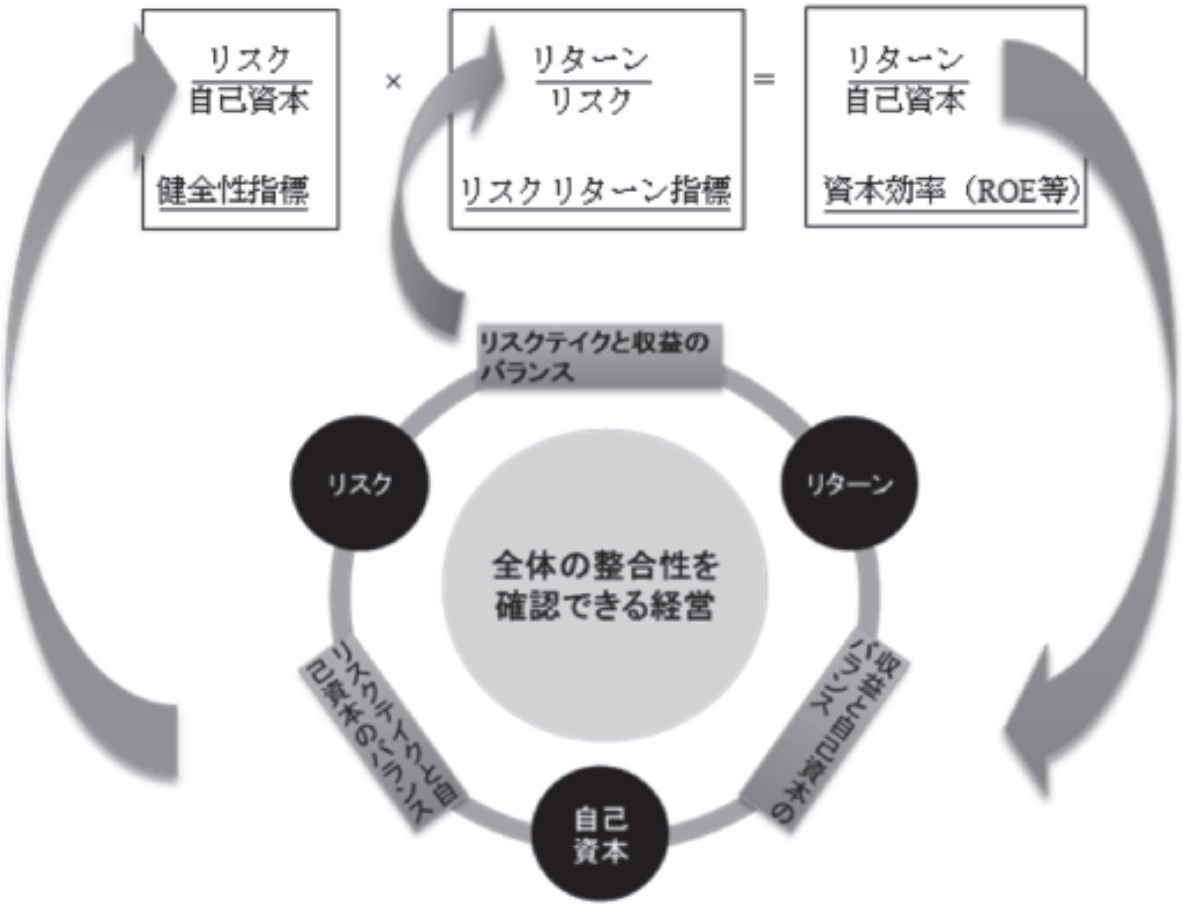

（出典：「保険会社におけるリスクとソルベンシーの自己評価に関する報告書（ORSAレポート）及び統合的リスク管理（ERM）態勢ヒアリングに基づくERM評価の結果概要について」（2016年 金融庁）

2016年には金融庁による保険会社（対象は保険持株会社８社、生命保険会社25社、損害保険会社23社）のERM評価の結果が公表されており、各社のリスクとソルベンシーの自己評価に関する報告書（ORSAレポート）、ERMヒアリングに基づいてERM評価が実施されている。評価目線を作成した上で、「リスク文化とリスクガバナンス」、「リスクコントロールと資本の十分性」、「リスクプロファイルとリスクの測定」及び「経営への活用」といった項目を検証し、ERMに関す

る態勢が整備されているか、ERMの考え方が保険会社内に浸透しているかといった観点で確認が行われている。ERMを健全性の観点でのみ活用するのではなく、収益性の観点でも活用し、経営全体に活かしていけるようなリスク文化の醸成、ガバナンスの構築が求められており、ERM評価の実施、ESR規制の導入に伴って、更なるERM高度化が促進されていくことが期待される。

図４－７　ERM評価の結果の概要

評価レベル	健全性面		収益性面
レベル5	資本がリスクを十分上回っており、かつ健全性を確保する強固な態勢を保有している。		健全性を確保した上で、収益性を向上させる先進的な取組みが定着している。
レベル4	資本がリスクを十分上回り、健全性を確保する態勢を保有しているものの、強固な態勢とまではいえない。 又は 健全性を確保する強固な態勢を保有し、一定程度健全性を確保しているものの、十分な健全性を確保しているとはいえない。		健全性を確保した上で、収益性を向上させる先進的な取組みを導入している。
レベル3	一定程度健全性を確保し、かつ健全性を確保する態勢を保有している。	＋	健全性を確保した上で、収益性を向上させる先進的な取組みを検討中。
レベル2	一定程度健全性を確保しているものの、健全性を確保する態勢が弱い。 又は 健全性に課題があるものの、健全性を確保する態勢を保有している。		健全性を確保した上で、収益性を向上させる取組みは、将来の課題として認識。
レベル1	健全性に課題があり、また健全性を確保するシステムが弱い。		課題認識なし。

健全性面及び収益性面の総合評価

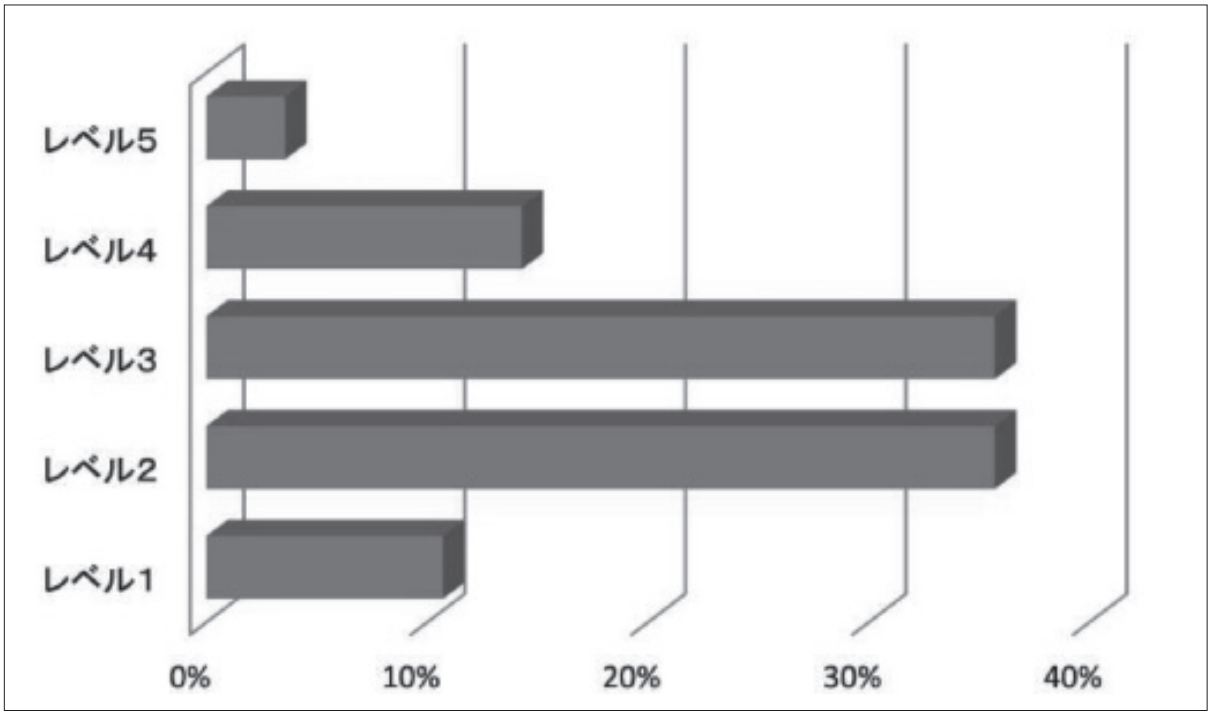

（出典：「保険会社におけるリスクとソルベンシーの自己評価に関する報告書（ORSAレポート）及び統合的リスク管理（ERM）態勢ヒアリングに基づくERM評価の結果概要について」（2016年 金融庁）

近年では内部管理用のESRに関する個社別開示も増えてきているが、開示の粒度については三者三様の状態となっている。2024年10月31日に金融庁から公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制（第３の柱）に関する告示案」における主な定量的開示事項として、ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及びその構成、所要資本の額及びその構成、経済価値ベースのバランスシート、感応度分析、変動要因分析等が挙げられており、ESR規制導入後は各社のESR、ROE、RORといった指標やリスクアペタイトに関する比較が期待される。経済価値ベースでリスク量の内訳を開示している保険会社は現時点ではそれほど多くないが、ここでは各社の保険リスクと市場リスクに対するリスクアペタイトについて簡単に比較することを試み、ソニー生命、かんぽ生命、T&Dホールディングスについて取り扱うこととする。

表４－２　生命保険会社のESR、リスク量の比較（基準日：2024年３月末）

（億円）

	ソニー生命	かんぽ生命	T&D HD
ターゲットESR	165～235%	150～220%	133～235%
ESR	187%	206%	239%
適格資本	20,139	43,400	39,716
所要資本	10,771	21,100	16,609
リスク量（分散効果反映前）	13,818		22,126
保険リスク	54%	32%	39%
市場リスク	37%	63%	57%
その他リスク	9%	5%	4%
分散効果	-3,047		-5,517

（出典：各社ディスクロージャー資料より筆者作成）

各社共通している点として、ERMのフレームワークに基づいて、企業価値の向上を実現するために、リスク・資本・リターンのバランスを踏まえた一体的な管理を行っている。また、リスクアペタイトの方針を事前に定めており、保険リスク、市場リスク等のリスク区分ごとにリスクテイクの方針、リスク管理の方針を定めている。

ソニー生命においては、保険引受リスクを積極的に引き受け、市場リスクをできる限り削減する方針となっており、３社を比較すると市場リスクの水準は最も低くなっている。商品ミックスを大きく変更しており、低金利環境への対応として、資本負荷の高い終身保険等の販売を抑制し、資本負荷の低い貯蓄性商品（変額個人年金）や保障性商品（定期保険、収入保障保険、変額定期保険）の販売へシフトしてきた。また、負債特性に見合った資産運用として、残存期間10年超の超長期の国債への投資を主体とした保守的な運用方針を続けているが、足元の金利上昇によってESRが対前年比で30%減少しており、デュレーションギャップに伴う金利感応度が今後の課題となっている。

図４－８　ソニー生命における資産構成とESR感応度

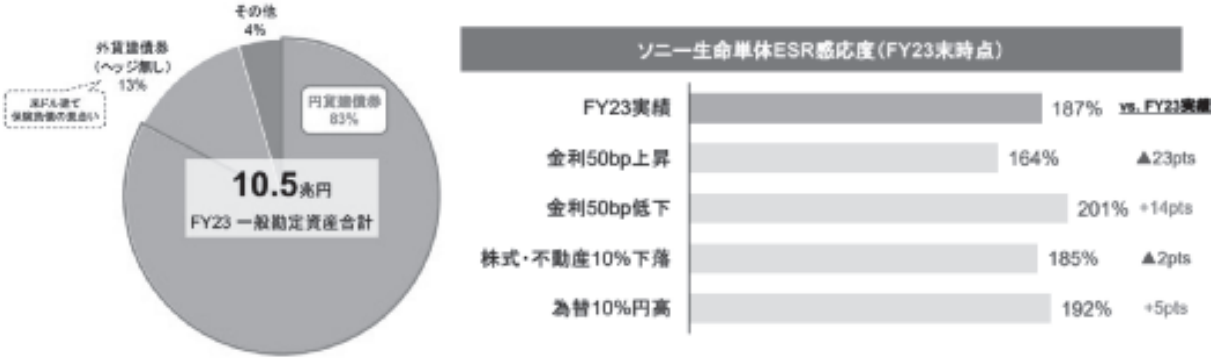

（出典：「事業説明会 2024 金融分野（説明資料）」（2024年 ソニーフィナンシャルグループ）

かんぽ生命においては、資産と負債のマッチングを推進することを基本としているが、国内株式、外国債券を中心とした収益追求資産については段階的な拡大を進めており、ソニー生命と比較すると市場リスクの占率は高く、株式･不動産価値の下落がESRに与えるインパクトは大きい。保険引受リスクの占率を高めていくことは目指しつつも、株式、インフラエクイティ、国内不動産への投資を積み上げていくことを想定しており、ERMのフレームワークの下で資産運用リスクを一定程度リスクテイクする方針となっている。また、かんぽ生命の旧区分（独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構から受再している簡易生命保険契約）の終身年金契約はデュレーションが長く、負債コスト･契約者配当比率が高いため、収益性が低く、ESRの向上を阻害する契約ブロックとなっている。そのため、当該ブロックに対して金利スワップ、再再保険を活用してリスク量の削減を行う動きも見られている。

図４－９　かんぽ生命における資産構成とESR感応度

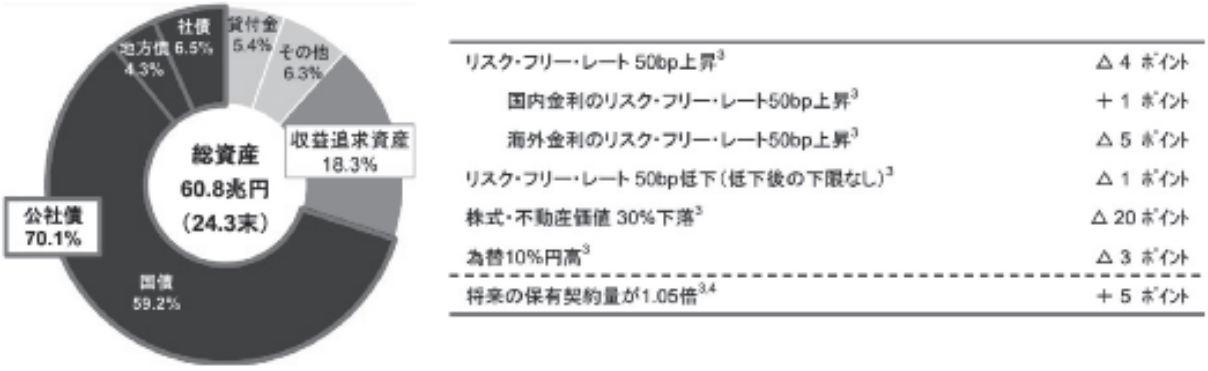

（出典：「2024年3月期 決算・経営方針説明会資料」（2024年 かんぽ生命）

T&Dホールディングスにおいては、2026年３月末に向けて金利リスク、株式リスクを引き続き削減して保険引受リスクの占率を増やしていくとともに、一部をオルタナティブ資産に投資することで、リスク対比リターンの向上を目指している。金利リスクについては金利マッチング比

率（＝（資産デュレーション×資産現在価値）÷（負債デュレーション×負債現在価値））を用いてモニタリングしており、資産・負債のキャッシュフローのマッチングを推進して金利リスクの削減に努めている。

図４－10　T&Dホールディングスにおける資産構成とESR感応度、及び、金利リスクの削減動向

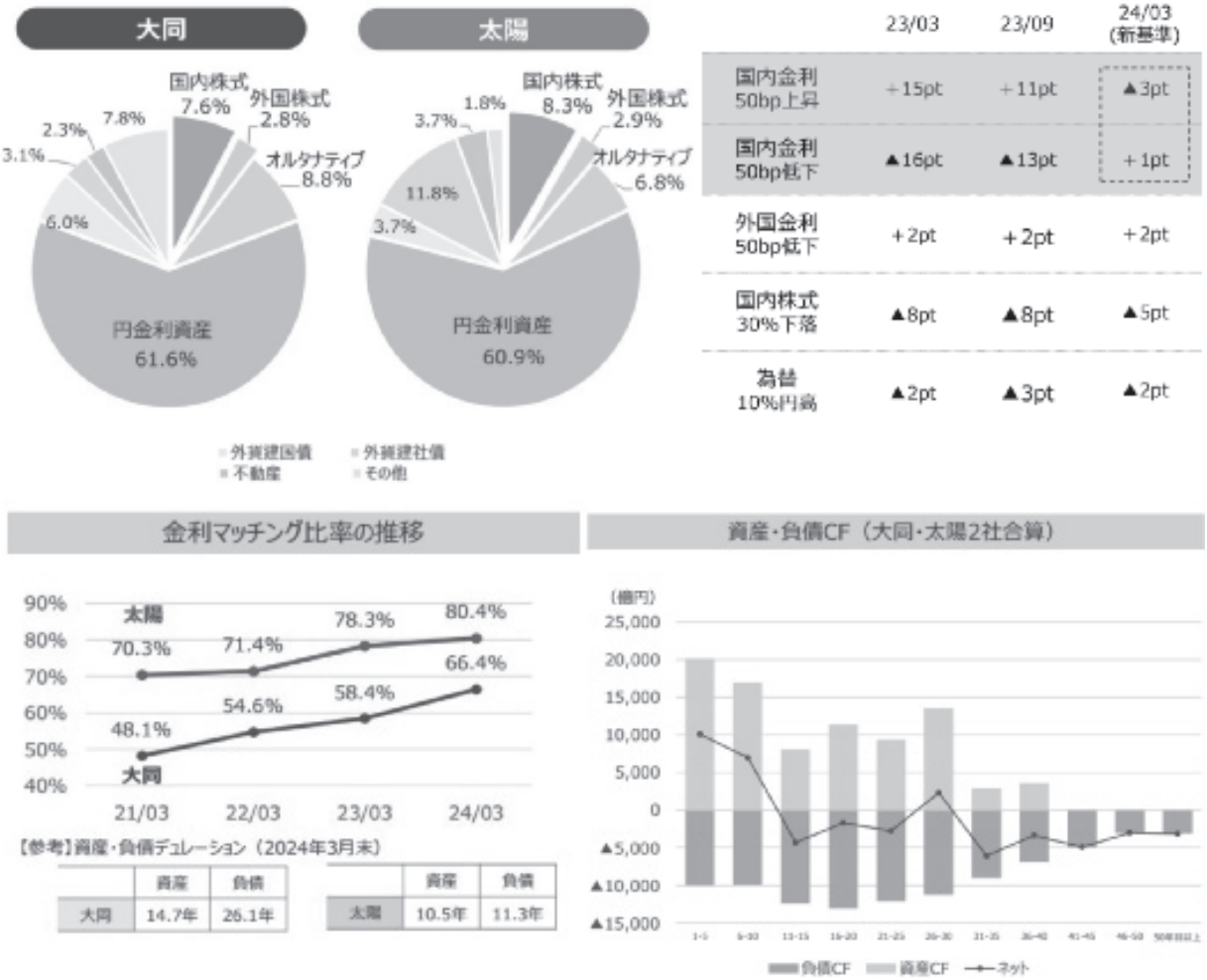

（出典：「2024年3月期IR説明会資料」（2024年 T&Dホールディングス）

３．経済価値測定に対する会計上の見積りの監査

2024年11月６日に日本公認会計士協会から業種別委員会実務指針「経済価値ベースのソルベンシー規制に基づく 経済価値バランスシートに係る監査上の取扱い」（公開草案）が公表されている。その中で、監査対象は経済価値ベースのバランスシート及びその注記とする旨が記載されており、特別目的の財務報告の枠組み、かつ、準拠性の枠組みでの監査が実施されることとなっている。また、監査基準報告書（監基報）全体が適用されることになっており、実施する監査手続の考え方は財務諸表監査から変更されるものではないが、特に業法会計の保険負債と比較すると経済価値の保険負債には会計上の見積りが多分に含まれることから、監基報540「会計上の見積

りの監査」に沿った手続が重要となる。

会計上の見積りの監査では、① 会計上の見積りのプロセスを理解する、② 会計上の見積りの構成要素（データ、仮定、見積手法）を識別する、③ 会計上の見積りの構成要素ごとに不確実性・複雑性・主観性に基づいてリスクを識別・評価する、④ リスク対応手続を立案・実施する、といったプロセスで監査を実施することが求められている。ここで、業法会計における保険料積立金とESR規制における現在推計の場合で見積りの構成要素を比較すると以下の通りである。なお、後述するように、算出方法書に従った仮定や見積手法で計算される保険料積立金については見積りの要素は限定的で、会計上の見積りの対象ではないと判断することもあるが、ここでは両者を比較するため、会計上の見積りの対象とした場合の検討を行うものとする。

表４－３　業法会計における保険料積立金とESR規制における現在推計の見積りの構成要素の比較

	保険料積立金	現在推計
データ	保有データ（商品コード、契約日、年齢、性別、保険期間、保険料払込期間・方法、等）	保有データ（商品コード、契約日、年齢、性別、保険期間、保険料払込期間・方法、等）
		異動データ（仮定を作成するためのデータ）
		支払データ（仮定を作成するためのデータ）
		実績事業費データ（仮定を作成するためのデータ）
仮定	算出方法書に従った死亡率、発生率、解約率、事業費、金利、等	自社経験、市場環境を踏まえて設定する死亡率、発生率、解約率、事業費、金利、等
見積手法	算出方法書に従った平準純保険料式責任準備金の計算式	経済価値ベースのソルベンシー規制（第１の柱）に関する告示案の要求事項を満たすように各社が独自に開発した保険数理モデル

業法会計における保険料積立金、ESR規制における現在推計の計算の正確性に対する監査手続として、最小の計算単位における保険料積立金、現在推計を監査人が利用する保険数理の専門家（アクチュアリー）がサンプルベースで独立再計算を行うことが一般的となっている。なお、独立再計算で使用するデータは「監査証拠として利用する情報」に該当し、監基報500「監査証拠」に基づいて適合性と信頼性を評価することが求められる。

保険料積立金の仮定、見積手法は保険料及び責任準備金の算出方法書に基づいていることが一般的であり、金融庁による認可を得ている算出方法書や標準生命表については個別の妥当性の検証は不要で、これらが適切に適用されているか否かが監査上のポイントとなるため、見積りの要素は極めて限定的である。したがって、保険料積立金の正確性と網羅性を検証する監査手続の一例として、保有データの正確性と網羅性を別途検証した上で、保険料積立金の明細データに対してサンプルベースで独立再計算することで正確性を検証し、件数や契約高の合計値が保有データと一致することを確認して網羅性を検証することが考えられる。

一方で、現在推計の仮定、見積手法は各保険会社の責任による判断やベスト・エスティメイトに基づくものであるため、その適用だけでなく、仮定、見積手法自体について、それぞれ適切性を検証することが求められる。仮定については、死亡率、発生率、解約率、事業費等それぞれの

作成プロセスを理解して、最終的に現在推計の計算に使用される数値が妥当であるかを確認することになるが、エキスパートジャッジメントが多数存在しており、検証は難解、かつ、非常に多くのリソースが必要となってくる。また、見積手法についても保険料積立金より複雑になることが一般的であり、保険数理モデルに関する文書化が十分な状態でない場合なども存在するため、独立再計算の負担も非常に大きい。そして、仮定を作成するためのデータが大幅に増加することに伴って、各データの信頼性の検証が追加されるため、保険料積立金の監査と比較すると監査の難易度、業務負担は著しく増加する。

このように、経済価値測定では仮定を自社で作成することに起因して、プロセスやデータが複雑かつ膨大となるほか、保険数理上のエキスパートジャッジメントも多数介在することになるため、アクチュアリーの関与度合いが必然的に大きくなることが想定される。また、監査人とアクチュアリーの連携も重要となり、それぞれの役割と責任を明確にしながら両者で適切に協調していくことが必須となる。なお、データ検証についてはこれまで監査上アクチュアリーが深く関与する領域ではなかったが、経済価値測定においては、一部のデータは単独で適合性や信頼性を評価できるものではなく、そのデータの作成プロセスや後続での利用方法を合わせて評価することが求められる。仮定を作成するために使用する基礎データや現在推計を計算するために使用する保有データなど、データの中でもどのデータ要素（カラム）を後続のプロセスで利用するかを明確にした上で、監査手続を適切に設計しなければならない。

４．リスク管理高度化に資する会計

長期の保険期間を前提としている生命保険契約では長期的な視点での損益を重視しているのに対して、会計基準では特定の区切られた会計期間（通常１年間）の期間損益の測定を行うことを求めており、そこには様々な実務上の困難が存在する。特に、支払能力の確保による契約者保護を目的とした業法会計では保険契約の収益性を正しく表現することは困難であり、また、リスク管理の観点でも資産と負債の間で会計上のミスマッチを引き起こしており、業法会計を用いたリスク管理の高度化は不可能と考えられる。「リスク管理高度化に資する会計」を裏返して表現すると「リスク管理高度化を阻害しない会計」となり、ERMの観点で考えるとESR規制における経済価値ベースのバランスシートと整合的な会計ということになり、少なくとも経済価値測定の要素を組み込むことが必要になるだろう。特にリスク管理の観点では貸借対照表を重視することになり、経済環境の変動を貸借対照表上で捕捉できるような制度設計は必要不可欠である。一方で、会計の観点で考えると貸借対照表に加えて損益計算書も重視することになり、他の取引との整合性の観点も考えると、サービスの提供に応じた収益認識、保険サービスと投資サービスの分離といった要素が求められ、IFRS第17号の考え方がリスク管理高度化を阻害しない会計の代表例になる。

一方で会計基準としてIFRS第17号は非常に複雑かつ難解なものであり、経済価値ベースの利益情報は利害関係者の意思決定に有用であるが、我が国の一般会計のルールとして完全にコンバージェンスするかについては議論の余地が残る。ESR規制とは異なり、一般目的の枠組みの場合の想定利用者は広範囲にわたり、適正表示の枠組みでは追加的な開示規定が要求される。また、貸借対照表を重視するESR規制と、貸借対照表に加えて損益計算書も重視する一般会計では監査上の重要性（監査で発見された虚偽表示が財務諸表の想定利用者の経済的意思決定に重要な影響を与えるか否かの判断基準）の考え方にも差異が出ると考えられる。資本取引を除けば、損益計算書は貸借対照表における純資産の変動要因分析の結果と捉えることも可能であるが、保険契約は保険サービスと投資サービスが密接に関連したものとなっており、金融変数および非金融変数の変動の影響を同時に受けることになるため、IFRS第17号で要求されている保険サービス損益、保険金融損益をそれぞれ計算するための実務負荷は非常に大きい。ESR規制導入後はリスク管理高度化に資する会計基準の構築が期待されるが、我が国における保険事業の環境、会計数値の作成と監査の実務負荷を踏まえた上で、経済価値測定の要素を組み込んだ一般会計のルール作りが求められている。

【付録】

表４－４　図４－５に関する脱退モデルの計算結果

Year	l_b	qd	qw	d	w	l_e
2023						1.00000
2024	1.00000	0.00059	0.03000	0.00059	0.02998	0.96943
2025	0.96943	0.00071	0.03000	0.00069	0.02906	0.93968
2026	0.93968	0.00084	0.03000	0.00079	0.02817	0.91072
2027	0.91072	0.00098	0.03000	0.00089	0.02729	0.88253
2028	0.88253	0.00114	0.03000	0.00101	0.02645	0.85508
2029	0.85508	0.00133	0.03000	0.00114	0.02562	0.82833
2030	0.82833	0.00155	0.03000	0.00129	0.02481	0.80223
2031	0.80223	0.00171	0.03000	0.00137	0.02403	0.77683
2032	0.77683	0.00189	0.03000	0.00147	0.02326	0.75210
2033	0.75210	0.00207	0.03000	0.00156	0.02252	0.72803
2034	0.72803	0.00228	0.03000	0.00166	0.02179	0.70458
2035	0.70458	0.00249	0.03000	0.00175	0.02108	0.68174
2036	0.68174	0.00270	0.03000	0.00184	0.02040	0.65950
2037	0.65950	0.00291	0.03000	0.00192	0.01973	0.63786
2038	0.63786	0.00313	0.03000	0.00200	0.01908	0.61679
2039	0.61679	0.00338	0.03000	0.00208	0.01844	0.59626
2040	0.59626	0.00366	0.03000	0.00218	0.01782	0.57626
2041	0.57626	0.00400	0.03000	0.00231	0.01722	0.55673
2042	0.55673	0.00437	0.03000	0.00243	0.01663	0.53767
2043	0.53767	0.00478	0.03000	0.00257	0.01605	0.51905
2044	0.51905	0.00522	0.03000	0.00271	0.01549	0.50085
2045	0.50085	0.00573	0.03000	0.00287	0.01494	0.48304
2046	0.48304	0.00628	0.03000	0.00303	0.01440	0.46561
2047	0.46561	0.00686	0.03000	0.00320	0.01387	0.44854
2048	0.44854	0.00748	0.03000	0.00336	0.01336	0.43183
2049	0.43183	0.00812	0.03000	0.00351	0.01285	0.41547
2050	0.41547	0.00880	0.03000	0.00366	0.01235	0.39946
2051	0.39946	0.00952	0.03000	0.00380	0.01187	0.38379
2052	0.38379	0.01034	0.03000	0.00397	0.01139	0.36843
2053	0.36843	0.01126	0.03000	0.00415	0.01093	0.35335
2054	0.35335	0.01235	0.00100	0.00436	0.00035	0.34864
2055	0.34864	0.01362	0.00100	0.00475	0.00034	0.34354
2056	0.34354	0.01509	0.00100	0.00518	0.00034	0.33802
2057	0.33802	0.01679	0.00100	0.00568	0.00033	0.33201
2058	0.33201	0.01877	0.00100	0.00623	0.00033	0.32546
2059	0.32546	0.02110	0.00100	0.00687	0.00032	0.31827
2060	0.31827	0.02382	0.00100	0.00758	0.00031	0.31038
2061	0.31038	0.02705	0.00100	0.00840	0.00030	0.30168
2062	0.30168	0.03082	0.00100	0.00930	0.00029	0.29209
2063	0.29209	0.03517	0.00100	0.01027	0.00028	0.28154
2064	0.28154	0.04005	0.00100	0.01127	0.00027	0.26999
2065	0.26999	0.04538	0.00100	0.01225	0.00026	0.25748
2066	0.25748	0.05122	0.00100	0.01319	0.00024	0.24405
2067	0.24405	0.05788	0.00100	0.01413	0.00023	0.22969
2068	0.22969	0.06542	0.00100	0.01503	0.00021	0.21445
2069	0.21445	0.07340	0.00100	0.01574	0.00020	0.19851
2070	0.19851	0.08215	0.00100	0.01631	0.00018	0.18202
2071	0.18202	0.09173	0.00100	0.01670	0.00017	0.16516
2072	0.16516	0.10220	0.00100	0.01688	0.00015	0.14813
2073	0.14813	0.11363	0.00100	0.01683	0.00013	0.13117
2074	0.13117	0.12606	0.00100	0.01654	0.00011	0.11452
2075	0.11452	0.13962	0.00100	0.01599	0.00010	0.09843
2076	0.09843	0.15432	0.00100	0.01519	0.00009	0.08316
2077	0.08316	0.17023	0.00100	0.01416	0.00007	0.06893
2078	0.06893	0.18741	0.00100	0.01292	0.00006	0.05596
2079	0.05596	0.20591	0.00100	0.01152	0.00004	0.04439
2080	0.04439	0.22578	0.00100	0.01002	0.00003	0.03433
2081	0.03433	0.24702	0.00100	0.00848	0.00003	0.02583
2082	0.02583	0.26966	0.00100	0.00696	0.00002	0.01884
2083	0.01884	0.29368	0.00100	0.00553	0.00001	0.01330
2084	0.01330	0.31905	0.00100	0.00424	0.00001	0.00904
2085	0.00904	0.34568	0.00100	0.00313	0.00001	0.00591
2086	0.00591	0.37349	0.00100	0.00221	0.00000	0.00370
2087	0.00370	0.40234	0.00100	0.00149	0.00000	0.00221
2088	0.00221	0.43205	0.00100	0.00095	0.00000	0.00125
2089	0.00125	0.46240	0.00100	0.00058	0.00000	0.00067
2090	0.00067	0.49314	0.00100	0.00033	0.00000	0.00034
2091	0.00034	0.52395	0.00100	0.00018	0.00000	0.00016
2092	0.00016	0.55451	0.00100	0.00009	0.00000	0.00007
2093	0.00007	1.00000	0.00100	0.00007	0.00000	0.00000

表４－５　図４－５に関するCF及びPVCFの計算結果

Year	CIF_P	COF_D	COF_W	COF_E	PVCIF_P	PVCOF_D	PVCOF_W	PVCOF_E
2023					6,149,580	1,856,361	1,890,204	509,615
2024	349,129	5,900	4,769	215,000	5,792,794	1,850,017	1,885,662	294,227
2025	338,456	6,878	13,628	14,541	5,454,996	1,842,494	1,871,473	279,719
2026	328,069	7,893	21,959	14,095	5,125,389	1,838,826	1,854,515	265,544
2027	317,960	8,939	29,785	13,661	4,820,427	1,836,537	1,832,040	252,564
2028	308,118	10,070	37,123	13,238	4,530,383	1,832,993	1,801,743	240,285
2029	298,534	11,351	43,989	12,826	4,247,944	1,831,965	1,768,281	228,324
2030	289,193	12,856	50,394	12,425	3,982,458	1,834,357	1,733,003	217,192
2031	280,082	13,734	56,356	12,033	3,734,954	1,831,609	1,687,067	206,964
2032	271,215	14,667	61,891	11,652	3,485,265	1,828,697	1,635,959	196,525
2033	262,581	15,584	67,018	11,282	3,244,066	1,832,627	1,586,360	186,472
2034	254,176	16,599	71,422	10,920	3,023,084	1,842,707	1,537,878	177,501
2035	245,989	17,530	75,473	10,569	2,819,149	1,857,034	1,488,650	169,460
2036	238,015	18,380	79,186	10,226	2,627,456	1,874,060	1,437,292	162,092
2037	230,253	19,205	82,578	9,893	2,444,531	1,892,381	1,382,735	155,204
2038	222,695	19,952	85,665	9,568	2,267,795	1,910,871	1,324,224	148,649
2039	215,338	20,823	88,457	9,252	2,095,425	1,928,753	1,261,512	142,315
2040	208,173	21,847	90,960	8,944	1,926,569	1,945,325	1,194,491	136,150
2041	201,188	23,050	93,181	8,644	1,760,667	1,959,800	1,123,089	130,113
2042	194,371	24,318	95,131	8,351	1,597,270	1,971,431	1,047,260	124,170
2043	187,717	25,679	96,818	8,065	1,436,021	1,979,662	967,154	118,285
2044	181,216	27,115	98,250	7,786	1,276,869	1,985,117	883,505	112,443
2045	174,861	28,689	99,435	7,513	1,120,527	1,988,520	797,015	106,693
2046	168,644	30,335	100,380	7,246	967,599	1,990,543	708,216	101,090
2047	162,557	31,959	101,097	6,984	818,425	1,991,871	617,499	95,670
2048	156,598	33,551	101,596	6,728	673,142	1,993,168	525,140	90,462
2049	150,764	35,064	101,889	6,477	531,731	1,995,147	431,309	85,489
2050	145,053	36,561	101,987	6,232	394,040	1,998,512	336,082	80,766
2051	139,464	38,029	101,899	5,992	259,802	2,004,084	239,429	76,309
2052	133,992	39,668	101,628	5,757	128,629	2,012,648	141,211	72,132
2053	128,629	41,500	101,177	5,526	0	2,024,776	41,131	68,254
2054	0	43,646	3,243	5,300	0	2,039,479	39,013	64,681
2055	0	47,470	3,208	5,230	0	2,054,178	36,932	61,217
2056	0	51,834	3,168	5,153	0	2,067,599	34,874	57,828
2057	0	56,761	3,123	5,070	0	2,078,556	32,829	54,491
2058	0	62,312	3,072	4,980	0	2,085,872	30,792	51,191
2059	0	68,658	3,014	4,882	0	2,088,244	28,764	47,920
2060	0	75,825	2,949	4,774	0	2,084,362	26,744	44,676
2061	0	83,951	2,876	4,656	0	2,072,776	24,737	41,461
2062	0	92,991	2,793	4,525	0	2,052,076	22,751	38,281
2063	0	102,722	2,700	4,381	0	2,021,058	20,793	35,146
2064	0	112,750	2,597	4,223	0	1,978,914	18,874	32,067
2065	0	122,533	2,483	4,050	0	1,925,383	17,003	29,060
2066	0	131,871	2,359	3,862	0	1,860,423	15,193	26,140
2067	0	141,256	2,226	3,661	0	1,783,495	13,455	23,322
2068	0	150,256	2,083	3,445	0	1,694,495	11,801	20,624
2069	0	157,409	1,932	3,217	0	1,594,846	10,241	18,064
2070	0	163,083	1,775	2,978	0	1,485,647	8,786	15,656
2071	0	166,966	1,614	2,730	0	1,368,371	7,443	13,414
2072	0	168,795	1,450	2,477	0	1,244,824	6,220	11,350
2073	0	168,327	1,286	2,222	0	1,117,136	5,120	9,474
2074	0	165,378	1,125	1,968	0	987,712	4,147	7,791
2075	0	159,893	968	1,718	0	859,108	3,299	6,304
2076	0	151,896	819	1,476	0	733,956	2,574	5,011
2077	0	141,559	680	1,247	0	614,808	1,967	3,906
2078	0	129,183	553	1,034	0	504,002	1,468	2,981
2079	0	115,222	439	839	0	403,496	1,068	2,223
2080	0	100,223	340	666	0	314,756	756	1,616
2081	0	84,813	256	515	0	238,651	519	1,143
2082	0	69,645	187	387	0	175,407	345	784
2083	0	55,339	132	283	0	124,617	221	521
2084	0	42,421	90	199	0	85,310	136	334
2085	0	31,267	59	136	0	56,092	80	205
2086	0	22,082	37	89	0	35,299	45	121
2087	0	14,888	22	56	0	21,184	24	68
2088	0	9,546	12	33	0	12,079	12	36
2089	0	5,797	7	19	0	6,521	6	18
2090	0	3,320	3	10	0	3,322	2	8
2091	0	1,786	2	5	0	1,594	1	3
2092	0	899	1	2	0	722	0	1
2093	0	722	0	1				

表４－６　図４－５に関する責任準備金及びIFRS第17号における保険負債の計算結果

Year	責任準備金レート	責任準備金	IFRS17 PVCF	IFRS17 CSM	IFRS17 V
2023	0.00000	0	-1,893,399	1,893,399	0
2024	0.03149	305,308	-1,762,888	1,798,045	35,157
2025	0.06300	591,997	-1,461,309	1,708,218	246,908
2026	0.09453	860,869	-1,166,504	1,620,426	453,922
2027	0.12608	1,112,687	-899,286	1,540,190	640,904
2028	0.15766	1,348,093	-655,362	1,464,337	808,974
2029	0.18925	1,567,623	-419,374	1,390,424	971,050
2030	0.22085	1,771,716	-197,906	1,321,739	1,123,833
2031	0.25244	1,961,005	-9,315	1,258,760	1,249,445
2032	0.28401	2,136,070	175,915	1,194,328	1,370,243
2033	0.31559	2,297,549	361,393	1,132,293	1,493,686
2034	0.34715	2,445,925	535,002	1,077,128	1,612,129
2035	0.37872	2,581,868	695,995	1,027,862	1,723,857
2036	0.41031	2,706,020	845,988	982,833	1,828,821
2037	0.44194	2,818,936	985,789	940,810	1,926,598
2038	0.47362	2,921,211	1,115,949	900,838	2,016,787
2039	0.50535	3,013,198	1,237,155	862,214	2,099,368
2040	0.53712	3,095,202	1,349,397	824,593	2,173,990
2041	0.56894	3,167,485	1,452,336	787,732	2,240,068
2042	0.60082	3,230,417	1,545,591	751,402	2,296,993
2043	0.63276	3,284,324	1,629,082	715,380	2,344,462
2044	0.66478	3,329,536	1,704,196	679,568	2,383,764
2045	0.69690	3,366,307	1,771,702	644,299	2,416,001
2046	0.72914	3,394,943	1,832,249	609,916	2,442,165
2047	0.76155	3,415,836	1,886,615	576,667	2,463,283
2048	0.79415	3,429,376	1,935,628	544,738	2,480,366
2049	0.82701	3,435,986	1,980,214	514,268	2,494,481
2050	0.86016	3,436,012	2,021,319	485,368	2,506,686
2051	0.89367	3,429,803	2,060,019	458,138	2,518,157
2052	0.92759	3,417,494	2,097,362	432,677	2,530,039
2053	0.96200	3,399,196	2,134,162	409,099	2,543,260
2054	0.96382	3,360,222	2,143,173	386,968	2,530,140
2055	0.96563	3,317,350	2,152,327	365,565	2,517,892
2056	0.96740	3,270,033	2,160,301	344,671	2,504,971
2057	0.96915	3,217,700	2,165,875	324,136	2,490,011
2058	0.97086	3,159,717	2,167,856	303,868	2,471,724
2059	0.97253	3,096,281	2,164,928	283,819	2,448,747
2060	0.97415	3,023,559	2,155,782	263,972	2,419,754
2061	0.97572	2,943,579	2,138,975	244,345	2,383,320
2062	0.97724	2,854,416	2,113,108	224,976	2,338,085
2063	0.97869	2,755,364	2,076,997	205,930	2,282,927
2064	0.98007	2,646,116	2,029,854	187,284	2,217,139
2065	0.98140	2,526,908	1,971,446	169,128	2,140,574
2066	0.98266	2,398,176	1,901,756	151,554	2,053,310
2067	0.98386	2,259,863	1,820,272	134,662	1,954,934
2068	0.98499	2,112,343	1,726,920	118,557	1,845,477
2069	0.98606	1,957,462	1,623,151	103,338	1,726,489
2070	0.98707	1,796,692	1,510,089	89,095	1,599,184
2071	0.98802	1,631,823	1,389,228	75,907	1,465,135
2072	0.98891	1,464,910	1,262,394	63,837	1,326,231
2073	0.98975	1,298,252	1,131,731	52,931	1,184,662
2074	0.99054	1,134,334	999,650	43,215	1,042,865
2075	0.99127	975,702	868,711	34,693	903,404
2076	0.99196	824,877	741,541	27,343	768,884
2077	0.99260	684,213	620,680	21,121	641,802
2078	0.99319	555,762	508,451	15,962	524,412
2079	0.99374	441,128	406,787	11,777	418,564
2080	0.99426	341,365	317,128	8,465	325,593
2081	0.99473	256,905	240,313	5,914	246,227
2082	0.99516	187,521	176,537	4,005	180,541
2083	0.99556	132,371	125,359	2,622	127,981
2084	0.99593	90,081	85,780	1,654	87,434
2085	0.99627	58,903	56,378	1,003	57,380
2086	0.99657	36,878	35,465	581	36,046
2087	0.99686	22,025	21,276	321	21,597
2088	0.99712	12,500	12,128	168	12,296
2089	0.99737	6,715	6,545	82	6,627
2090	0.99763	3,401	3,333	37	3,370
2091	0.99799	1,618	1,598	14	1,612
2092	0.99875	721	723	3	726
2093	1.00000	0	0	0	0

【参考文献】

⑴　T&Dホールディングス（2024）「2024年３月期IR説明会資料」.
⑵　かんぽ生命（2024）「2024年3月期 決算・経営方針説明会資料」.
⑶　金融庁（2016）「保険会社におけるリスクとソルベンシーの自己評価に関する報告書（ORSAレポート）及び統合的リスク管理（ERM）態勢ヒアリングに基づくERM評価の結果概要について」.
⑷　金融庁（2017）「保険検査マニュアル」.
⑸　金融庁（2024）「経済価値ベースのソルベンシー規制（第１の柱）に関する告示案」.
⑹　金融庁（2024）「経済価値ベースのソルベンシー規制（第３の柱）に関する告示案」.
⑺　公益財団法人 損害保険事業総合研究所（編）（2014）「保険ERM経営の理論と実践」ERM経営研究会.
⑻　ソニーフィナンシャルグループ（2024）「事業説明会 2024 金融分野（説明資料）」.
⑼　日本公認会計士協会（2024）「業種別委員会実務指針「経済価値ベースのソルベンシー規制に基づく経済価値バランスシートに係る監査上の取扱い」（公開草案）.

質疑応答要旨

（質問者）

１点目として、現行のソルベンシー規制が経済価値ソルベンシー規制に全面的に置き換わる過渡期という認識でよいか。

２点目として、裁量の余地が大きいため、標準的なモデルは金融庁から提示され、内部モデルを適用する会社等もあるのか。また、内部モデルを使用する場合には、監査法人の負担が非現実的ではないか。

（発表者）

まず、１点目に関しては、全面的に置き換わることになる。

２点目に関しては、ESRにおいては、標準モデルが主な監査対象となり、内部モデル手法は金融庁からの承認を前提としているため、直接的に見ることは無いという認識である。一方、各アサンプションについて、自社経験等を用いてベストエスティメイトを算出することになる点に関しては、監査法人としても、会計上の見積り同様にチェックしていく必要があると認識している。

（質問者）

保険会計においては、JGAAPとIFRSの齟齬は大きい。特に法人税の元の利益水準が大きく異なる。コンバージェンスの話が進んでいるようにも見えない。業界として、どういう方向性に向かうと考えているか。

（発表者）

税務会計としてJGAAPを変更する予定は無いものと認識している。一方で、財務会計としてはESRのような経済価値ベースの考え方に整合的な会計基準に変更する方が良いと思っている。税金部分等の課題もあり、必ずしも経済価値ベースにすべて置き換えればよいものでは無いと考えている。

（事務局）

現行のJGAAP（ケース１）、IFRS（ケース３）、ESR（ケース２）の比較がなされている。現在の日本では、一般目的の会計と監督目的の会計がケース１で同一であるが、監督目的の会計がケース２として追加されることになる。現在、米国では、一般目的の会計と監督目的の会計がすでに分かれており、２つの目的に応じて制度化されている。日本においては、ケース２が追加され、健全性の会計だけが分かれた状態になる。ケース２が現れた時に、ケース３のようなものが現れるかが問題になると思われる。健全性に関しては分かるようになるので、レポーティングと

して求められるものには、一部見積りの要素を反映させるような形もありえるかもしれない。一方で、税法や配当などを考えた時に、ケース１を残すという誘因も強いように感じている。

（研究員）

税法上の問題は財政の議論なども絡み、障壁は高いと考えているが、この場は、保険会計のあるべき姿を論じる場であると考えている。政治的要因で議論が進まないというのは、一旦除外すべきだと思う。

今回のテーマは「リスク管理高度化に資する会計」であるが、裏返して表現すると「リスク管理高度化を阻害しない会計」と考えることもできる。そうすると、現在のJGAAP上でリスク管理高度化の阻害要因となっていた部分が論点となることが想定される。

リスク管理高度化にもつながるが、リスク調整（RA）とCSMを一つにして取り扱うという考え方があるとされている。IFRSの開発過程において、FASBとIASBで大きく考え方が違ったのが、このマージンの取り扱いである。IASBでは、RAとCSMを分けている。一方でFASBは、コストベネフィットを考慮し、両者を一つにした複合マージンとして扱うことを提案していた。FASBは結局IASBとの協議を離脱し、マージンアプローチから離れてLDTIという基準を採用したが、FASBが一時主張した複合マージンには発表者の話しているような考え方もあった。これを分けるメリットは、投資家に対する情報提供という意義が大きく、リスク管理に資する会計という意味ではバランスシート上でも表示することが良いのではないかと考えている。第５回の発表に向けて、議論をまとめていきたい。

（発表者）

リスク調整に関しては、IFRSと規制（ESR）で整合的かどうかに疑問点がある。規制では、一律に決められる部分があるが、IFRSだと原則ベースで会社に裁量の余地が大きい。投資家に対する情報提供という観点から、規制と同程度のリスク調整を一般会計で積むことは保守的過ぎると考えられる。また、各社で設定していると内容を理解しにくいという懸念も持っている。理解されやすい計算方法を採用することが望ましいと思っている。

（研究員）

IFRSのRAとESRのMOCEは少し考え方が違うと認識している。IFRSのRAは、保険会社がリスクに対して設定する評価額であり、企業主体である。ESRのMOCEは、標準モデルと呼ばれ、各社の特性によらず、一律にリスクを評価するものであり、会社ではなく、市場などにより評価されるものである。ただ、元々の考え方が違うとはいえ、大きな差は生じないものと考えている。

（質問者）

JGAAPの監査上は、今までは１円たりともずれないようにするという方針があった。今回、経済価値で見積りを含めることになるので､今までとは違う方針になると考えている。欧米では、比較的見積りによる差異が生じるものと認識されている。ESRでは、どのぐらいの差異を許容するべきと考えているか。

（発表者）

金額的重要性については目的によって異なるものと考えている。ESRでは財務会計よりも差異が大きく許容されうると考えている。健全性の確保というBSの観点で考えると、ESRに与えるインパクトを踏まえる必要があり、ESRが100%付近の会社については別途議論の余地はあるが、許容される差異の水準が財務会計よりも大きくなることに違和感はない。

逆に、会計上は利益の水準を見る必要があり、負債の水準と比べると金額が圧倒的に小さいため、見積りによる差異が与える影響は大きいと考える。

（出席者コメント）

これまでのJGAAPと呼ばれているものが、一般会計・監督会計・配当規制等の色々な役割を兼ねていた。今回ESRが入ることで監督会計が分離し、JGAAPの在り方がこのままでよいのかという課題意識を持っていると認識している。あるべき姿は「リスクの解放に応じた利益認識」であると思っている。また、会計が複数に分かれる可能性があるが、海外では目的に応じて複数の財務諸表を作成することは当然であり、日本においても検討されるべきとは思っている。

（質問者）

JGAAPにおいてはIFRSとの整合性でIFRS15と同様の基準を収益認識基準として導入している。リースに関しても新リース会計基準の導入が決まっている。保険に関して、JGAAPにIFRS17と同様の基準を入れないのは厳しいのではないか。

（発表者）

ある程度、IFRSとコンバージェンスしていく必要はあると考えている。保険商品はやや特殊であるということに留意しつつも、サービスの提供に応じた収益認識の考え方と整合させることも、模索していく必要があると考える。

（研究員）

表題の「リスク管理高度化に資する会計」の解答はどのように考えているか。

（発表者）

リスク管理の高度化はまずはESR規制への対応を進めていくことによって実現されると考える。このため、ESRと整合的な会計、つまり、つまり経済価値ベースの要素は必要と考える。一方、現行の会計では、リスク管理を行うことが困難である。保険負債の計算方法が、会計上はロックインで、ESR上ではロックフリーとなると両者の最適化が困難である。他にも考慮すべき事情はあると想定しているが、少なくとも経済価値ベースの考え方を会計上も導入することがリスク管理高度化につながると考えている。

（研究員）

了解した。一方で、ESRと同調させるとなった時に程度感も難しいと考えている。リスク管理高度化のみに焦点を絞るのであれば、「リスク管理に情報を与える会計」、より進んで「リスク管理にインセンティブを与える会計」、あるいは「リスク管理が出来る会計」という三者が想定される。どういった意図があるか。

（発表者）

リスク管理が出来るという観点だと、それはESRを指していると考える。ESRはBS重視であり、PLは無い。リスク管理上はESRが最重要であり、会計はこのESRを邪魔しないように作成されるべきと考える。

（研究員）

一方で、JGAAPでのPLという観点では、会社における分配可能利益額が重要な要素であり、株主からのプレッシャーもある。経済価値ベースにすると変動性が大きくなると想定している。

（座長）

大学開催の研究会でも議論にあがった。そもそも会計はリスク管理を阻害するものであり、程度問題である。リスク管理はESRで行い、規制当局が健全性（保守性）を確認するために使用する。会計は、損益を正しく捉え、投資家・税務当局が使用する。このため、「リスク管理高度化に資する会計」は、よりマシな方法程度の解答になっている。現行の保険会計は一般にGAAPと言いつつも、実質的にSAP（法定会計）であり、損益計算も正しく出来ておらず、BS重視の保守的な会計となっている。

（研究員）

現状の日本の保険会計基準では、USGAAPと比較して利益が出るタイミングが遅い。このため、米国の子会社の保険会社では、日本の子会社の利益が遅いことについて、質問をされる。期間損

益が出るタイミングの適正化は必要と考える。一方で、契約者保護とバランスをとる必要があり、難しい。「リスク管理高度化に資する会計」の目指す方向における最低限満たす要件は気になる。期間損益なのか、契約者保護なのか。

（座長）

IAISが2025年度からICSと同等の基準を導入することを要請している。この観点からは、大きな積み残しは無いものと考えている。

（事務局）

ESRにおける課題はある程度解決している。「リスク管理高度化に資する会計」という会計が出来るのではなく、そういう観点からの会計という切り口で見るのが正しいように感じる。経済価値ベースで保険負債の評価が行われることで、経営上でもリスク管理に役立つと考えている。会計は、内部管理目的、外部報告目的、コンバージェンスという観点から議論されている。ここに観点を加えるという形が良いのではないかと考える。特に、ICS、IFRS17やLDTI等が導入された今が日本における保険会計を見直す良いタイミングだと認識している。

ESRに整合的な方がリスク管理に資するという話になっていたと思う。IFRS17の導入の経緯においても、当初は現在のESRのような形も考えられたが、会計上不適切な部分があるため、現状のIFRS17になった。つまり、「リスク管理高度化に資する会計」は会計としては機能しにくいことを意味していると考える。会計とESR、リスク管理は方向性が違うものであると考える。方向性が違うもの同士をどのように取り扱うかという観点から考えると良いのではないかと考える。

（研究員）

会計と経済価値規制が別物ではなく、結びつきがあるものとして捉えるべきと考える。今回のテーマ「リスク管理高度化に資する会計」が大きなものであり、捉えにくい。裏を返して「リスク管理を阻害しない会計」という観点からであれば、現状のJGAAPのリスク管理を阻害している要因を取り除き、ESRと整合的な会計にすることで、両立はし得ると考える。大きな阻害要因は、１点目は、資産が時価評価される一方で、保険負債がロックイン方式で評価されることと考える。２点目は、マージンについてである。単一マージンにすることで実務的な負荷が減るかもしれないが、リスクマージンを明示的に分けて表示することがリスク管理高度化に資すると考える。次回は、この辺りも含め、私の発表で纏めたいと考えている。

（研究員）

現行の保険会計をESRと整合的にすることが良いと考えていると思われる。その中でIFRS17

の位置づけは、どのように考えているか。ケース２（ESR）とケース３（IFRS17）を比較したときに、JGAAPはどういう方向に進むべきと考えるか。また、ESRは計算が難しく対応が難しく、小規模な保険会社での対応は困難だと思われるが、どう考えるか。

（発表者）

会計という意味では、ケース３（IFRS17）の方向性が望ましいと考えられる。損益の認識のタイミングがより正確になると考える。小規模な会社では、リソースの確保が難しいと考えている。何か状況を知っているか。

（事務局）

少額短期保険会社は対象外のため、特に考慮していない。小規模な保険会社でも計算自体は実施出来る体制を整えている。また、外部監査の対象となることから、監査法人にもヒアリングがあり、監査できる体制を整えている。このため、計算自体は問題無いものと考えている。一方で、それらの検証体制など不十分な所もあると認識している。また、少額短期保険等も含めた制度については、今後の課題だと認識している。

（座長）

現時点では、農林水産省も厚生労働省も具体的なアクションを起こしておらず、少額短期の前に大規模な共済を考える必要があると考えている。内部的には実施しているかもしれないが、公開はされていない。

（事務局）

仮に、会計を変更するということになると、業界としてアクチュアリーのリソースが足りないという実務的な話がある。複雑な規制の導入が参入障壁になるということを考える必要がある。

（質問者）

「リスク管理高度化に資する会計」を実施すると、企業の利益はどうなるのか。リスク管理のためのコストを積むことになるから、利益が減ることになるか。

（事務局）

総額で考えるとそうなる。一方で、現行の会計では利益が後から計上されるため、リスク管理高度化により前倒しが出来れば最初の利益は増える可能性がある。

（質問者）

利益が減れば、節税になるという考え方はおかしいか。

（座長）

リスク管理の高度化と保守性は一致しない。会計は適正な利益の評価に重点があり、リスク管理は一要素に過ぎない。リスク管理だけを見ると他が不十分になってしまう。リスク管理の高度化というのは、言葉を選ばなければ、破産確率を低下させるということである。利益の確保と破綻確率の低下は、必ずしも目的が一致しない。

（事務局）

もう少し踏み込むと、少ない資本で効率的にリスク管理をするという話でもある。今までは、リスク管理が出来ていないから、負債を多く積むことで保守性を確保し、これにより、利益が後ろ倒しになっていた。リスク管理が高度化できるなら、負債の保守性を減らしてその分利益を出してもよいという理屈になる。

（質問者）

保険とは別に年金の会計というものがある。年金会計でのパフォーマンス評価を参考にして、会計に限らず、内部管理目的でも導入するという考え方もあるのではないか。

（事務局）

実際にIFRSでも年金会計との整合性は論点として扱われた。

早稲田大学　産業経営研究所　産研シリーズ50号
2025年６月

第５章　生命保険会計のあり方

早稲田大学大学院会計研究科OB　逆井　幹則

１．保険会計の伝統的保守性と状況の変化

日本において、現在の生命保険会社の一般目的の会計は、保険業法に定められる責任準備金等の規定に従っており、監督会計とも呼ばれている。保険業法は保険契約者等の保護を第一義的な目的としており、その性格から、責任準備金等を含む経理の規定は生命保険会社の健全性を重視した保守的な基準となっている。したがって、保険会計も健全性重視の枠組みであることが特徴となっている。

この監督会計の歴史的背景は旧保険業法の時代に遡り、債権者保護重視の旧商法会計と1949年に定められた企業会計原則のなかの保守主義の原則を強く引き継いでいるものである。また保険行政において、戦後復興期と高度成長期に保険会社の健全性を高めるために責任準備金の充実を図ったいわゆる純保険料式行政が行われ、1996年に施行された改正保険業法の標準責任準備金制度を経て現在の枠組みが確立されている。

しかしながら、その枠組みでは、1990年代の日本経済のバブル崩壊による生保数社の経営破綻を防止することができず、また2000年代後半のサブプライムローン問題の発生を端緒とするグローバルな金融危機においても金融リスク管理に有効な情報を提供することにはならなかった。つまり、現行の財務会計では、必ずしも生命保険会社の実態としての健全性や、長期的な収益性を表すことができないことが明らかとなった。

一方、保険業法改正後には、保険相互会社の株式会社化、郵政民営化、保険会社の新規設立、一般事業会社や上場損害保険会社の生保子会社など、上場生命保険会社が増加し、投資家にとって有用な財務情報へのニーズは高まっている状況にある。これは、規模として相互会社が圧倒的なシェアを有していた保険業法改正前と比べると、今後の保険会計のあり方に関連した大きな状況変化である。

保険業法改正前後は、バブル崩壊後に多くの保険会社が経営破綻に追い込まれた時期であり、健全性の情報が非常に重要な時期でもあった。しかしながら、現在はそれから四半世紀以上を経過し、これらの状況の変化も踏まえたうえで、生命保険会社の財務会計の意味合いを再検討すべき時期に来ているのではないかと考える。

２．財務報告の目的

財務報告における保険会計のあり方を論ずる前に、まずそもそも一般目的の財務報告はどのような目的で行われるものかを整理したい。

国際会計基準審議会（IASB）が各種のIFRS会計基準を作成する際の指針として一般目的の財務報告の目的と基礎概念を記述した文書である「財務報告の概念フレームワーク」によれば、財務報告の目的は、「現在および潜在的な投資者等が、企業への資源の提供について意思決定をする上で有用な財務情報を提供すること」（1.2項）とされ、いわゆる「意思決定有用性」であるということが記述されている。

「財務報告の概念フレームワーク」の第２章では、どのような財務情報が有用なのかという観点から、有用な財務情報の質的特性が定められている。まず、基本的な質的特性として、財務情報の利用者の意思決定への関連性があることが挙げられている。そして、関連性がある財務情報は利用者の意思決定に違いをもたらし得るとされ、財務情報が「予測価値」または「確認価値」を持つ場合に当該情報は意思決定に違いをもたらし得るとされる。ここに、財務情報は利用者が将来を予測するプロセスにおいてインプットとして用いられる場合に「予測価値」があるとされ、財務情報は過去の評価についてフィードバックをもたらす（確認または改訂する）場合に「確認価値」があるとされる。また、もう一つの基本的な質的特性として、財務情報はそれが表現しようとする経済的事象の実質を忠実に表現することが挙げられている。そして、経済的事象が忠実に表現される場合、その描写は、完全性があり、中立性があり、かつ、誤りがないものであるとしている。さらに、これら２つの有用な財務情報の質的特性に対し、補強的な質的特性として、比較可能性、理解可能性、適時性、検証可能性が挙げられている。この構成からは、何が有用な財務情報なのかの判断で優先されるのは、あくまで基本的な質的特性である「意思決定への関連性」と「忠実な表現」と解される。

したがって、財務報告は、財務情報の利用者にこのような有用な質的特性を持った財務情報を提供することで投資の意思決定に役立たせるということを目的とし、保険業における保険契約者等の保護といった監督上の観点は、本来はその第一義的な目的とはされていない。

３．一般的な収益認識基準

ここで、業績測定すなわち損益計算書の観点から、財務報告はどうあるべきかについて考える。そのため、一般的な収益認識の会計基準であるIFRS15号の内容をみていく。

IFRS15号は、IFRSにおける財･サービス提供の一般的な収益認識基準であり、金融商品、リース契約および保険契約はその適用範囲から除かれ、別途基準が定められている。ここに、金融商品がIFRS9号、リース契約がIFRS16号、そして保険契約がIFRS17号である。なお収益認識基準は、

日本基準も米国基準も、IFRS15号と同様の改正がなされており、convergence（会計基準の統一化）が図られている会計基準である。

IFRS15号の基本原則として、「約束した財・サービスの顧客への移転を当該財・サービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように収益を認識する」（２項）とされており、収益の認識は以下の５つのステップに基づいて行われるとされる。

① 顧客との契約の識別
② 契約における履行義務の識別
③ 取引価格の決定
④ 取引価格の履行義務への配分
⑤ 各履行義務充足による収益認識

ここに、取引価格は、第三者のために回収する金額を除き、財・サービスの顧客への移転と交換に、企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額（47項）とされ、履行義務の充足は、顧客の財・サービスの支配の獲得によって判断され、一定期間に充足されるものと一時点で充足されるものが区別される（35項）とされる。ここで、一定期間に履行義務が充足される場合は、財･サービスの性質を考慮して測定した進捗度によって、収益を一定期間に渡って認識する（39項）とされる。通常の保守サービスなどは、時間の経過に伴う定額法のような形で収益認識するのが一般的と考えられる。

このように、一般的な収益認識の基準においては、取引価格を履行義務へ配分し、履行義務が充足されることによって配分された収益を認識するという手続きがベースとなっており、履行価値（負債を履行するため移転する義務を負うと見込まれるキャッシュフローまたはその他の経済的便益の現在価値）のような現在価額を負債の測定基礎とはしていない。

またIFRS15号では、費用の認識に関わることとして、契約獲得の増分コスト（例えば販売手数料）は資産として認識し､関連する財･サービスの移転と整合的な方法で規則的に償却する（91項-99項）とされ、収益と費用を財・サービスの移転によって対応させるという考え方も盛り込まれている。

４．海外の生命保険会計基準（USGAAP LDTIを中心に）

ここで、海外の生命保険会計の基準について検討する。IFRS17号については、第３章で詳述されているので、ここでは主に米国会計（USGAAP）の基準についてみていくこととし、最後にIFRSとUSGAAPとの比較を行いながら、両者の共通点を考察するアプローチとする。

4.1.　経緯

USGAAPにおいても、ここ10年以上の検討の結果、新しい保険の会計基準が適用となっている。ここで、その経緯をまとめる。

前述の一般的な収益認識基準については、IFRSと米国基準のconvergenceが図られたが、保険会計についてもconvergenceの努力は行われてきた。2008年に米国の財務会計基準審議会（FASB）がIASBの保険プロジェクトに共同参画することを発表し、「保険負債に関する情報の意思決定有用性の向上と比較可能性の改善」を目指すこととされた。

2010年に、IASBは保険会計基準の最初の公開草案を出したが、FASBも同時にDiscussion Paperを出し、予備的見解を示した。ただし、ここですでに両者の間での考え方の違いは表れてきており、マージンアプローチをとっていたことは共通であったものの、IASBがリスク調整と残余マージンの２マージンアプローチを採用していたのに対し、FASBはこれらを合わせた複合マージン（１マージン）の考え方をとっていた。

2013年に、IASBが保険契約の改訂公開草案を出し、同時にFASBも公開草案Topic 834を出したが、マージンの違いも含め両者の間でいくつかの点で異なるところがあった。結局、FASB案について、投資家も含む米国の利害関係者から、「この複雑な会計基準を新たに採用する便益が、そのためのコストを上回らない」などの批判や反対が強く出て、2014年、FASBはIASBとの共同PJを離脱して独自の道を歩み始め、伝統的生命保険に対する「長期保険契約に関する限定的改善」（Long Duration Targeted improvements: LDTI）を目指すこととなった。

そしてその基準が2018年にASU2018-12として公表され、その後、IFRS17号と同じように実施時期の延期を経て、IFRS17号と同時期の2023年から適用となった。

4.2.　LDTIの責任準備金評価

LDTIの責任準備金評価（契約時からの経過時点t）は純保険料式により、以下の算式に基づいて行われる。

$$\text{責任準備金} = PV\text{t（将来給付・維持費見積り）} - PV\text{t（将来営業保険料見積り）} \times \text{純保険料割合}$$

$$\text{ここに、純保険料割合} = \frac{PV0\text{（過去の給付・維持費実績）} + PV0\text{（将来給付・維持費見積り）}}{PV0\text{（過去の営業保険料実績）} + PV0\text{（将来営業保険料見積り）}}$$

上記において、PVtは時点tにおける割引現価、$PV0$は時点０（契約時）における割引現価である。一般に純保険料式の責任準備金は、将来の保険給付と維持費の見積りの現価から、将来の純保険料の見積りの現価を差し引いた金額として評価される。この上式第２項、将来営業保険料見積りの現価に純保険料割合を乗じることで計算されるのが、将来の純保険料現価を表す。ここで純保険料割合とは、過去の実績と将来の見積りを通算した、保険期間全体における営業保険料

に対する、保険給付と維持費の割合となる。

責任準備金評価には安全割増なしのロックフリー前提が使用され、この前提は毎期見直しが行われる。純保険料割合についても、毎期、給付や維持費の実績が出る毎にその実績を更新し、また将来の前提も見直すことで、毎期見直される。それらの見直しに応じて責任準備金の見積りは変わることになる。

LDTIの純保険料式責任準備金のもとでは、その期に属する営業保険料のなかで、純保険料を上回る部分が毎期の実質的収益となる。ただし、短期払や一時払の場合は、毎期の営業保険料のうち純保険料を超える部分をDPL（Deferred Profit Liability）として繰延べ、これを保険期間に渡って償却し収益として認識する。純保険料がBest Estimateなので、全期払においても短期払・一時払においても、営業保険料とBest Estimateの差額を、保険期間に渡って収益として配分することになる。

また、毎期、過去の実績と将来の見積りを洗い替えることで、保険期間を通したコストを再評価し、責任準備金をアップデートし、そのときのあるべき見積り残高に洗い替えるキャッチアップ方式の会計処理がなされる。そしてキャッチアップされる差額（増減額）が、割引率以外は損益計上、割引率についてはOCI計上となる。

4.3.　旧基準・新基準の比較（伝統的保険契約）

USGAAPのLDTIが旧基準に対してどのように変わったか、その比較をしたのが表５－１である。

表５－１　USGAAP旧基準・新基準の比較（伝統的保険契約）

	旧基準（FAS60, FAS97LP）	新基準（LDTI）
１．計算方式	純保険料式	純保険料式 **旧基準と変わらず；マージン方式ではない**
２．計算前提	契約時ロックイン 安全割増PADあり	ロックフリー 安全割増PADなし＝Best Estimate
３．割引率	期待運用利回り 契約時ロックイン	A格社債利回り ロックフリー
４．積立不足の対応	損失認識テストによる不足分を積立	純Pは営業Pが上限 純P＞営業Pの部分は損失計上
５．前提変更の影響（割引率以外）	－	P/Lに計上
６．割引率変更の影響	－	OCIに計上

伝統的保険契約に対する旧基準は、保険料全期払に対するFAS60や保険料一時払と短期払に対するFAS97LP（Limited Pay）として定められていた。計算方式は純保険料式、計算前提は契約時の前提でロックインされ、その計算前提にはPAD（Provisions for Adverse Deviation）と呼ばれる安全割増が含まれる。割引率も契約時の期待運用利回りでロックインされる。積立不足

への対応として、毎期、損失認識テストを行い、不足が生じていればその不足分を積み立てるという基準であった。計算前提がロックインであることから、損失が認識されない場合、前提変更の影響や割引率変更の影響はない。

これに対し、新基準LDTIは、計算方式は純保険料式と、その点は旧基準と同じあり、IASBとの共同プロジェクトで検討していたようなマージンアプローチにはなっていない。ただし、計算前提はロックフリーで、安全割増なしのBest Estimate、割引率は格付けがシングルA格社債の利回りでロックフリーとなっている。積立不足については、責任準備金評価のうえでの純保険料について、営業保険料を上限としており、そこに自ずと積立不足には逐次、責任準備金の積み増しが行われる仕組みが入っている。ロックフリーで悪化方向の再評価があると純保険料は増加するが、これについて営業保険料を上限とすることで、純保険料のカットされた部分に対応する責任準備金積み増しが、損益計算書上のその期の損失として計上される。計算前提はロックフリーなので、前提変更の影響をどのように処理するかが損益計算のポイントとなるが、割引率以外の変更の影響は損益を通し、割引率の変更の影響はOCIに計上される。割引率以外の変更の影響を損益とすることにより、損益の一時的なボラティリティは、一般的に旧基準よりも高まることとなった。

4.4. IFRS17号とUSGAAP LDTIの比較（伝統的保険契約）

IFRS17号とUSGAAP LDTIの比較をしたのが表５－２である。

表５－２　IFRS17号とUSGAAP LDTIの比較（伝統的保険契約）

	IFRS17号	USGAAP LDTI
１．保険負債の構成	将来CF現価（営業保険料式） ＋リスク調整+CSM	将来CF現価（純保険料式）
２．割引率	無リスク金利＋非流動性プレミアム	A格社債利回り
３．積立不足の対応	CSMはゼロが下限 （負のCSMの部分は損失計上）	純Pは営業Pが上限 （純P＞営業Pの部分は損失計上）
４．新契約費の取扱	CSMから控除（負債のマイナス）	DACに計上（資産）
５．保険関係損益	CSM配分＋リスク調整減少＋予実差	毎期の営業Pのうち純Pを超える部分 ＋予実差
６．前提変更の影響	割引率以外：CSMで調整 割引率：P/LまたはOCIに計上	割引率以外：P/Lに計上 割引率：OCIに計上

まず保険負債の構成については、IFRS17号が営業保険料式の将来CF現価に、リスク調整とCSMを加えた金額であるのに対し、LDTIは純保険料式の将来CF現価となっており、外形的には大きく異なるように見える。ただし、LDTIは純保険料式であり、このうち営業保険料式を上回る部分、すなわち営業保険料とBest Estimateの純保険料の差額に対応する部分が、この将来CF現価にimplicitに含まれており、その点を踏まえれば、両者は構成としては同じものである

ということがいえる。割引率については、IFRS17号は無リスク金利＋非流動性プレミアム、LDTIはシングルＡ格の利回りとなっており、IFRS17号が市場整合的評価を、LDTIがリアルワールドの評価を志向しているということがいえる。積立不足の対応については、IFRS17号がCSMをゼロ下限で負になった部分を損失計上、LDTIは純保険料の上限を営業保険料とすることで差額が負になった部分を損失計上ということで、これもアプローチは異なるものの、同等の処理といえる。新契約費の取扱については、IFRS17号ではCSMから控除し負債のマイナスとしているのに対し、LDTIではDAC（繰延新契約費）に資産計上する違いがあるが、それらを通じて繰延べしていることは同じである。保険関係損益は、IFRS17号は、CSMとリスク調整というマージン部分の解放と、対象期間のBest Estimateからの予実差が損益であるのに対し、LDTIは、営業保険料と純保険料の差額と、対象期間の予実差が損益となる。前提変更の影響の処理については、IFRS17号は、割引率以外はCSMで調整、割引率は損益またはOCI計上の選択制であるのに対し、LDTIは、割引率以外は損益計上、割引率はOCI計上となっており、ここは両者の大きな違いとなっている。

4.5.　IFRS17号とUSGAAP LDTIの共通点

ここでIFRS17号とUSGAAP LDTIの共通点を整理する。

両者とも最良推計負債（Best Estimate）を評価し、前提変更の影響を負債に反映させる。また、保険契約の収益は、期間損益を重視し、保険期間を通じた収益の合計（過去の実績と将来の見積りの合計）を期間配分することで計上される。そのとき、IFRS17号はCSMを通じて、LDTIは営業保険料と純保険料の差額によって配分が行われる。ただし、前提変更（会計上の見積り変更）の会計処理方式には違いがあり、IFRS17号はCSMに調整額を吸収させ、将来の配分にのみ収益計上を影響させるプロスペクティブ方式であるのに対し、LDTIは見積り変更のうち、過去の分についてキャッチアップして一時の損益で処理し、将来の分についてあるべき配分に修正するキャッチアップ＆プロスペクティブ方式である点は異なる。また、両者とも、保険期間全体の収益が費用をカバーできないと判断される場合、その差額をワンタイムで損失に計上する処理が行われる。保険負債の割引率変更の資本（純資産）に与える影響については、資産サイドで保有する債券の評価方法との兼ね合いもあるが、いずれも債券が時価評価で、その変動をOCIとする処理（日本基準におけるその他有価証券と同じ処理）が中心である場合、負債サイドもOCIとすることで、資産と負債の会計上のミスマッチの大部分が回避可能となる。ただし、ミスマッチの回避または軽減の程度は状況によって異なる（会計上のミスマッチについては後述）。最後に、新契約費については、前頁で述べたとおり、両者とも繰延べて保険期間にわたって費用化される点は同等である。

５．財務会計の保険負債の要件考察

本章では、これまでの内容を踏まえて、一般目的の財務会計における保険負債が満たすべき要件を考察するとともに、現在の日本の状況において考えられる方向性について検討する。

5.1.　財務会計の保険負債の要件考察

表５－３が、財務会計の保険負債の要件を考察し整理したものである。

表５－３　財務会計の保険負債の要件（考察）

要件	主な観点
保険負債は経済価値ベースで評価し、金利（割引率）の変動に対し、「会計上のミスマッチ」が最大限に軽減され、「経済的ミスマッチ」が適切に報告される	貸借対照表における財政状態の適切な表現
保険関係の収益は、保険期間全体の収益の見積りが、保険サービスの提供（履行義務の充足）に応じて配分されることにより計上される	損益計算書における保険期間を通じた収益の適切な配分
保険負債の構成要素として、最良推計に対するリスクに対応する項目が明示的に表される	リスク情報の適切な把握および情報開示

一番目の要件は、「保険負債は経済価値ベースで評価し、金利（割引率）の変動に対し、「会計上のミスマッチ」が最大限に軽減され、「経済的ミスマッチ」が適切に報告される」こととしている。まず、貸借対照表における財政状態の適切な表現の観点から、保険負債は評価時点の状況を反映したBest Estimateにより経済価値をベースとして評価することが必要である。また、金利（割引率）の変動によってもたらされる評価差額の取扱いを損益とするのか、OCIとするのかについて、金融商品等の資産の評価と合わせて考えたときに、純資産の変動と純損益の変動において、「会計上のミスマッチ」が最大限に軽減され、「経済的ミスマッチ」が適切に報告されることとしている。ここに、「会計上のミスマッチ」および「経済的ミスマッチ」はIFRS17号の結論の根拠でも使用されている用語であるが、それぞれ以下のミスマッチの状況をいう。

会計上のミスマッチ：「資産・負債の帳簿価額および表示が、異なる測定または表示方法が適用されていることにより、経済的変化を同等に反映しない場合に生じるミスマッチ」

経済的ミスマッチ：「資産・負債の価値、または資産・負債のキャッシュフローが、経済状況の変化に対して異なる反応をするときに発生するミスマッチ」

二番目の要件は、損益計算書における保険期間を通じた収益の適切な配分の観点から、「保険関係の収益は、保険期間全体の収益の見積りが、保険サービスの提供（履行義務の充足）に応じて配分されることにより計上される」こととしている。これは一般の収益認識基準とも整合する

考え方であり、IFRS17号やUSGAAPのLDTIもこれに合致している。「保険期間全体の収益が費用をカバーできない場合、その損失を一時で計上する」という、一般の減損に準じた取扱いも合わせて必要となる。

三番目の要件は、リスク情報の適切な把握および情報開示の観点から、「保険負債の構成要素として、最良推計に対するリスクに対応する項目が明示的に表される」こととしている。リスク調整を表示するIFRS17号のような２マージンアプローチがこれに該当する。これにより、明示的にリスクをくくりだして表示することで、保険会社が認識しているリスクに関する情報提供を充実させることができ、またそれは保険会社のリスク管理にも資するというメリットがある。

5.2.　日本において考えられる方向性

以上を踏まえ、財務会計の保険負債について、現在の日本の状況を踏まえて考えられる方向性を考える。

現在、2025年度の実施に向けて、経済価値ベースのソルベンシー規制への対応が準備されている。財務会計においても、この枠組みを活用し、保険業法の規制と財務会計で一貫した評価を行っていくことが一つの有力な方向性である。つまり、財務会計においても経済価値ベースのソルベンシー規制における保険負債評価を活用する方向性である。

その場合、保険負債の構成要素としては、経済価値ベースの現在推計、現在推計に対する一定水準のリスクマージン（MOCEそのもの、またはMOCEと整合したリスク金額）および、保険料のうち現在推計とリスクマージンを超える部分（以下、超過マージン）という、IFRS17号と類似の構造とすることが考えられる。

収益計上の観点からは、リスクマージンはリスクの解放に応じて、超過マージンは保険サービスの提供に応じて、保険負債の減少とともに収益として計上することが考えられる。

また、保険関係前提およびリスク係数等の変更の影響は、IFRS17号のCSMと同じように、超過マージンで調整、割引率変更の影響は、IFRS17号では損益計上とOCI計上の選択制であったが、日本基準では金融資産の評価にFair Valueオプションのような選択肢がないことから、一律OCIとするということが妥当と考える。

ここで、このような方向性を考えるポイントとしては、日本で長年検討され一定のコンセンサスが得られつつある経済価値ベースのソルベンシー制度との親和性があること、日本では今までEmbedded Value（EV）の報告が広く受け入れられてきたが、それに類似の枠組みであること、また会計のシステムや手続き面で同じインフラを活用することの実用的メリットなどである。

６．今後の課題

最後に、第５章で述べてきた財務会計の保険負債を導入するに当たっての今後の課題について

述べたい。

保険会社側の課題としては、新しい保険負債の評価のためのインフラやシステムの整備、態勢構築、既契約遡及計算も含めた移行処理など、時間も労力も要する問題が多く存在する。これらは保険負債の具体的な内容を定めるに当たって実現可能性の観点から十分な検討が行われる必要がある。ここでは、主に制度面での大きな論点となる可能性のあるいくつかの課題を取り上げる。

6.1. 保険業法との関係

現在の保険会計は、責任準備金などの保険業法の経理の規定に従っており、監督会計と呼ばれている。そして、保険会社の一般目的の財務会計においても、保険契約に関する企業会計基準はなく、この監督会計がそのまま使われている。今後、これまで検討してきた生命保険会社の新しい財務会計を導入していくに当たって、この監督会計との関係をどうするのか整理が必要となる。その場合、表５－４で示す３つの方向性が考えられる。

表５－４　新しい財務会計確立のもとでの監督会計の方向性

方向性	内容
監督会計の廃止	保険業法から経理規定の全部または一部を削除し、別途、企業会計基準として「保険契約に関する会計基準」を定める（ASBJ）
監督会計を財務会計に一致させる（監督会計＝財務会計）	保険業法における責任準備金、支払備金等の規定について、経済価値ベースのソルベンシー規制の規定を準用するように手当てを行う
現行の監督会計を併存させる（監督会計≠財務会計）	保険業法における監督会計は、監督当局への報告、契約者配当規制、法人税法会計等のために併存させる

一番目は、監督会計の廃止であり、保険業法から経理に関わる規定の全部または一部を削除する方向性である。この場合、別途、ASBJのほうで企業会計基準として「保険契約に関する会計基準」を定めることになると考えられる。経済価値ベースのソルベンシー規制は、現行の原価ベースのソルベンシー・マージン規制が限界を向かえたことで導入されるもので、今後、同じようにロックインの原価ベースで評価される責任準備金を中心とした監督会計の意義や役割も再検討する必要が出てくると考えられる。このとき、基本的に、健全性確保や保険契約者等の保護は、経済価値ベースのソルベンシー規制によって行われるため、保守的な監督会計は不要と考えるものである。

二番目は、制度上、監督会計は残す、つまり保険業法の経理の規定を残しながらそれを一般目的にかなうように改正し、財務会計に一致させる方向性である。保険業法の責任準備金等を、経済価値ベースのソルベンシー規定を準用するように手当を行うことで、一定程度、いままで検討してきた財務会計の要件に沿う保険負債は構成できると考える。しかしながら、超過マージンの設定とその配分による収益化は純粋な財務会計マターと考えられ、保険契約者等の保護を目的とする保険業法にそこまで記載するのはなじまないという議論が出てくる可能性があると考える。

三番目は、現行の保険業法の保守的な監督会計を残し、財務会計と併存させるという方向性である。この場合、監督会計は、従来の健全性確保を第一義とした会計が継続され、監督当局への報告や契約者配当規制、また、法人税法会計など他の用途のために、財務会計と併存することになる。しかしながら、この場合、企業会計原則の単一性の原則に反して保険会計がダブルスタンダードになり、保険業法・会社法・金融商品取引法・法人税法の体系のなかで、財務会計と監督会計をどのように使っていくのか、整理が難しい問題も出てくると思われる。

また、これら以外に、保険業法上設けられている保険契約者等の先取特権との関係も論点になる可能性がある。保険業法では、第117条の２において、生命保険会社の保険契約者等は、「被保険者のために積み立てた金額」（これは算出方法書に定められる契約者価額と解され、一般に保険料計算基礎の保険料積立金となる）について先取特権を有するとされるが、財務会計の保険負債においてこの金額が確保されない可能性があってもよいのかという論点である。そもそも「被保険者のために積み立てた金額」が貸借対照表で確保されないというのは矛盾にも感じる。そうすると、保険負債に「被保険者のために積み立てた金額」のフロアを設けるという考えも出てくるが、その場合、新しい財務会計の意味合いが大きく失われることとなる。

6.2　相互会社における一般目的の財務会計の考え方の整理

先に述べたとおり、一般目的の財務会計は、投資家等への情報提供を目的としている。それが相互会社のオーナーである社員にも当てはまるのかどうかということも論点となる。相互会社の社員は、株式投資による配当や株式価値の上昇のような期待を持っているわけではなく、保険契約の確実な履行とそのための保険会社の健全性確保により高い関心があると推定される。そのような相互会社にも一般目的の会計をそのまま当てはめるべきかどうかということの整理が必要である。

この点については、相互会社の社員も社員配当の予見性に関連して、会社の期間損益力に対する関心もあると思われ、財務報告の目的に関し、「投資者等」を「社員」で置き換えることも一定の合理性があると考える。また、昨今、相互会社においても国内事業の多角化、海外保険会社のM&Aが盛んであり、株式会社と同等に比較できる財務情報の必要性は増している。したがって、相互会社に株式会社と同様の一般目的の財務会計を適用することの意義は大きいと考える。

6.3.　税務会計との関係

法人税法第22条第４項においては、課税所得の計算について、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に従って計算することとされている。「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」がどのような基準を指すのかは一般には明確ではなく、実際には法人税法令や国税庁長官の通達、更には事前照会に対する国税当局からの回答などの実務慣行によって課税所得の計算は行われている。

生命保険会社の課税所得の計算については、国税庁長官の法令解釈通達「生命保険会社の所得計算等に関する取扱いについて」（直審（法）46）によって、特に、責任準備金繰入額の損金算入について、算出方法書に定める保険料計算基礎を基として計算した額を限度として、この場合、保険料積立金部分については、平準純保険料式により計算した金額を限度として損金の額に算入することとされ、ただし標準責任準備金の適用を受ける保険契約に係る保険料積立金にあってはその計算基礎を基として計算した金額をもって保険料積立金の損金算入限度とすることができるとされている。したがって、保険業法に基づく監督会計は、一般目的の財務会計とともに、保険会社の法人税法上の課税所得算出のための会計（税務会計）にも使われている。

今後、生命保険会社の新たな一般目的の財務会計が実施され、現在の監督会計が廃止になったとき、または、監督会計がこの一般目的の会計と同じ経済価値ベースとなったとき、生命保険会社の課税所得計算のための税務会計をどうするかという問題が出てくる。法人税法における「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」が経済価値ベースに基づく基準であると整理するならば、その考え方に沿って、国税庁長官の法令解釈通達を更新することになろうが、新しい損金算入限度が、現在の制度における損金算入限度と大きく変わる可能性もあり、財政面への影響や担税力の観点から慎重な検討が要請されることになると考えられる。

【参考文献】

⑴　羽根佳祐（2021）.「保険契約の会計」中央経済社.

⑵　秋葉賢一（2018）.「エッセンシャルIFRS（第６版）」中央経済社.

⑶　秋葉賢一・羽根佳祐（2020）.「IFRSにおける収益認識に関する帰納的検討」『金融研究』第39巻第３号（2020年９月発行）、日本銀行金融研究所.

⑷　International Accounting Standards Board（IASB）（2018）“Conceptual Framework for Financial Reporting”

⑸　中村亮一（2020）「米国におけるFASBによる保険契約会計基準の改正」ニッセイ基礎研究所レポート.

⑹　中村亮一（2022）「米国におけるFASBによる保険契約会計基準の改正」ニッセイ基礎研究所レポート.

⑺　PwC, Insurance contracts guide（2024 updated）.

⑻　PwC（2019）”Detailing the new accounting for long-duration contracts of insurers”（In depth A look at current financial reporting issues）.

質疑応答要旨

（研究員）

保険負債の財務会計におけるあり方を検討されている中で、結果としてIFRS17号やLDTIのようにキャッチアップしていくというのは、日本基準に馴染まないように感じる。例えば、他に代替的な負債測定のアプローチとして、基準開発時にASBJから提案されていたCSM部分を全てOCI計上して、評価差額を即時認識しないような形も考えられる。財務会計の処理として、どのように考えているか。

（発表者）

ASBJのCSM部分の全部をOCI計上するというアプローチも色々な議論があったと思われる。CSMの性格上、純資産というよりも契約後の保障義務の履行とともに収益に計上されるということから負債としての性格が強いと考えている。個人的には、OCI計上は否定的な考え方である。

（質問者）

三つの方向性について、基準の作成主体について伺いたい。一つ目は理解し易い。二つ目は監督当局、あるいはASBJ等が担うのか。３つ目は、監督会計と財務会計が不一致となるので、監督会計は監督当局が担い、財務会計をASBJ等が担うのか。この辺をどう考えているか。

（注）

一つ目：実質的な監督会計の廃止

二つ目：監督会計＝財務会計

三つ目：監督会計≠財務会計

（発表者）

二つ目は、主体という意味では、保険業法の管理下になるので監督当局、法改正が必要であれば国会も関与することになるかもしれない。

一つ目は、現実問題として保険業法の経理の規定が大きく変わることとなり、保険業法の他の項目にも広く影響があることを考えると、実務的負荷が大きくなると想定される。この点、保険業法規制の中で経済価値ベースが取り入れられたので、この経済価値ベースの保険負債と整合的な財務会計の保険負債を取り入れようというのが、二つ目につながる。

（質問者）

二つ目は、金融庁が主体となると考えてよいか。

（発表者）

ご認識の通りである。一方で、会計上のマージンの収益計上の取扱いを、保険契約者保護を目的とする保険業法の中で規定することが馴染むのかという論点はあると考えている。

（質問者）

銀行を考えた場合には、実質的に一つ目になっていると思われる。自己資本比率規制のみ監督当局が定め、他は会計基準に委ねている。保険の場合も同様の考え方もありうると考えた。三つ目は、それぞれ別々の主体が基準を制定することになるという認識である。

（発表者）

米国の監督会計SAPと一般目的会計GAAPと同様の構成になることを想定している。

（質問者）

税務の観点も取り入れるとなると、さらに難しいと考えられる。

「保険契約者等の先取特権」の検討というのは、保険負債を測定する際に、保険契約者に支払う可能性がある額をフロアにするイメージでよいか。

（発表者）

ご認識の通りである。全てのケースについて払う可能性を想定するとなると、全件解約時の解約返戻金（契約者価額）の合計額がバランスシート上確保されている必要はないのかという論点である。勿論、ゴーイング・コンサーンの前提を置く場合には、全件解約の前提を置くことは非現実的であり、清算時の金額と分けて整理することは可能だと思われる。ただ、保険業法の「被保険者のために積み立てた金額」という文言との整合性に気持ち悪さがある。

（質問者）

フロアを設けるとなると、会計上と差異が生じればOCI計上ということも考えられるかもしれない。ゴーイング・コンサーンの前提について、退職給付会計では、要支給額を下回っても、フロアを設けていない。フロアを設けてその差額をPLに流すとミスマッチが生じると考えられている。

（発表者）

フロアを設けた時に、契約者価格と会計上の金額との差異をOCI計上するというのは、一つのアイディアとして良いかもしれない。ただ、AOCIを含めたBSベースでは会計上のミスマッチが解消されないと思われる。

（質問者）

三つの内、どれが一番好ましい等あるか。

（注）

一つ目：実質的な監督会計の廃止

二つ目：監督会計＝財務会計

三つ目：監督会計≠財務会計

（発表者）

保険業法改正を伴うことになるため、それぞれのケースで時間軸が大きく異なると想定している。急ぎ手当をするという観点であれば、他の規制と切り離して、財務会計を確立出来る三つ目が容易とも考えられるが、整理すべき論点は多い。明確な結論は未だない。

（質問者）

トレードオフがあると認識した。例えば、一つ目だとリソースが多くかかるということか。

（発表者）

検証していないので、分からない。もしかしたら、あっさり実現出来る可能性もあると考えている。まだ判断出来ない。

（質問者）

色々な観点からの考察がなされており、とても良かった。実現できれば、世界に誇れるような基準になると思う。

発表でIASBの概念フレームワークを用いている理由を伺いたい。ASBJの概念フレームワークでは、内的整合性を保つことが好ましいとされている。例えば、一般事業会社の製品保証引当金と比較すると、同じ負債でもMOCEのようなものは積まれず、内的整合性が保たれないと考えられる。こうしたことも論点になりうると考えている。

（発表者）

まず、IASBの概念フレームワークは2018年に改正されており、最新のものである。一方で、ASBJの概念フレームワークはかつて討議資料として出されたものであり、必ずしも位置づけが定まっていない。このため、汎用性がある新しいIASBの概念フレームワークを参照している。ASBJの概念フレームワークの特徴は、「投資のリスクからの解放」だと思われる。期待された成果が実現した際に利益を認識することが強調されている点は特徴的である。保険契約の収益認識において、参考に出来ると考える。

（質問者）

製品保証引当金などとの内的整合性から「１マージン」「２マージン」を議論できると思う。どう考えるか。

（発表者）

一般事業会社の見積りと保険で行われる見積りでは、その精度やプロセスが大きく異なっており、参考に出来る部分は限定的と考えられる。検討不足で申し訳ない。

（質問者）

大きくIFRS、LDTIという会計基準を挙げられている。提言された方向性ではIFRSに近い形のものがあげられており、これはESRと整合的なものだからと認識した。一方で、USGAAPではない理由があればご教示願いたい。

（発表者）

USGAAPは長年の独自の積み重ねがあり、繰延法会計的な要素が強い。過去の実績も評価したうえで責任準備金に反映させていくというのは、実務的負荷が高い。過去の実績を全て記録し、保険期間に渡って配分する手続きで、米国ではそれを外部に説明するという慣行も確立されており、混乱はありながらもLDTIが導入出来たと考える。日本においては、こうした下地が無いため、LDTIのような基準の導入は難しいと考える。

（質問者）

下地が大事だという点は同意である。感想となるが、USGAAPが一定機能している理由には、IFRS17号の大きな二つの課題があると思っている。VFAの会計処理に関して、変動性で適用対象を判定しているために、実務上混乱が生じている。一方、USGAAPでは投資性商品や変額商品については、今までの基準を据え置く形としており、そこがIFRSに比べ上手く機能している。もう一つの課題がオプション保証の部分について、USGAAPはMRBとして大きな部分は公正価値の会計処理をしている。一方IFRS17号が全体を一つとしているため、ロックイン、ロックフリーの概念をオプション保証に持ち込み混乱が生じている。つまり、USGAAPにも優位な部分はあると思われる。日本の会計を見る時に、実務を見つつ、概念フレームワークにもあった理解可能性・検証可能性、その実態を表すという点がより満たされると良いかと思った。

（発表者）

当発表の対象としては、伝統的な保険契約に限定しており、旧USGAAPでいうところのFAS60/FAS97LPを考慮している。IFRS17のVFA等について検討しているわけではなく、更な

る研究・検討が必要だと認識している。ただ、それらも含めて経済価値ベースと整合的に、VFAや投資契約的な商品について、変動手数料部分を収益として計上する会計を構成することは可能だと思われる。USGAAPの投資商品や変額商品の評価についても、その前段階の保険種類の分類プロセスは簡単ではないと理解している。そこを日本で混乱なく導入出来るのか懸念がある。

（質問者）

トータルで見るとワン・フレームワークの方がフィージビリティが高いと考えているか。

（発表者）

ご認識の通りである。

（座長）

この１時間の発表を聞いて、三つの内であれば、三つ目に一票を入れたい気持ちではある。最後のまとめとして、今後の課題として三つというのはバランスが良い。一方で、１年間、現在の保険会計の問題点からの流れだと番外編かもしれないが、三つのうちのどれかがいいですねではなく、検討課題はあるものという前提をつけつつ、これが良いという、一つ尖った部分を欲しいと思う。

研究員にも伺いたいが、どれを選ばれるか。

（研究員）

直感的には、三つ目である。ただ、２セット財務諸表を作成することの実務的な負荷が気になっている。

（座長）

USではSAPの方は、あまり検証されていない。

（発表者）

単体・連結をどうするのか整理が難しいと言っていたのは、ちょうどこの点である。SAPを何に使うのかという点で、一つは税務会計にも使えるのかと思われる。併存の実務負荷は生じると考えるが、どちらにしても導入される経済価値ベースを準用することで、負荷を抑えるという方向性はありうると考えている。

（研究員）

三つ目を選ぶ。税務や配当に関連して、残さざるを得ないという印象を持っている。

（座長）

三つのうち、どれかアンケートを取りたい。

（大学会場でアンケート）

一つ目(実質的な監督会計の廃止)：１名

二つ目(監督会計＝財務会計)：２名

三つ目(監督会計≠財務会計)：10名

（発表者）

今回の発表の担当者の立場から言えば、結論は何かということよりも、どういう考え方で、どういう結論を導くのか、そのプロセスの方が、今回の研究会においては、よりバリューがあり、重要だと考えている。

（研究員）

事業投資と金融投資という投資の性質による評価基準の話をしていた。一方、保険負債の評価について経済価値という話になっており、飛躍しているように感じた。経済価値ベースの評価により目指すべき要件として、「会計的ミスマッチ」と「経済的ミスマッチ」の軽減とある。現行の制度において、「会計的ミスマッチ」はあまり生じていない認識である。どういったところに力点が置かれているのか。

（発表者）

現行の制度では、責任準備金対応債券は原価評価しており、責任準備金との「会計上のミスマッチ」は生じていない。一方で、「経済的ミスマッチ」が適切に表れていない。もしかしたら裏でALMが全く出来ていない可能性もある。現行制度において責任準備金対応債券等に要件を定め、内部管理をするなどの裏付けはあるものの、B/S上は表現されていない。つまり、「会計上のミスマッチ」は無いが、「経済的なミスマッチ」について、表れていない。「経済的ミスマッチ」の状況を報告するためには、保険負債の経済価値ベース評価は必要だと考える。要件として、「会計上のミスマッチ」の最大限の低減とあるのは、負債側だけでなく、資産側の金融商品の会計にも関係する話であり、保険負債の経済価値評価によるミスマッチが生じうるからである。これらは、例えば、補足的に注記等による対応も考えられると思われる。B/S上でも極力「会計上のミスマッチ」と「経済的なミスマッチ」のバランスをとってという意味で、保険負債の経済価値ベース評価が重要になると考えている。

（研究員）

金融商品の時価評価を原則として、保険会社の責任準備金対応債券等は廃止し、経済価値で評価しようという考え方であるか。

（発表者）

明確に廃止しようという意味では無い。ただ、責任準備金対応債券は現在の原価評価の責任準備金制度を前提としているため、経済価値ベース評価になれば自然となくなると考える。他にも満期保有目的債券の取扱いも重要である。現在の原価評価の責任準備金を前提として満期保有目的債券の割合が大きい保険会社も多々あり、保険負債を経済価値評価にする場合には、金融商品評価に関する経過措置的なものも必要であるとは考えている。

（座長）

会計の専門家である研究員に伺いたい。財務会計のあるべきとして「経済的実態の表現」は満たすべき要件であるのか。

（研究員）

個人的には「経済的ミスマッチ」の開示は絶対条件だとは考えていない。一方で、IASBでは、投資家の意思決定に有用な情報の開示を行うことを会計モデルの作成上にて重要視している。日本基準では、会計のフォーマルは業績測定を重要視している。このため、私の発表において、投資の性質における評価基準を分ける話をしている。この評価基準は、業績測定ありきであり、それに伴ってストックの評価の話につながるというのが、一般的な理解だと認識している。その中で、ご提案にあった折衷案として、評価差額を損益にするのではなくIFRS17号のようにマージン、OCIに計上するという理解である。

（座長）

会計は企業の「実態」を表さなければならないということに反論は無いと思う。ただ、「実態」とは何かというと「哲学」になると思われる。

（発表者）

会計が依って立つものは概念フレームワークであり、その目的は投資家の意思決定に有用な情報の提供である。ただ、有用な情報とは何かとなると実際にはいろいろな考え方が出てきて、その有用な情報とは何かに関する考え方のほうが哲学ということかもしれない。

（質問者）

パフォーマンスをどう見せるのかという観点からは、デュレーションで見せるのではなく、資産と負債のキャッシュフローを図式化して見せる方法を取っている会社もある。「経済的ミスマッチ」の一番大きなところは、金利の変動であれば、デュレーションではなくコンベクシティの変化の話になり、形状も重要な要素になると考える。また、以前の研究会で報告された内容で、発表者から、日本的慣行では、財務情報では、補足的な情報とすべき基礎利益が業績測定で主たる指標として使用されている。しかし、基礎利益が業績の実態を表していないという指摘も多い。責任準備金対応債券等よりも、業績測定面で課題が大きいのではないか。そうした点は論点になり得ると思われる。

（発表者）

最近では、基礎利益はあまり強調されておらず、各社が修正利益という形で独自に業績説明をしている印象が強い。またIFRS18号の導入に伴い、企業が独自の利益の定義を行い説明することが注目されてくる。日本基準の基礎利益の重要度は低下していくと考えている。前段のキャッシュフローを見せるという点は、透明性をもって業績説明を補っていると考えている。日本基準のP/L、B/Sで見えない部分を投資家に向けて説明することで、資本コストの低下を図っていると思われる。アナリスト目線ではそうした情報が有用になり得ると思われる。ただ、将来のキャッシュフロー自体が、様々な前提によって導かれる。金利に関しては、コンベクシティの重要性を指摘されていたが、それは金利の変動に対してキャッシュフローの動的な変動が関係するものであり、静的なキャッシュフローの情報だけでは完全とは言えない。

（座長）

発表者が大きな枠組みとして、三種類のパターンを考えられている。まず、多くのステークホルダーにとって有用かという観点が重要と考える。それ以外にタイムスケジュールという観点も重要であると考える。特に、会計が変更される場合、たとえB/Sへの影響が１％の変動であっても、それは数千億円の影響額ということになる。収益へ影響により、賃金や税等に大きな影響が見込まれる。健全性指標としての経済価値ベースのB/Sからはじめ、５年ぐらい観察、トレーニングする期間を経て、保険会計がどうあるべきかの議論が出来るのではないかと考えている。例えば三種類の内、どれになるかは、そうした議論を経て収束していくのではないかと考えている。

（発表者）

時間軸という観点で、ESRの定着状況を見極める期間は必要だと考えている。 会計が変わるとなると５から10年といった相応の時間がかかる。ただ、検討自体は、着手すべきだと考える。

三種類のうち、どれになるかについては、事前研究会では、財務会計と監督会計の併存が多かった。その後考えたが、現行の監督会計を残すことを想定する併存は、一般に公正妥当な会計基準はどちらかなのかと考えた時に、ダブルスタンダードであり、整理が難しいとも考えられる。また、財務会計と監督会計を一致させることも、調整がなかなか難しいと考える。そうなると、保険会計は財務会計に任せ、監督会計を廃止するというのが時間軸を考えると最も早いのかもしれない。

（研究員）

個人的な感想であるが、経済価値ベースのソルベンシー規制導入も、金融危機からICSの流れを受けており、外圧があったから導入したという経緯もあると思われる。そう考えると、新しい保険会計を誰が主導するのかが疑問がある。例えば、監督会計を廃止する案であれば、民間が金融庁に働きかけたとして、金融庁がそれに応じるのか疑問である。イニシアチブを誰が握り、どういうプロセスを経るのか疑問がある。

（座長）

なかなか論理的な答えは整理できていない。大学研究会後の理路整然としたやり取りを経て発表者は、監督会計の廃止と考えるに至った。ただ、現実には、理路整然とした議論ではなく、とりあえず現行の監督会計を継続しつつも、一方で国際的な流れに乗り遅れないように会計を併存させるという、混沌とした状況が当面の間は心地良い感じになるのではないかと感じた。

（研究員）

企業会計原則の単一性の原則を持ち出されると、２セットあることの批判を受けるとは思われる。ただ、財務会計と監督会計は目的が異なっているので、すり合わせることが難しいように感じる。アメリカでは両者は別物である。何かを犠牲にする必要がある。税務は将来利益の見込の取り込みが難しいので原価評価ということになると思われる。また、経済的ミスマッチは、将来利益の開示を含む処理である。何を犠牲にしても良いかという社会的なコンセンサスを得る必要もあると考える。仮に、税務だと、会計上でその他有価証券評価差額金をOCI計上している部分も原価評価にしている。保険負債も原価評価という整理になりそうだと考える。研究員としては、２セットあると比較することで、どういった情報がそれぞれに影響するのか調査を行うことができる。いきなり１セットになるよりも、しばらくは併存させて、どういった情報が見られているのか観察してから判断しても良いのではないかと考えている。

（研究員）

全体を分かり易くまとめていただき、ありがたい。何がポイントかを考えると、最近の環境変

化、上場会社の増加・Ｍ＆Ａの増加もあり、保険会社の経済実態の把握の必要性が高まっていると考えている。経済価値ベースのソルベンシー規制も、その流れの一つと考えている。また、投資家に有用な財務情報の提供もその一環として重要であると考える。一方で、消費者(保険契約者)の立場を考えた時に、変動性が大きい時価よりも原価評価を好むのではないかと考える。また、欧米の基準では、株式会社形態を主眼にしている所で、資本効率性も重要視され、保険商品が長期・貯蓄性から短期・保障性に変化しているという調査結果もある。消費者の立場では、長期・貯蓄性も重要だと考えられる。消費者の観点からは、どのように考えるか伺いたい。

（発表者）

何が消費者にとって重要な情報かというと難しい部分がある。そもそも財務諸表を読むことが難しく、財務情報で、潜在的保険契約者に情報提供するには限界がある。一つは、経済価値ベースのソルベンシー規制を開示することで、保険会社の健全性を説明する方向性だと思われる。財務諸表に投資家の観点に加えて消費者の観点を織り込むよりも、投資家に対する有用な情報の提供という財務会計の目的に照らして、一貫して作成する方が良いのではないかと考える。勿論、監督会計との兼ね合いでもこの一貫性は重要と考える。

（研究員）

監督会計も経済価値ベースのソルベンシー規制も、目的は保険契約者保護である。両者の違いについて、どのように考えているか。

（発表者）

保険業法に立脚しているので、監督会計もESRも保険契約者保護が目的に設定されている。ESRは矛盾が生じない。一方、監督会計は一般目的とバッティングしている部分があり、解決する必要性があると認識している。そういう意味では保守的な保険会計を保険業法で規定している部分については、変えていく必要性があるのではないかと考えている。

（発表者）

当資料の中で挙げた課題は、会計と法律の制度面での課題が大きい。別に、保険会社の実務対応やインフラ構築の課題も存在している。例えば、IFRS導入での完全遡及処理というのは、大きな負荷がかかる。歴史が長い保険会社、買収を繰り返した保険会社、多種の商品を扱う保険会社などが、どこまで実務的に実現可能かという論点もある。

（研究員）

欧州でもIFRS17号が始まって適用後レビューがあると思うが、変更した方が良いと思ってい

る点があるか伺いたい。

（発表者）
まだ、適用後、１、２年の話であり、私の知る範囲ではない。

（研究員）
現時点では、IFRS17号の大きな改正があることは想定していない。一方で、他の基準では大きな変更があった。使い勝手等に問題があれば、伺いたい。例えばVFA等はどうか。

（発表者）
確かに、VFAに関しては処理も複雑で、改良部分があり得ると思われる。

（質問者）
ESRが導入された時に、監督会計を続ける意義が良くわからない部分がある。SMRは監督会計ありきであるが、ESRと監督会計は別物になる。こうした中で、違うアプローチの会計を併存させる意義については、どう考えるか。ESR導入後も監督会計は継続するべきだと考えるか。

（発表者）
個人的には、不要になると考えている。当面、ESR導入後も標準責任準備金制度や価格変動準備金・危険準備金等も残る形になる。本来であれば、その辺も整理するべきであると考えている。保険契約者保護は、ESRでできるという前提に立てば、監督会計は不要と考えている。

（質問者）
監督会計の廃止は、ESRで規制は全てカバーしているからと考えても良いか。

（発表者）
大きな意味での財務報告を考えた時には、財務諸表本体は一定の会計基準に従ったものとする一方で、財務諸表以外にもリスクの開示を注記や任意に行うことが、重要になると考える。

（事務局）
監督会計の必要性の検討は、単純に何もされていないだけだと思っている。特に、税務の問題を解消することが難しいと考えている。ただ、本来的に、監督会計の意義と税務が関係ないはずなので、もう少し議論されると望ましいと考える。
税務以外にも配当部分にも影響すると考えられる。ESR的に配当可能額を算出することが正

しいのかという話もある。投資家と保険契約者で二極化出来るのであれば、対応は可能だと思うが、税務と二極化出来るのか、議論が難しい。何かしら手立てがあれば、早く実現出来るかもしれない。

（発表者）

税務も過去の経緯・連続性を切り離せば、新しい経済価値のもとで合理的な制度は構築可能だと思われる。一方で、損金算入限度が、標準責任準備金制度等で評価されている現状よりも小さくなる場合、保険会社の税務負担も高まる。ソフトランディングさせるための政治的な要素も必要かもしれない。

（事務局）

税務会計を変えるとなると、評価替えを行うことになり、莫大な額の税金が生じる可能性がある。会社によっては、担税力が無い可能性もある。

おわりに

早稲田大学商学学術院教授　秋葉　賢一

本書では、従来のソルベンシー規制（SMR）から経済価値ベースのソルベンシー（ESR）規制への変更を受けて、その算出基礎となっている現行の保険会計の問題点や課題について検討した研究会の成果を取りまとめたものである。規制上、保険会社の負債の大半を占める責任準備金を、取得原価による評価から、金融市場や発生率等の変動による影響がただちに反映される経済価値ベースでの評価へ変更することは、わが国の現行の保険会計が、前者の取得原価による評価とは整合的だが、後者の経済価値ベースでの評価とは異なることとなる点を、どのように考えればよいかが主題となっている。

１．規制変更に関する前提

従来のSMR規制における「契約者保護」「保険会社のリスク管理」「関係者への情報提供」といった意義は、ESR規制においても変わるものではないものの、ESR規制では、「フォワードルッキング」「高度化」「比較可能性」が強調されたものとなっている。すなわち、本書でも紹介されているように、2023年６月に金融庁から公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況について（概要）」では、ESR規制を導入する意義が、主に以下の三つの観点から整理されている。

① 契約者保護：保険会社の中長期的な健全性をフォワードルッキングに反映できる規制を導入することにより、リスクが発現した場合にも保険債務を履行できるだけの支払能力の確保を求め、契約者の保護を図る。

② 保険会社のリスク管理の高度化：既に経済価値ベースの考え方を取り入れている会社については、内部管理上の指標と規制上の指標の整合性の向上、未だ経済価値ベースの考え方を取り入れていない会社については、経済価値ベースに基づくリスク管理の導入の促進が期待される。

③ 関係者等への情報提供：経済価値ベースの統一的な基準に基づく情報開示を行うことにより、比較可能性を持った形で財務の健全性に関する情報提供が充実し、保険会社と外部の関係者との対話を通じて、経営へのガバナンスや規律付けの向上が期待される。

本書では、今後の保険会計を検討するにあたっては、保険会社に対して、このようなESR規制の導入を前提としている。

２．保険会計の種類

本書においてたびたび記載されているように、保険会社の会計には、保険業法の経理の規定（RAP）に従っている監督会計（業法会計）と、一般の公正妥当と認められる企業会計の基準（GAAP）に基づく一般目的の財務会計がある。

前述した保険会社に対するESR規制と監督会計の目的は、ともに支払能力の確保による契約者保護にあるといえるが、それを達成するためのアプローチが大きく異なるとされる。前者のESR規制は、フォワードルッキングなアプローチを採用し、保険会社の中・長期的な健全性に影響を及ぼすと考えられる将来のリスクを的確に把握することとし、保険負債についてロック・フリー方式を採用している。これに対して、現行の監督会計は、確実な債務履行に備えて責任準備金を十分かつ早期に積み立て維持するという保守的な処理を採用することによって、保険契約者の保護を図っているとされる。

また、一般目的の財務会計は、利用者の経済的意思決定に有用な情報を提供することを目的としており、財政状態のみならず経営成績についても適正に表示することが求められる。しかし、現行のわが国においては、保険契約に関して一般の公正妥当と認められる企業会計の基準はなく、監督会計がそのまま使われている。一つの規定に基づいて目的の異なる報告をどのように行うかは、ESR規制とは離れて、そもそも論点となるものである。

３．保険会社に対する規制と会計の組合せ

ESR規制の導入を前提として、保険会社の会計である監督会計と一般目的の財務会計をどのように整理するかについては、取得原価会計ともいうべき現行の保険会計（C型）、経済価値ベースの基準に基づく保険会計（E型）、保険会計の廃止という３つの選択肢が、監督会計と一般目的の財務会計のそれぞれに適用することが考えられることから、分類上、以下の９つの組合せとなる。

	監督会計		
一般目的の会計	現行（C型）	経済価値ベース（E型）	なし
現行（C型）	C-1	C-2	C-3
経済価値ベース（E型）	E-1	E-2	E-3
なし	X-1	X-2	X-3

現状は、一般目的の財務会計も監督会計も現行の保険会計（C型）であるため、C-1である。ただし、連結財務諸表において指定国際会計基準を適用（IFRSを任意適用）している場合、業法上の開示規制でも認められているため、E-2に近い。もっとも個別財務諸表は監督会計に基づ

く必要があり、単体上はC-1であり、全体としては、個別財務諸表が現行の監督会計で、連結財務諸表が経済価値ベースの基準に基づく一般目的の財務会計とすれば、E-1とも考えられる。

９つの組合せのうち、一般目的の会計を「なし」とする選択肢（X-1、X-2、X-3）は、損害保険会社を含む保険会社が株式会社であれば会社法の規制を、上場していれば金融商品取引法の規制も受けるため、採用されることはないと考えられる。

本書では、ESR規制の導入を踏まえて、保険会社の一般目的の財務会計において、これと整合的なIFRS第17号のような会計基準を導入する場合、監督会計との関係をどうするのかを論点としており、この場合は、以下の３つの選択肢（E-1、E-2、E-3）となる。

E-1：現行の監督会計も並列して使用し続ける（保険業法における監督会計は、監督当局への報告、契約者配当規制、法人税法会計等のために併存させる）

E-2：現行の監督会計を一般目的の財務会計に準じるものに変更する（保険業法における責任準備金や支払備金等の規定についても、ESR規制と整合的な一般目的の財務会計に準じる旨の改正を行ない、一般目的の財務会計と一致させる）

E-3：現行の監督会計を廃止する（保険業法から経理規定を削除し、別途、一般の公正妥当と認められる企業会計の基準を定める）

まず一番目（E-1）の選択肢は、現行の保険業法の保守的な監督会計が、監督当局への報告のほか、契約者配当規制や法人税法など他にも用いられているため、この用途を残すために、一般目的の財務会計と併存させようとするものである。現状では、連結財務諸表においてIFRSを任意適用している場合に、個別財務諸表は監督会計に基づいており、全体として、この考え方に近い方法も採用されている。しかし、一般目的の財務会計では、連単一致を基本として会計基準が開発されており、また、法人税法や会社法は、基本的に一般目的の財務諸表を基礎として課税所得や分配可能額を算定するため、監督会計による財務諸表（監督当局への報告書）が別途存在しても、それを基礎とするには、制度の抜本的な見直しが必要と思われ、現実的ではないと考えられる。

二番目（E-2）の選択肢は、監督会計、つまり保険業法の経理の規定を残しつつ、それを一般目的の財務会計に一致させるように変更する案であり、三番目（E-2）の選択肢は、監督会計を廃止し、外部報告は一般目的の財務会計に一本化する案である。これらの意味するところが、同じ数字で形式的に二つの報告書とするか形式的にも一つの報告書とするかの違いであれば、実質的に相違はない。

上述した三つの選択肢のいずれにおいても、これらに共通する前提は、保険会社の一般目的の財務会計において、ESR規制の導入と整合的な一般の公正妥当と認められる企業会計の基準（GAAP）を開発することである。監督会計が一般目的の財務会計に用いられている現状では、まずは監督当局がどのように考えているか（又は、監督当局の考えに、関係者がどのように働きかけていくか）が重要になろう。ESR規制が導入されても、それと整合的な会計基準による財

務報告のニーズが高くない場合には、保険会計とは別に、ESR規制のためだけの保険負債を算定することも考えられるためである。

これまでもわが国では、保険契約に関して一般の公正妥当と認められる企業会計の基準はなく、監督会計がそのまま使われてきており、これでよいのかどうかは、ESR規制の導入とは別に、そもそも論点となるものである。監督会計＝一般目的の財務会計であったという理由が、SMR規制と整合的であったことだけであれば、ESR規制の導入によって大きく変化することになり得るが、他の理由（例えば、契約者配当や税務）にもよるものであれば、現行の保険会計がそのまま存続するということもあるかもしれない。

だからといって、この研究会の意義が失われるわけではなく、むしろ制度改正に必要な論点の検討が行われ、本書としてまとめ上げられた意義は大きいであろう。

執筆者紹介（執筆順）

大塚　忠義　　座長、第４章
早稲田大学商学学術院教授。博士（経済学）
1981年より生命保険会社および再保険会社でプライシング、リスク管理を担当し、外資系生命保険会社で商品開発担当の執行役員を務めたのち2010年退職。2014年早稲田大学商学学術院助教を経て2018年より現職。日本アクチュアリー会理事。
著書／『生命保険業の健全経営戦略　財務指標とリスク測定手法による早期警戒機能』（日本評論社・2014年）、『経済価値ベースのERM』（分担執筆・中央経済社・2015年）、『保険販売の新たな地平』（早稲田大学保険規制問題研究所編・分担執筆・保険毎日新聞社・2016年）など

崔　桓碩　　第１章
八戸学院大学地域経営学部准教授。修士（商学）
2013年に早稲田大学商学部助手、2015年より八戸学院大学ビジネス学部助教、講師を経て、2021年より現職。所属学会は、日本保険学会、韓国保険学会、生活経済学会、韓国リスク管理学会
著書・論文／『保険販売の新たな地平』（早稲田大学保険規制問題研究所編・分担執筆・保険毎日新聞社・2016年）、「低所得世帯の生命保険・共済加入行動に関する考察」『生命保険論集』第228号（共著・2024年）、「年齢および所得水準が生命保険需要に与える影響」『生命保険論集』第218号（共著・2022年）など

谷口　豊　　第２章
早稲田大学商学学術院非常勤講師
2000年より生命保険会社にて法定決算、再保険、プライシング、収益管理、グループ戦略などの業務に携わっている。早稲田大学商学学術院の非常勤講師は2022年より担当している。
日本アクチュアリー会正会員。
研究業績／「日本における介護保険パズルの解明に係る考察」（2023年共著）、「公的介護保険の持続可能性に関する考察－「財政健全化に向けた建議」の検証 －」（2022年）、
「EDA手法による要介護認定率の地域差の分析」（2021年共著）、「高齢者世帯の貯蓄ゼロ割合に係るシミュレーション」（2020年共著）、「健康寿命および要介護者数の将来推計」（2019年共著）

羽根　佳祐　　第３章
成城大学経済学部准教授。博士（商学）
2012年早稲田大学商学学術院助手、助教を経て、2018年成城大学経済学部専任講師となり2021年より現職。

著書／『IFRSの会計思考―過去・現在そして未来への展望』（分担執筆・中央経済社・2015年）、『財務会計の理論と制度』（分担執筆・中央経済社・2018年）、『保険契約の会計―利益測定に関する基礎概念の解明』（中央経済社・2021年）など

早稲田大学大学院会計研究科OB　　第４章
第４章は当該OBと大塚の共著であるが、所属組織の職務規定により匿名とする。

逆井　幹則　　第５章
早稲田大学大学院会計研究科OB
1988年より生命保険会社でアクチュアリー実務や経営企画業務の経験を積み、保険数理コンサルティングや外資系生命保険会社の経営に携わる。
早稲田大学大学院会計研究科　2022年修了　会計修士（専門職）
日本アクチュアリー会正会員

産研シリーズ　No.50

2025年６月30日　発行

発行者　早稲田大学産業経営研究所
所長　矢後　和彦

発行所　早稲田大学産業経営研究所
〒169-8050　東京都新宿区西早稲田1-6-1
電　話　03-3203-9857
ＦＡＸ　03-3203-4274

印刷所　照栄印刷株式会社

R.I.B.A
Research Institute of
Business Administration
Waseda University

産研シリーズ　50

早稲田大学産業経営研究所